

2017
岩見沢市都市計画マスタープラン
IWAMIZAWA CITY

みどりと人のつながりでつくる 安全・健康・文化都市いわみざわ



岩見沢市都市計画マスタープラン

岩見沢市

岩見沢市都市計画マスタープラン

■発行 2017年3月
岩見沢市 建設部 都市計画課
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
TEL 0126-23-4111 (内線342) FAX 0126-23-7272
E-mail : toshikei@i-hamanasu.jp
<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/>

岩見沢市

岩見沢市都市計画マスタープランの見直しにあたって

岩見沢市は、雄大な石狩平野を西にのぞみ、北海道の開拓が始まるとともに、先人が築き上げてきた多くの資産を背景に、石炭や人・モノの輸送における交通の結節点として、次第に市街地が形成され、産業や文化などの南空知の中心都市として発展してきました。

岩見沢市都市計画マスタープランは、このような歴史のあるまちの資産を市民が共有し、活用することを通じて活力ある都市づくりを進めることを目指し、平成 18 年 3 月に策定しました。その後、旧北村、旧栗沢町との市町村合併に伴い、平成 23 年 5 月に一部見直しを行いました。当初の策定からは 10 年が経過しました。この間、コンパクトで住み心地のよいまちを目指す都市づくりに取り組んでまいりましたが、人口の減少や高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢の変化は著しく、雇用の創出や子育て環境などの充実、安心して健康に暮らせる生活環境の創出など、地方創生に向けて、都市づくりにも新たな課題が生じています。

このため、本マスタープランについて、見直しを行うこととしました。

将来都市像として掲げる「みどりと人のつながりでつくる安全・健康・文化都市いわみざわ」や 10 の基本目標は、当初策定から 20 年間の計画期間における都市づくりが目指すものとして、引き続き位置づけることとしますが、都市づくりの目指すべき方向性と基本方針、これらに基づく具体的施策については、これまでの都市づくりの成果を振り返るとともに、生じてきた新たな課題やこれからの岩見沢市のあるべき姿を見据えて見直しを行いました。

新たな都市づくりの目指すべき方向性としては、子育て世帯や高齢者・障がい者世帯など誰もが安心して暮らすことができるよう、医療・福祉や公共公益サービスが集積した市街地とこれらを公共交通によるネットワークで結ぶ「コンパクト+ネットワークのまちづくり」、豊かな緑や鉄道のまちとしての歴史など岩見沢の特性を生かしたまちの魅力と安全・安心・健康な暮らしを育む「地域ブランディングの推進」、市民の皆さんや民間事業者の方々との協働、連携により都市づくりに取り組む「市民協働、公民連携によるまちづくり」の 3 つを掲げ、将来都市像の実現に向けた都市づくりの具体的施策に取り組むこととします。

本マスタープランの見直しにより、安全・安心と魅力にあふれた都市づくりに、市民や民間事業者の皆さまとともに、引き続き、取り組んでまいりたいと思います。

平成 29 年 3 月

岩見沢市長 松野 哲

第Ⅰ章 はじめに

- 1 計画の概要 2
- 2 岩見沢市の現状と課題 7
- 3 これまでの都市づくりの具体的な取組（実現化の方策）の進捗 33

第Ⅱ章 都市づくりの基本目標

- 1 将来都市像 44
- 2 都市づくりの基本目標 45
- 3 目指すべき方向性 49

第Ⅲ章 都市づくりの基本方針

- 1 都市構造・都市空間 58
- 2 土地利用 65
- 3 地域交通 70
- 4 道路 73
- 5 公園・緑地 77
- 6 下水道 80
- 7 その他の都市施設 82
- 8 防災性の向上 83
- 9 景観の形成 87

第Ⅳ章 都市づくりの具体的施策

- 1 都市づくりの基本方針と具体的施策 92
- 2 都市づくりの具体的施策 95

第Ⅴ章 重点課題と具体的施策

- 1 重点課題について 134
- 2 重点課題と具体的施策 134

第Ⅵ章 地域まちづくり構想

- 1 地域まちづくり構想と見直しについて 142
- 2 地域まちづくり構想
 - ① 幌向地域 144
 - ② 上幌向地域 147
 - ③ 中央・東部・南部・西部地域 150
 - ④ 若松・北・北盛地域 153
 - ⑤ 利根別・日の出・東・新東町地域 156
 - ⑥ 宮の下・春日・鳩が丘・日の出・緑が丘地域 159
 - ⑦ 美園・駒園・南町・志文地域 162
 - ⑧ 栗沢地域 165

第 I 章 はじめに

- 1 計画の概要
- 2 岩見沢市の現状と課題
- 3 これまでの都市づくりの具体的な取組（実現化の方策）の進捗

1 計画の概要

(1) 策定の目的

都市は、多くの人々が住み、働き、憩う場所です。都市づくりは、そこに住み、活動する人々の意向が反映され、安全かつ快適で機能的であることが求められます。

岩見沢市都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画* 1 に関する基本的な方針」（以下、都市計画マスタープラン）として、市町村の理解と参加のもとに、岩見沢市の中・長期的な都市づくりの指針を定めることを目的とします。

(2) 見直しについて

岩見沢市都市計画マスタープランは平成 17 年度に計画期間を 20 年間として策定しました。その後、旧北村、旧栗沢町との市町村合併に伴い、平成 23 年度に一部見直しを行いました。

当初の策定から計画期間の半分にあたる 10 年が経過し、この間、人口の減少や高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢の変化は著しく、都市づくりにおける課題にも変化を生じてきていることから、岩見沢市都市計画マスタープランの見直しを行いました。

当初計画の見直しにあたっては、これまでの都市づくりの具体的な取組の進捗状況について、市役所庁内関係課でのヒアリングなどにより確認しました。その上で、庁内関係課で構成する庁内検討会議において、今後の都市づくりの課題と見直しの案を検討しました。

市長の諮問機関である岩見沢市都市計画審議会には、平成 28 年 3 月に岩見沢市都市計画マスタープランの見直しについて諮問し、同審議会に設置した検討部会において集中的に審議を行いました。

その後、パブリックコメントを経て、岩見沢市都市計画審議会から見直しについて答申を受け、策定しました。

* 1 都市計画：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設（道路、公園、下水道など）及び市街地再開発事業に関する計画です。

(3) 計画の位置づけ

岩見沢市都市計画マスタープランは、旧北村、旧栗沢町との市町村合併により策定された「新岩見沢市総合計画」に即し、その内容を踏まえて都市計画分野の行政運営の基本方針を示すものとして位置づけられています。

また、岩見沢市人口ビジョン*¹ や岩見沢市総合戦略*² をはじめとする各種計画との連携や北海道が定める「岩見沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*³」との整合を図ります。

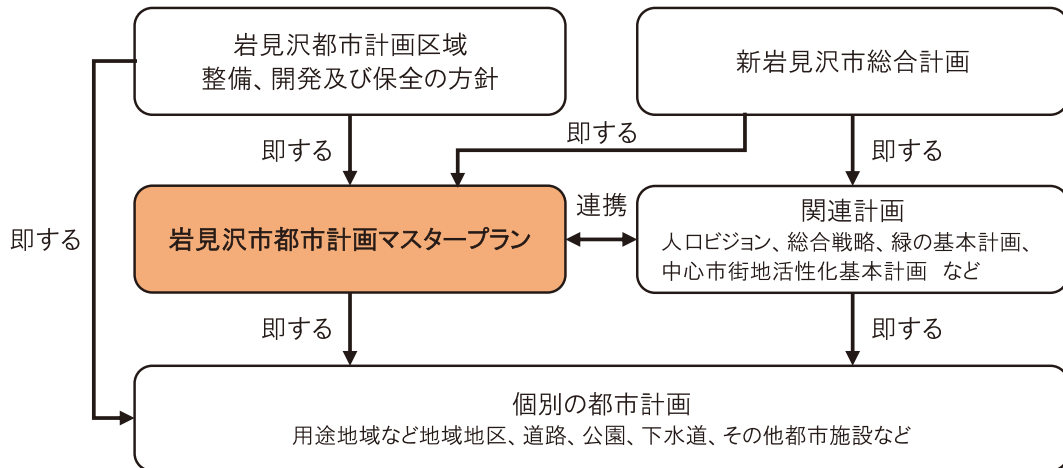


図 1-1-1 計画の位置づけ

(4) 計画期間

平成 17 年度策定の当初計画の計画期間は、平成 18 年度から平成 37 年度までの 20 年間ですが、中間での見直しとなる本計画では、計画期間の後半にあたる平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間で計画期間とします。

(5) 計画の進行管理

本計画には、目指すべき方向性と都市づくりの基本方針の下に、都市づくりの具体的施策を位置づけています。この具体的施策については、概ね 5 年を目途に進捗を確認することとします。

* 1 岩見沢市人口ビジョン：「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の制定や国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を受けて、岩見沢市における人口の推移及び現状分析を通じて人口の将来展望を示すものです。平成 28 年 1 月策定
 * 2 岩見沢市総合戦略：岩見沢市人口ビジョンを踏まえ、平成 31 年度までの 5 か年における人口減少対策や地方創生に関連する施策を位置づけるものです。平成 28 年 1 月策定
 * 3 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都道府県が定める都市計画区域における基本的な方針として、「都市計画の目標」及び「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」を定めるよう努めるものとされており、都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものとすることとされています。

I はじめに

計画の概要、岩見沢市の都市づくりの現状と課題、並びに都市計画マスタープランに基づくこれまでの都市づくりの具体的な取組（実現化の方策）の進捗と今後の課題について整理します。

II 都市づくりの基本目標

将来都市像 みどりと人のつながりで作る安全・健康・文化都市いわみざわ

- 基本目標
- 1 将来に向けて都市構造を再構築する
 - 2 自然・緑のつながりを実感する
 - 3 「農」との結びつきを大切にする
 - 4 優れた景観を形成する
 - 5 安全・安心して住み続ける
 - 6 まちなかの魅力を高める
 - 7 身近な生活環境の質を高める
 - 8 都市の記憶を重ね、再生する
 - 9 雪に強く、雪を楽しむ
 - 10 協働のまちづくりを推進する

目指すべき方向性

1 コンパクト+ネットワークのまちづくり

2 地域ブランディングの推進

3 市民協働、公民連携によるまちづくり

III 都市づくりの基本方針

都市計画や都市づくりの基本となる方針を次の9の項目について定めます。

各方針では、都市計画法に基づく都市計画決定等に関わる方針のほか、都市づくりの具体的施策の方針を定めます。

- 1 都市構造 都市空間 3つの目指すべき方向性を踏まえた都市構造、都市空間の形成
- 2 土地利用 農地等の保全、都市機能の集積、空き地・空き家の利活用促進
- 3 地域交通 アクセシビリティと利便性向上のための地域公共交通の再編、安全な自転車交通環境の確保
- 4 道 路 骨格となる道路の整備、市民協働の下での道路除排雪の推進
- 5 公園・緑地 大規模緑地や森林等の保全と利活用、公園の機能の見直し、街路樹の維持管理
- 6 下水道 下水道施設の長寿命化や処理の効率化による衛生環境の確保、下水道資源の有効活用
- 7 その他の都市施設 人口の減少等に対応した各都市施設の適切な管理運営と長寿命化
- 8 防災性の向上 道路ネットワークの整備や安全安心の確保など、災害に強いまちづくりの推進
- 9 景観の形成 市民協働の下での、豊かな緑と歴史的資源を生かした街並み景観の形成

IV 都市づくりの具体的施策

3つの目指すべき方向性の下に、都市づくりの基本方針に即して、具体的施策を定めます。「環境負荷の低減」、「バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入」を具体的施策の展開にあたっての共通の視点とします。

（「まち歩き文化」を育む）	（「緑住文化」を育む）	（「ネオ・コミュニティ文化」を育む）
<p>コンパクト+ネットワークのまちづくり</p> <p>都市機能の集積と道路・公共交通等によるネットワークの形成、市街地外縁部の土地利用の保全</p>	<p>地域ブランディングの推進</p> <p>岩見沢の特性を生かした、まちの魅力の向上、災害等に強いまちづくりや安全安心の確保</p>	<p>市民協働、公民連携によるまちづくり</p> <p>市民の参画や協働によるまちづくり、民間事業者のノウハウ等の活用と連携によるまちづくり</p>
都市機能等の誘導と地域公共交通、骨格となる道路によるネットワークの形成	都市の利便性、街並みなどの魅力、安全安心の向上、健康コミュニティの推進	市民や民間事業者等、大学と連携したまちづくり、地域が主体となった地域運営の推進
農地の流動化による保全、市街地における都市機能の誘導と土地利用の見直し	都市機能の誘導による利便性の向上、空き地・空き家の利活用の促進	市民協働、公民連携による空き地・空き家の利活用の促進
交通ネットワークの形成と、安全な自転車交通環境の確保や自転車ネットワークの整備	都市機能へのアクセシビリティや日常生活の利便性を高める地域公共交通の再編	公共交通の利便性の向上と利用促進、自転車交通に関するルールやマナーの浸透
都市の骨格となる道路の整備とネットワークの形成、自転車ネットワークの整備	都市内道路ネットワークの形成による災害対応力の向上と広域アクセスの向上	道路除排雪における市民の理解の向上、市民協働の推進
大規模緑地の整備、森林などの保全、人口の減少等を踏まえた公園の機能の見直し	公園・緑地の利活用による住環境の保全、街路樹の維持管理	市民協働による公園・緑地の維持管理、緑のリサイクルの推進
下水道施設の長寿命化、下水等の処理の効率化	下水道資源の有効活用	
人口の減少や高齢化に伴う需要等の変化に対応した各都市施設の適切な管理運営と長寿命化		
都市内道路ネットワークの整備や道路除排雪体制の確保による災害や雪に強いまちづくり	高齢者や障がい者などの生活支援や安全安心が確保された住環境の形成	市民協働による雪への対応や安全安心の確保
農地や大規模緑地などの保全、空き地や空き家の利活用による景観の保全	緑の骨格形成、緑と歴史的資源を生かした景観形成、まちづくり	市民等による身近な緑の創出と共有、緑の街並み景観の形成

V 重点課題と具体的施策

目標の実現に向けて、3つの目指すべき方向性の下で特に重点的または先行的に取り組むべき課題を位置づけます。取り組みにあたっては、庁内関係課をはじめ、関係団体・機関や民間事業者、市民との連携を重視します。

<p>不動産ストックの活用による都市機能の集積</p> <p>民有空き地や空き施設、公的不動産を活用し都市機能等を誘導、集積するための不動産ストックの活用方策に関する公民連携の取組</p>	<p>公園の再整備と利活用による住環境の向上</p> <p>人口の減少や高齢化の進行に伴う公園に求められる質（機能）の変化を踏まえた公園の機能の見直しと集約、利活用による住環境の向上と維持管理の検討</p>	<p>地域が主体となった地域運営の推進</p> <p>地域の実情や地域が抱える課題に応じて、地域が主体となって地域運営（エリアマネジメント）を図るための支援、推進方策の制度的枠組み</p>
---	--	---

VI 地域まちづくり構想

8つの地域ごとの特性、課題を整理し、これらに対応した地域ごとのまちづくりの方針を定めます。



2 岩見沢市の現状と課題

(1) 地形・地勢、広域的な位置づけ

1) 地形・地勢

岩見沢市は、札幌市の東方約40kmの距離にあり、石狩平野の東部に位置しています。

市街地の南西側や北村地区には石狩平野が広がっており、稲作や玉ねぎなどの畑作、花卉栽培が行われています。平野部を中心として営まれる農業は本市の基幹産業の一つとなっています。

市街地の東側や栗沢地区には、なだらかで緑豊かな丘陵地が広がり、さらに夕張市にかけての山地となっています。

2) 広域交通

鉄道は、JR函館本線及びJR室蘭本線が通り、JR岩見沢駅は両線の分岐駅となっています。古くから、石炭や人・モノの輸送における交通結節点として、市街地が発展してきた経緯があります。

主要道路は、国道12号が通り、国道234号は起点となっています。市街地の南側を高速道路・道央自動車道（北海道縦貫自動車道）が通り、岩見沢インターチェンジが設置されているなど、交通の要衝となっています。

また、市域の南西では道央圏連絡道路（国道337号）の整備が進んでおり、国道234号とのアクセス道路を整備することにより、新千歳空港への物流の効率化による、経済・産業の活性化が期待できます。

3) 広域商圏

平成21年度北海道広域商圏動向調査によると、岩見沢市は札幌広域商圏に含まれるとともに、3市3町1村からなる中小商圏の中心都市となっており、周辺市町村から買回品*1購買客の流入が生じています。（図1-2-1）

一方で、店舗数及び年間商品販売額はともに減少傾向にあり、商業機能の低下、衰退が課題となっています。（図1-2-2）

*1 買回品：その商品を買うために複数の店を見て回り、価格やデザインなどを比較して決める商品で、調査では、高級衣料、呉服・寝具、服飾品・アクセサリー、靴・カバン、時計・メガネ・カメラ、家庭電気製品、家具・インテリア、書籍・文具、楽器・DVD・スポーツ用品、贈答品としています。

4) 通勤、通学

通勤に関しては、本市からの流出超過となっている市町があり、特に製造業、運輸業、教育・学習支援業については他市区町村で従業する就業者が多い状況にあります（図 1-2-3）。産業・雇用に関しては、周辺市町村と圏域を構成していることを視野に入れる必要があります。

一方、通学に関しては、本市への流入超過となっている市町が多い状況にあります（図 1-2-4）。北海道教育大学岩見沢校や特色のある高校などがあることから、周辺市町村に対して教育の拠点となっている本市の役割を考慮し、まちづくりの方向性を検討することが考えられます。

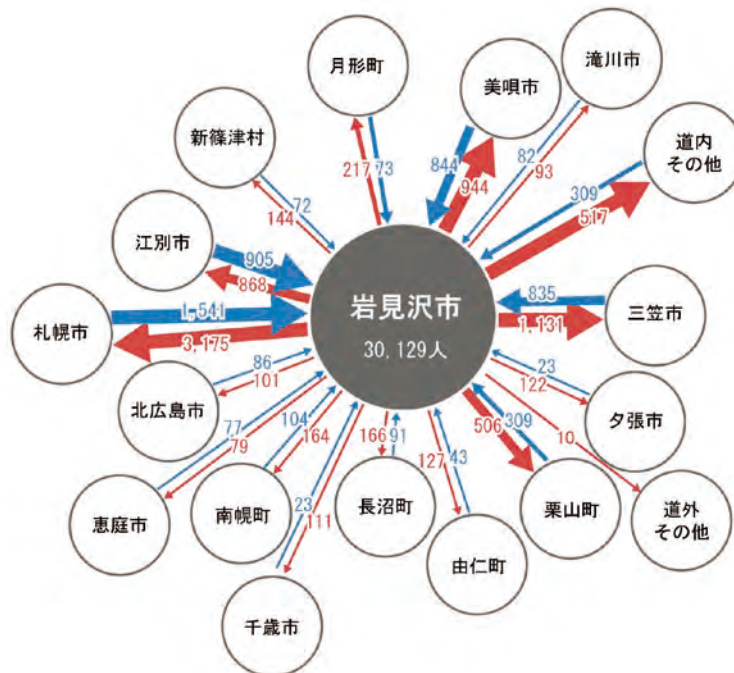


図 1-2-3 通勤の状況 (H22 国勢調査)

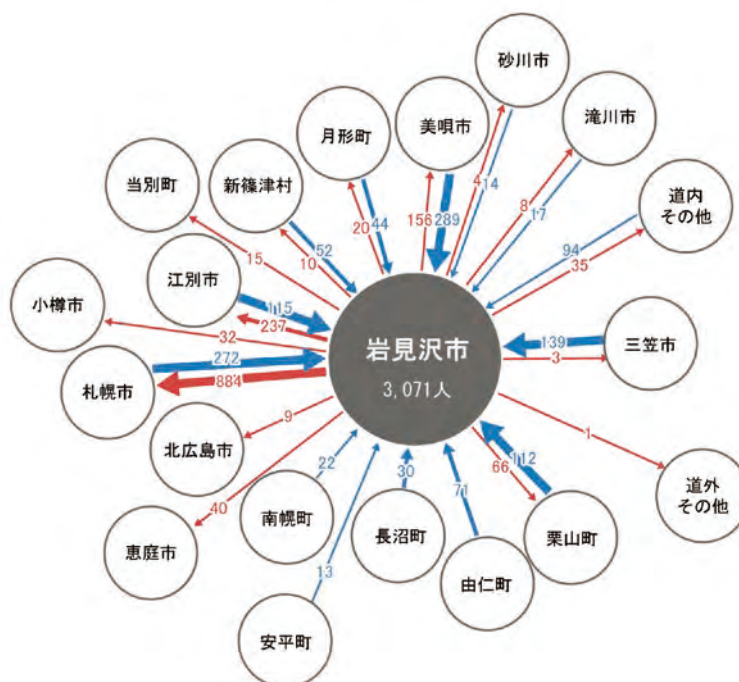


図 1-2-4 通学の状況 (H22 国勢調査)

(2) 人口・世帯数の推移

岩見沢市の人口は、平成7年の97,042人をピークに減少に転じており、平成27年の国勢調査では、84,499人となっています。

世帯数は、平成17年の37,322世帯をピークに減少に転じており、同じく平成27年の国勢調査では、36,155世帯となっています。また、平均世帯規模は2.34人/世帯となり、世帯規模の縮小傾向も続いています。

岩見沢市では平成28年1月に岩見沢市人口ビジョンを策定しています。子育て支援などによる出生率の向上、移住施策や雇用創出による社会減（転出超過）の縮小により、平成42年の人口を73,954人、平成52年の人口を66,882人として、国立社会保障人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計値を上回る目標値を定めています。（図1-2-5）

地区別人口については、平成7年以降人口の減少が継続している地区と、平成12年に人口が増加から減少に転じた地区があります。また、地区別世帯数については、比較的近年まで増加傾向にあった地区と横ばい又は減少となっている地区があり、地区ごとの人口・世帯数の減少傾向などに差が生じていると考えられます。（図1-2-6）

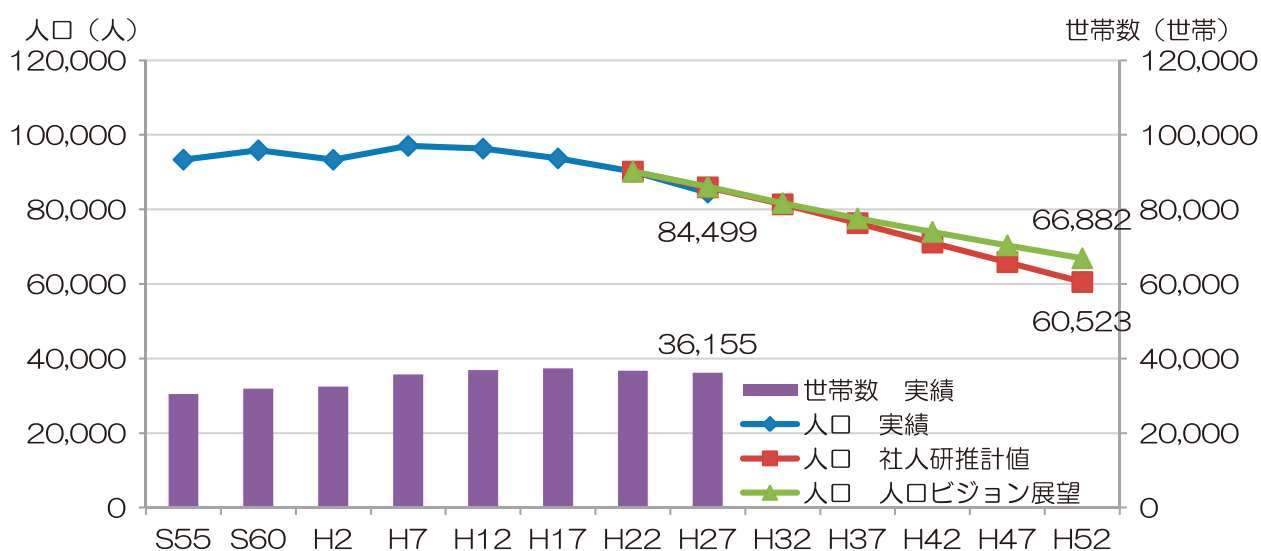


図1-2-5 人口・世帯数の推移と将来展望（岩見沢市人口ビジョン）

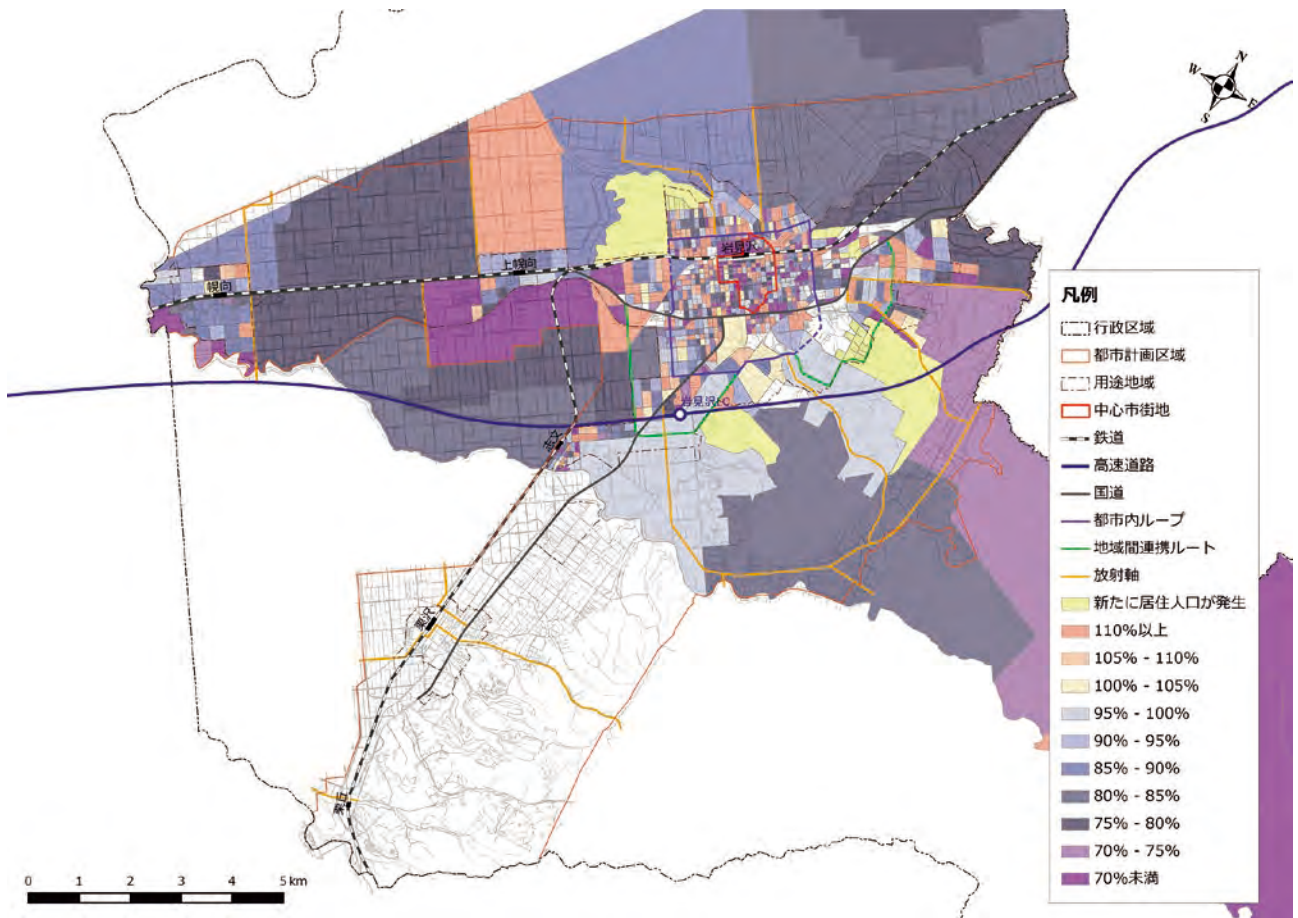


図 1-2-6 H12-H22 地区別人口増減率の状況

(3) 人口の高齢化

65歳以上の老年人口の割合（高齢化率）は一貫して増加傾向にあり、平成22年の国勢調査では27.8%に達しています。

本市の人口ビジョンでは、平成42年の65歳以上の老年人口を28,075人（38.0%）、平成52年の老年人口を25,833人（38.6%）として、社人研の推計値を下回る目標値（展望）を定めています。（図1-2-7）

地区別の高齢化率については、地区ごとに差があり、急速に高齢化が進行し他地区と比較しても高齢化率が高い地区もみられます。（図1-2-8）

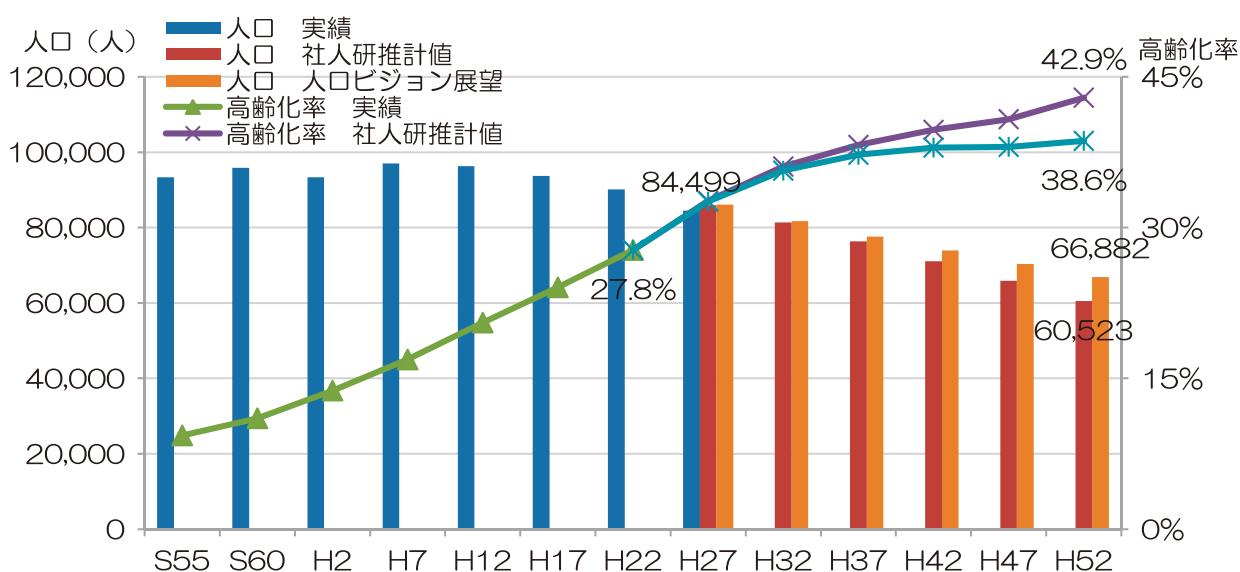


図1-2-7 人口、高齢化率の推移と将来展望（人口ビジョン）

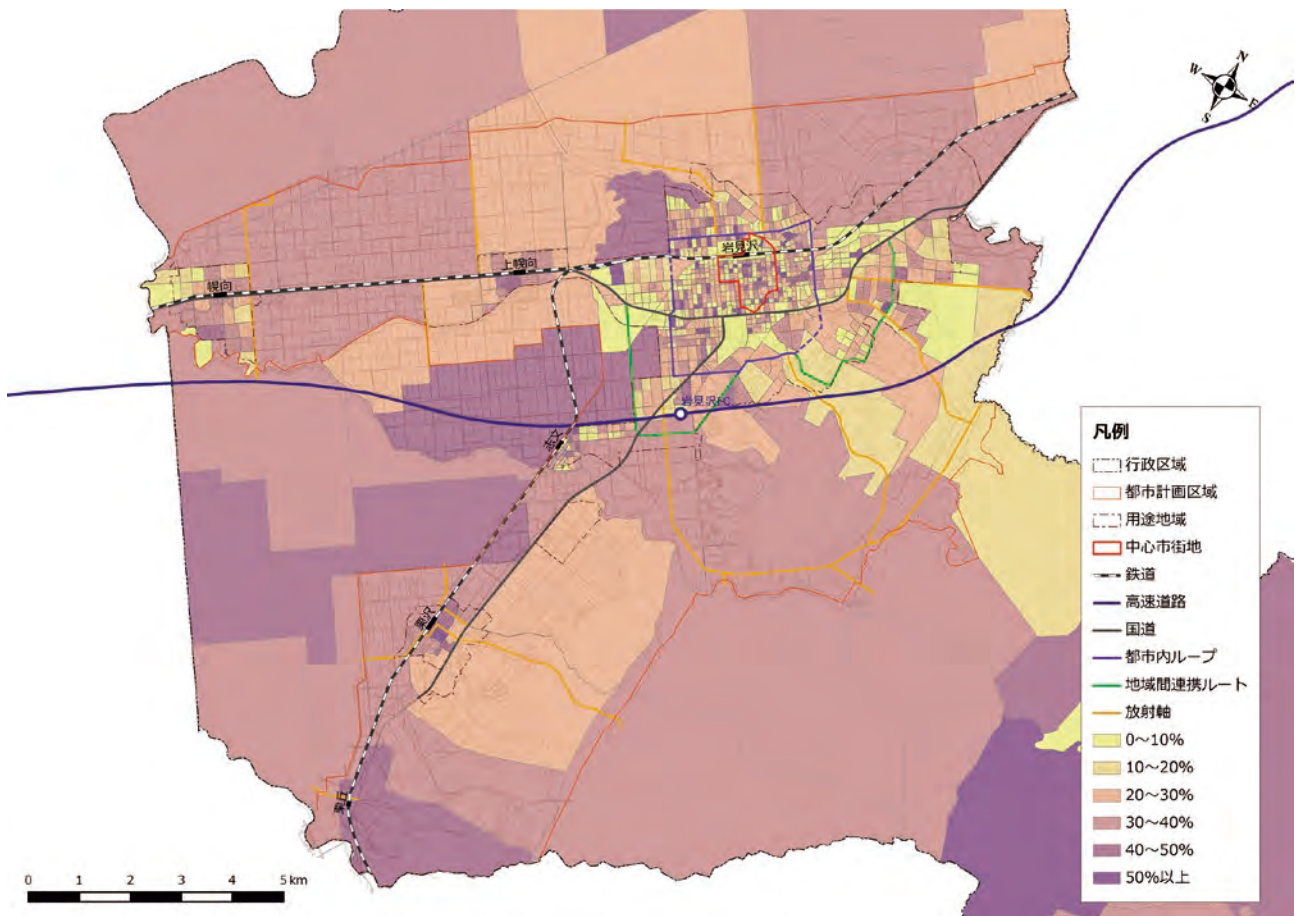


図 1-2-8 H22 地区別高齢化率の分布

(4) 人口密度、土地利用の密度

国勢調査による人口集中地区（DID）*1の面積は平成7年以降横ばいとなっていますが、DID内人口は減少しており、DIDにおいても人口の低密度化が進んでいると考えられます。（図1-2-9）

市街地における人口密度の分布をみると、美園地区、大和地区、日の出地区に比較的人口密度の高い地区がみられます。（図1-2-10）

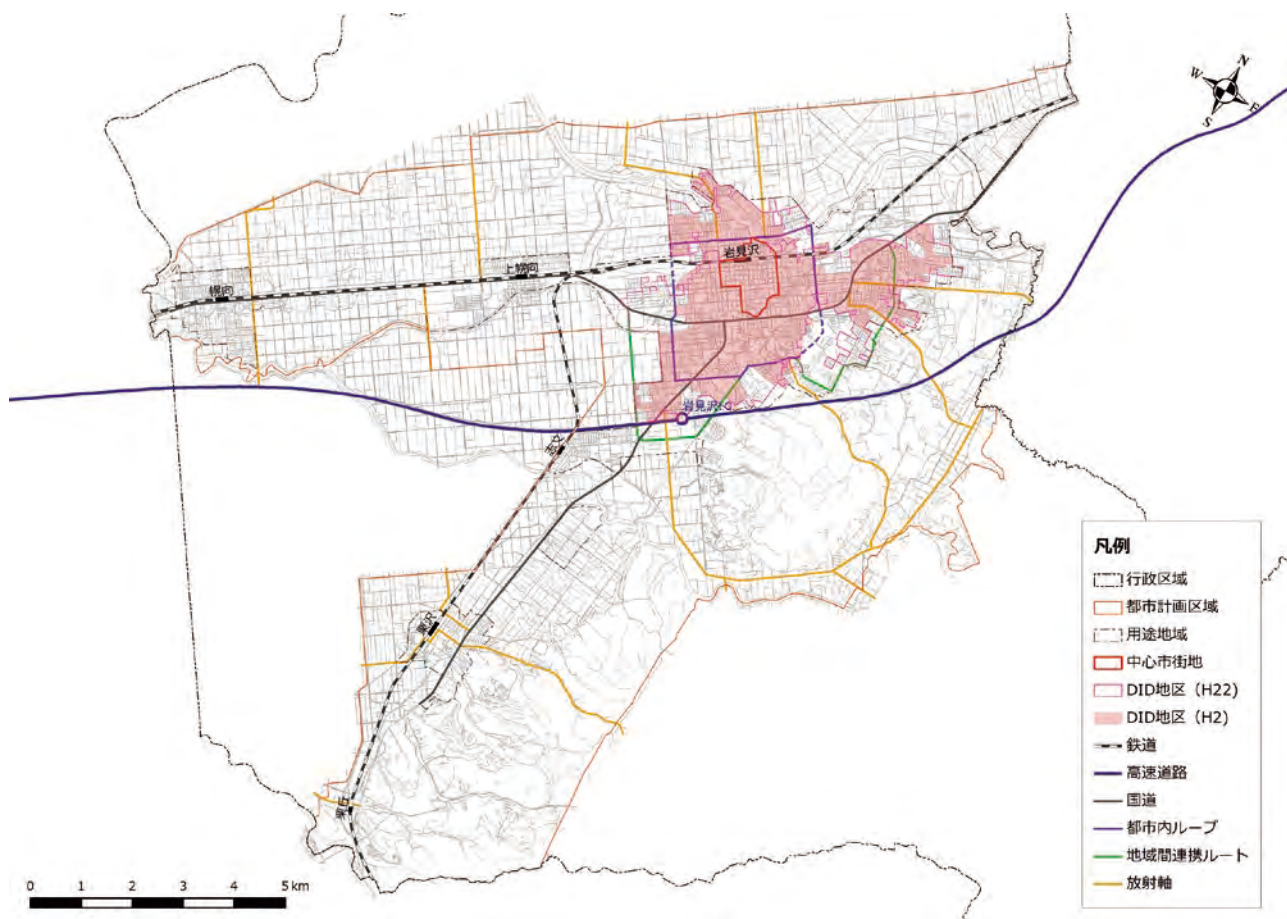


図1-2-9 DIDの変遷

*1 人口集中地区（DID）：国勢調査において、40人/ha以上の人口密度の基本単位区が5,000人以上連担している地区をいいます。

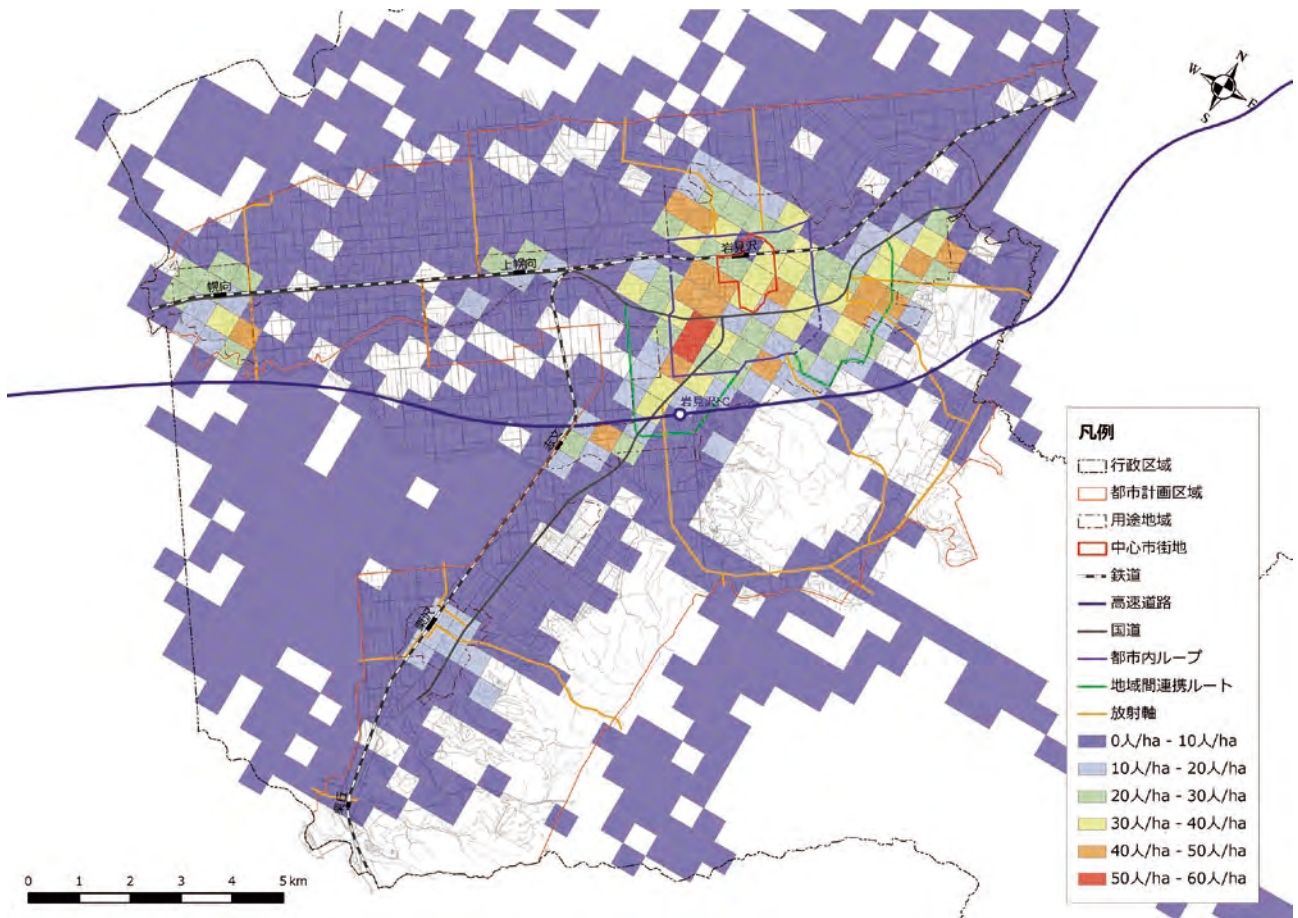


図 1-2-10 H22 地区別人口密度の分布

未利用地の分布についてみると、市街地の外縁部や上幌向地区などに比較的規模の大きい未利用地がみられるほか、市街地中心部には青空駐車場が細かく分布しています。(図 1-2-11)

平成 26 年の都市計画基礎調査*1 によれば、用途地域内には未利用地や青空駐車場が 283ha あり、その時点での用途地域面積の 8.9% を占めています。

市有施設のうち遊休施設は、各市街地に分布していますが、中心市街地やその周辺に比較的規模が大きい施設(土地)があり、公共公益施設や医療・福祉施設、商業業務施設などの都市機能施設の誘導を図るために活用することが考えられます。(図 1-2-12)

建築年度別の建物の分布状況を見ると、大和地区などの市街地外縁部などには比較的新しい建物が分布している地区がみられますが、JR 岩見沢駅周辺の中心市街地には建築年度が古い建物が多く分布しており、老朽化が進んでいると考えられます。(図 1-2-13)

倒壊や落雪、火災などの問題がある管理不全の空き家は、解体や管理不全の解消と新たな登録により、平成 23 年以降 180 ～ 200 戸で推移している状況であり、平成 28 年 10 月現在、管理不全の空き家は 203 戸となっています。

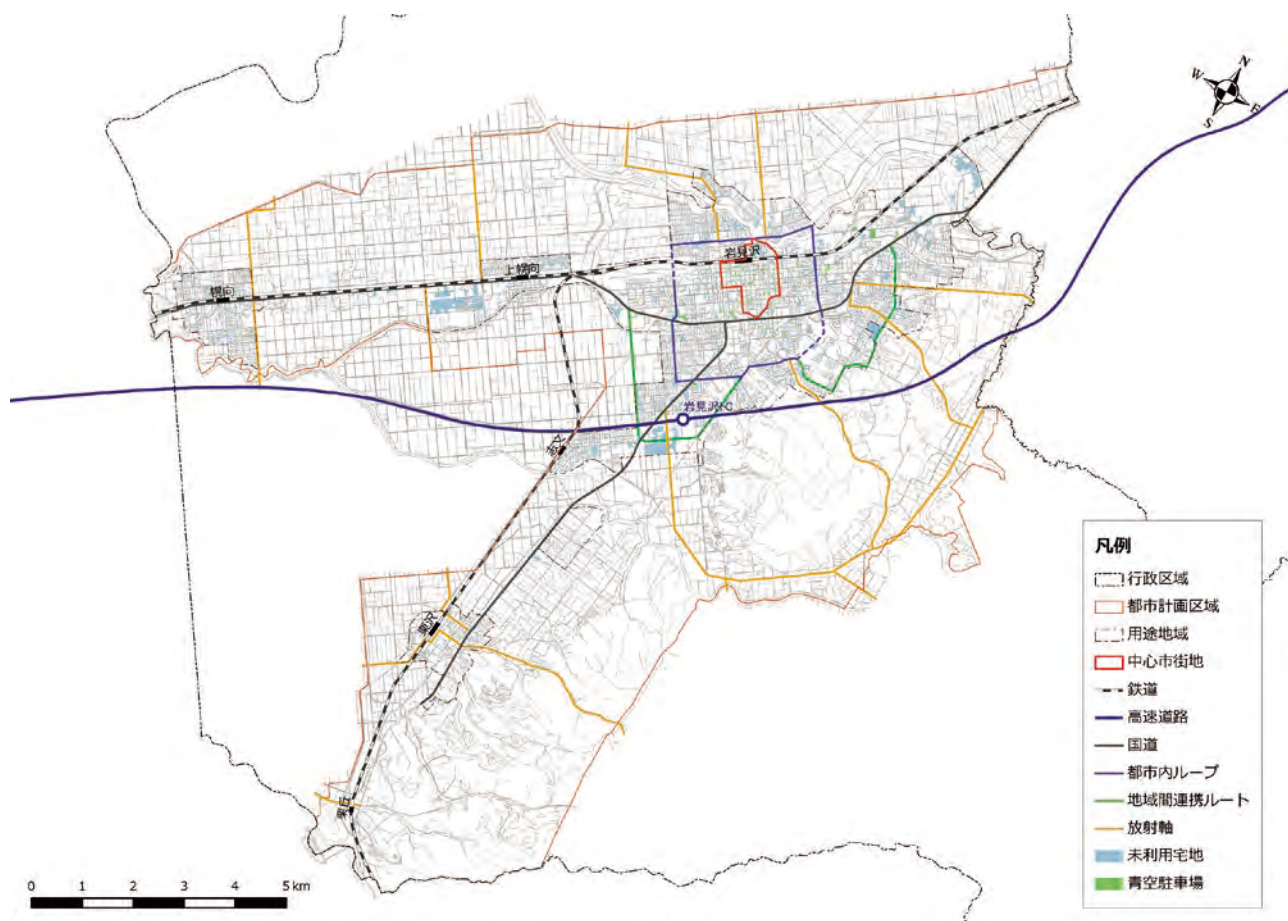


図 1-2-11 未利用地等の分布

*1 都市計画基礎調査：都市計画法第 6 条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握する調査です。

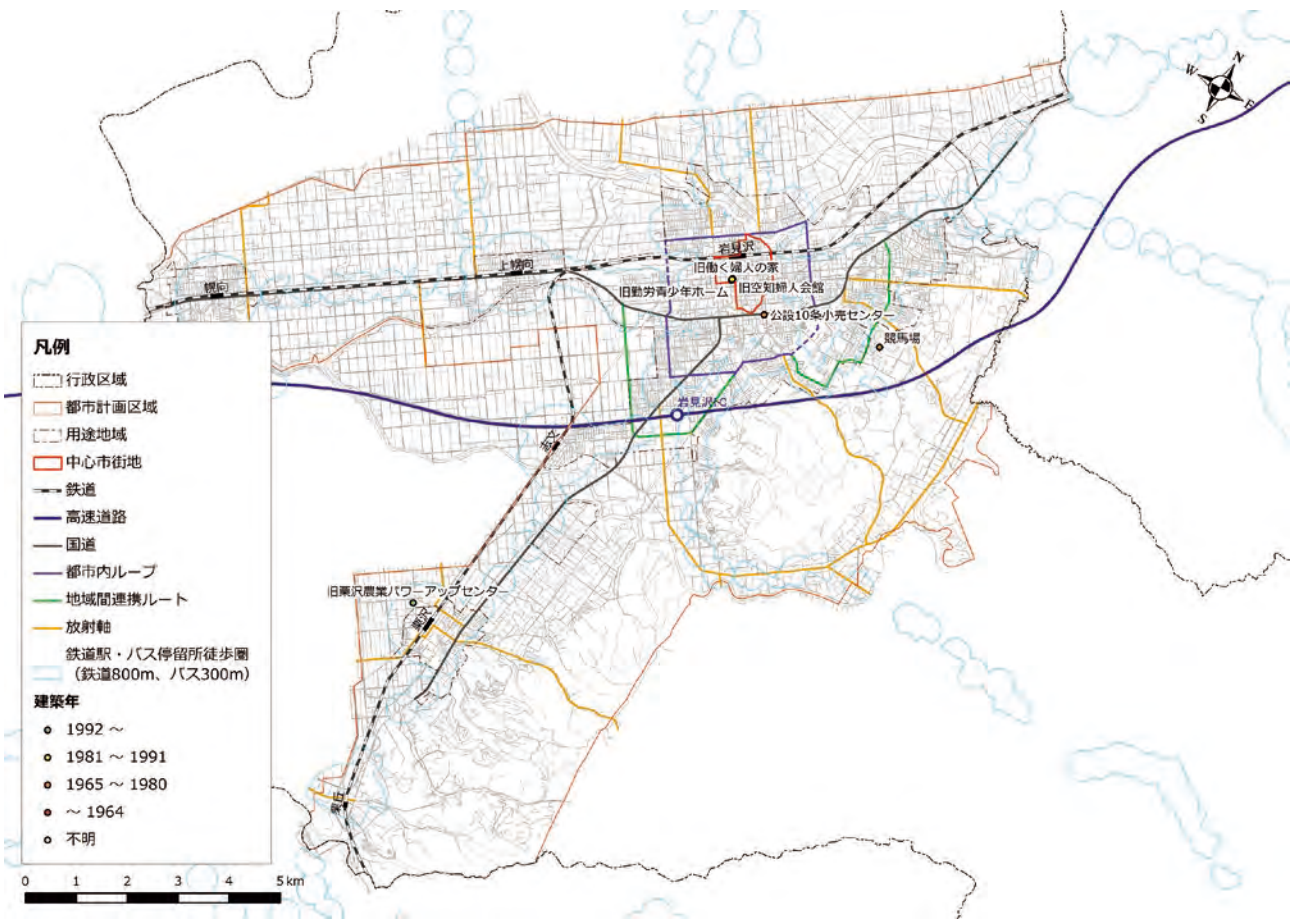


図 1-2-12 遊休市有施設の分布

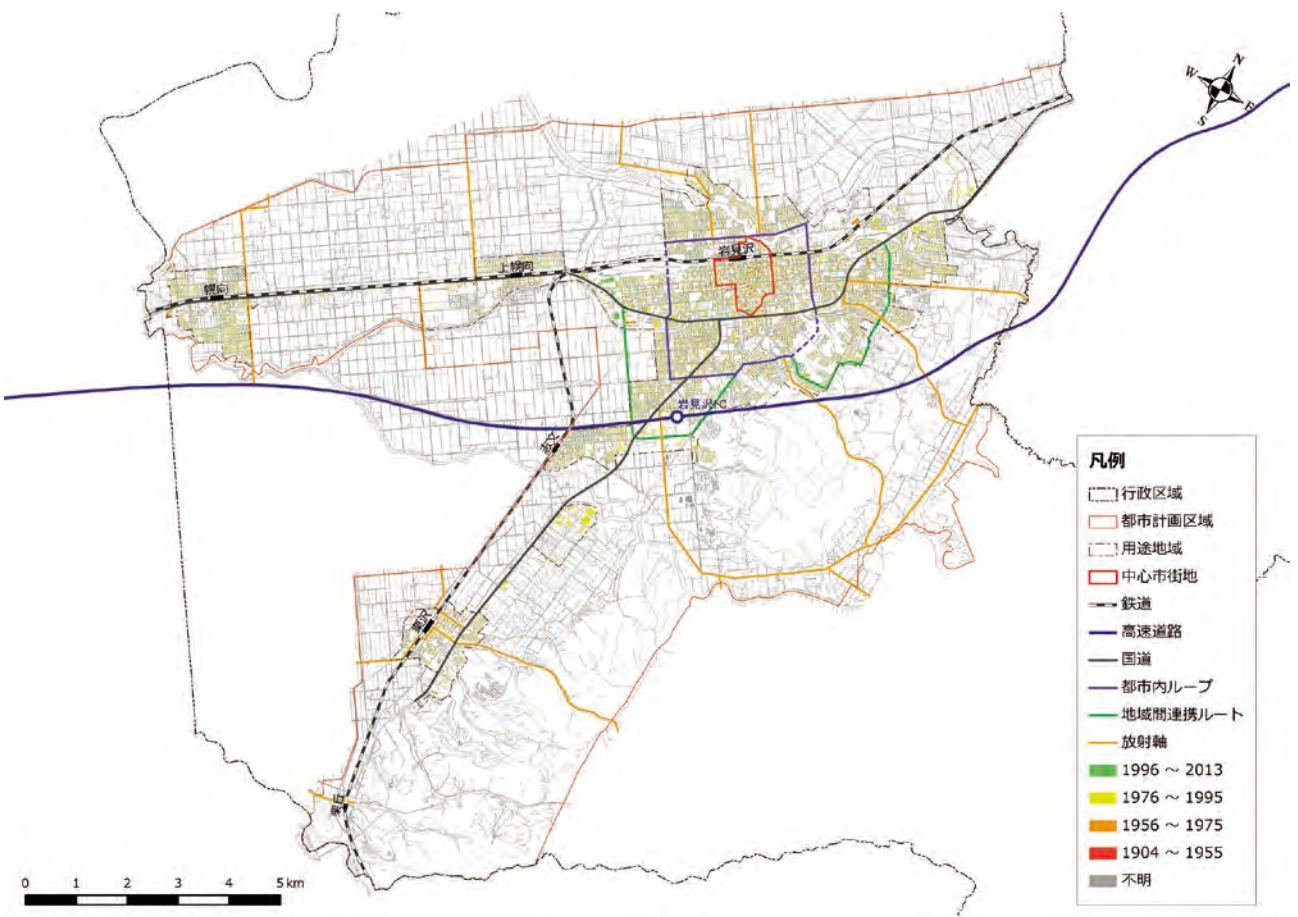


図 1-2-13 建設年度別建物分布

(5) 農業

岩見沢市は道内の同規模の都市の中でも農業の盛んな都市であり、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき農業上の利用を確保すべき土地の区域として定める農業振興地域農用地区域は、北村地区をはじめとして平たん部に広く指定しています。（図1-2-14）

農業就業人口は減少と高齢化が同時に進行しており、60～64歳の農業従事者が占める割合が高まっています。経営耕地規模の拡大やICT^{*1}の導入などにより、耕地集約型で高効率の農業を推進する必要があると考えられます。（図1-2-15）

経営耕地面積規模別農家数の推移をみると、10ha未満の農家数が減少する一方、20ha以上の農家が増加しており、経営耕地面積規模の拡大が進んでいると考えられます。（図1-2-16）

農地中間管理機構（農地バンク）による農地中間管理事業・借受希望者の募集（平成28年9月）では、岩見沢市において応募件数258件、借受希望面積3,270haの借受希望があり、経営耕地面積規模の拡大を志向する農業経営者が多いといえます。

一方、耕作放棄地は、287ha（平成27年農業センサス）で経営耕地面積の1.59%を占めています。

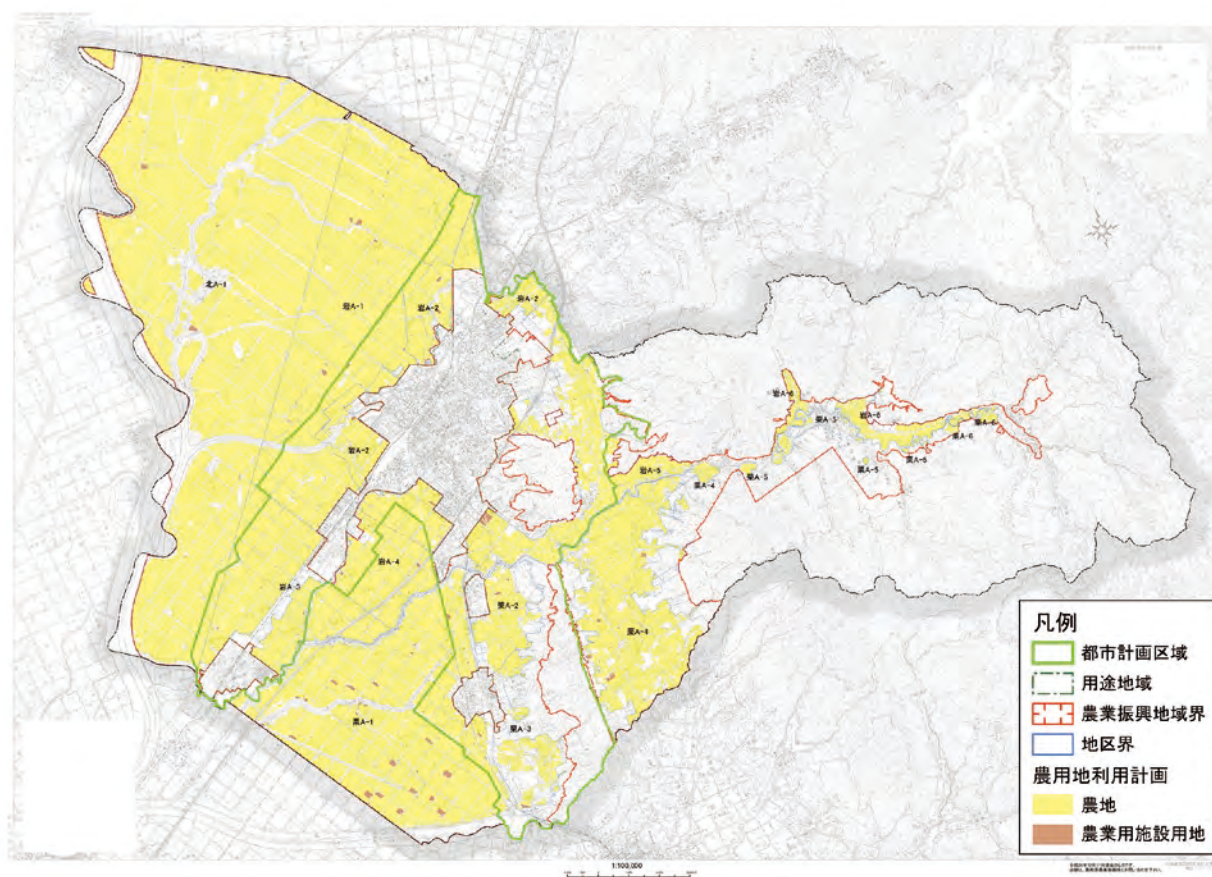


図 1-2-14 農振農用地区域の指定状況

* 1 ICT: Information and Communication Technology の略であり、情報処理や情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称です。農業における ICT の導入事例としては、GPS ガイダンスによる自動操舵システムを搭載したトラクターなどが挙げられます。

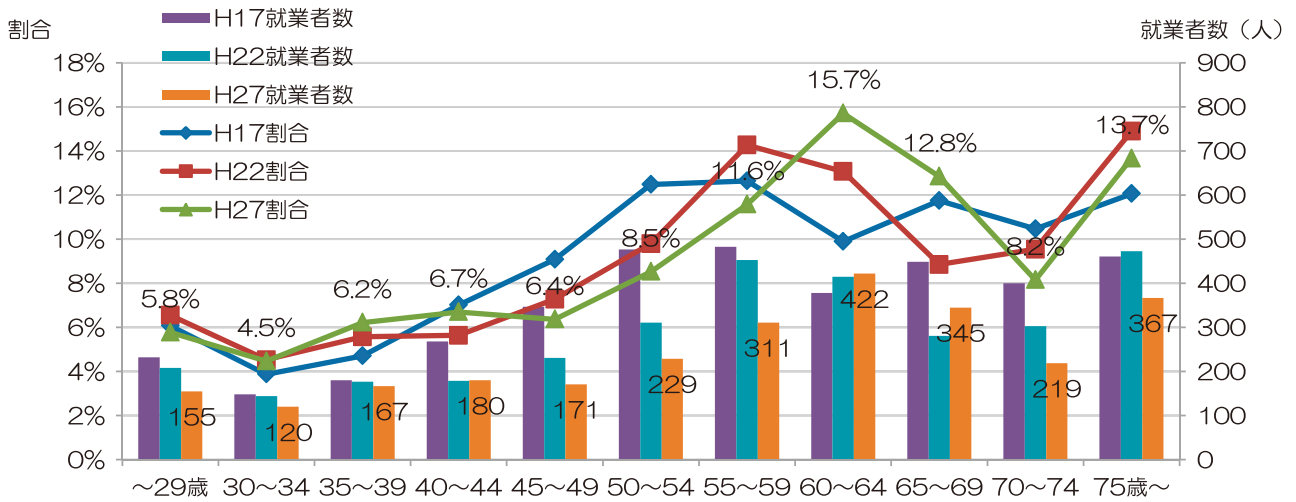
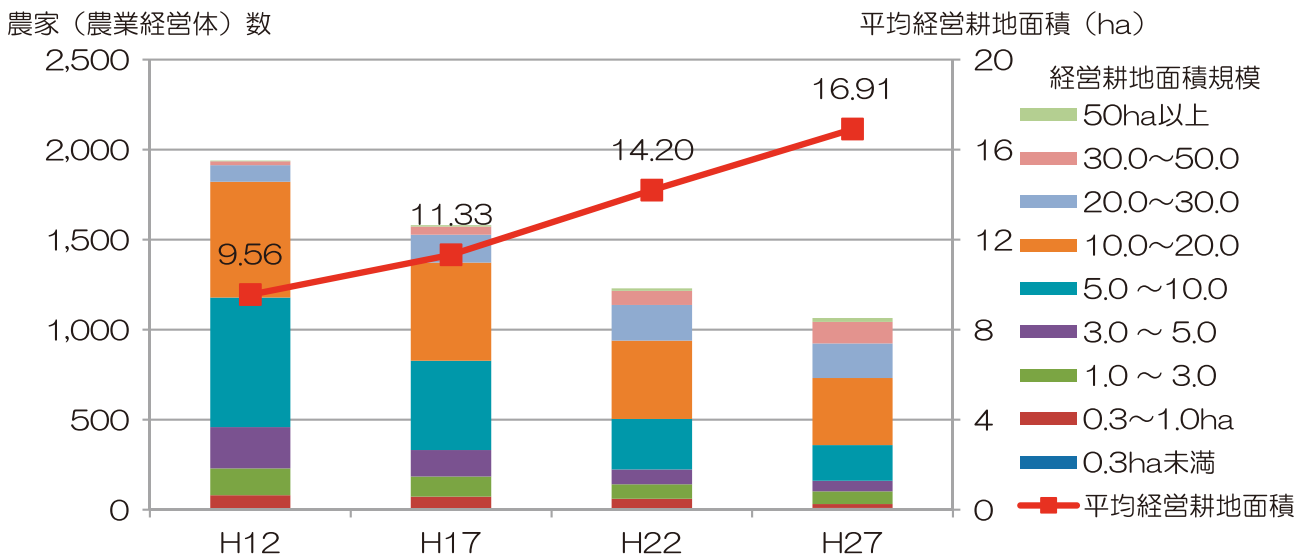


図 1-2-15 年齢別農業就業人口及び割合の推移



* H27 以外は販売農家数、H27 は農業経営体数による

図 1-2-16 経営耕地面積規模別農家（農業経営体）数及び平均経営耕地面積の推移

用途地域の指定がなく、かつ農業振興地域農用地区域の指定がない地区においては、都市的土地利用を目的とした農地転用が行われ、農地と都市的土地利用が混在するなど、農地の流動化や集約化、営農環境の保全において支障となるおそれがある状況が生じており、農業土地利用の保全が課題となっています。(図 1-2-17)

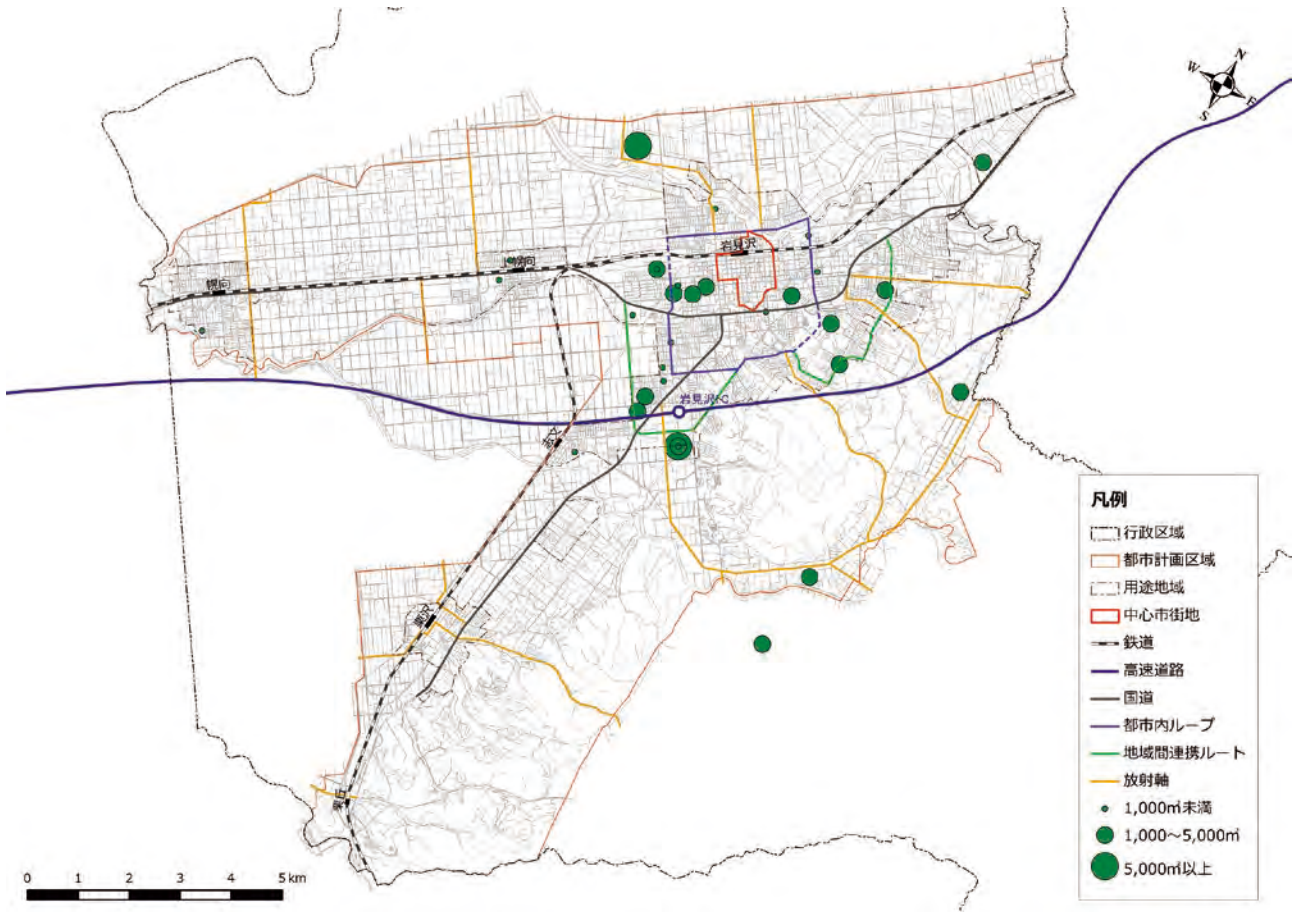


図 1-2-17 都市的土地利用への農地転用状況 (H17 以降)

(6) 公共施設等都市機能の立地

本市では、公共施設等の老朽化に伴う維持更新費用の増大や人口減少等による利用需要の変化に対応するため、施設全体の状況の早期把握を通じた計画的な更新・統廃合・長寿命化を進め、財政負担の平準化と施設配置の最適化を実現することを目的として、公共施設等総合管理計画を策定しています。

公共公益施設や医療・福祉施設、社会教育施設などの都市機能施設は、おおむね公共交通誘致圏*1（JR 駅から半径 800m の範囲、バス停から半径 300m の範囲）に立地しています（図 1-2-18）。

商業施設（大規模小売店舗）は、中心市街地以外の幹線道路沿いに立地しており、公共交通誘致圏に立地しているものもありますが、ほとんどが自家用車で利用することを前提として立地しています（図 1-2-19）。

高齢化の進行を踏まえ、公共交通により利用することが可能な地域に公共サービス窓口や医療・福祉施設、商業施設などの都市機能の誘導を図る必要があります。

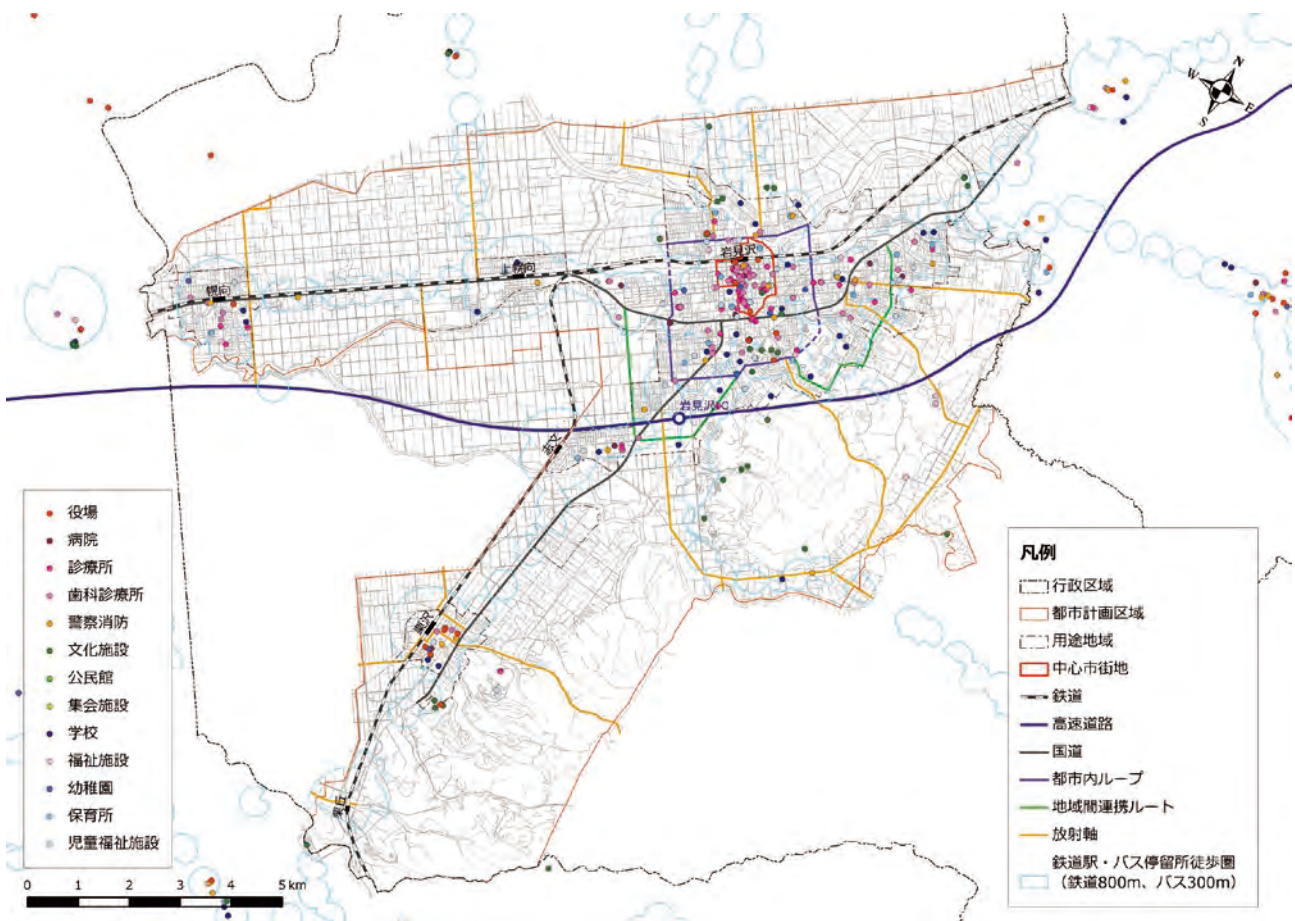


図 1-2-18 公共交通誘致圏と都市機能施設の立地

* 1 公共交通誘致圏：バスや鉄道など公共交通を利用する人が多く存在すると考えられる圏域として定義します。この圏域に居住する人は公共交通の利用率が高いと考えられ、同じく圏域にある施設は公共交通を利用してアクセスする人が多いと考えられます。

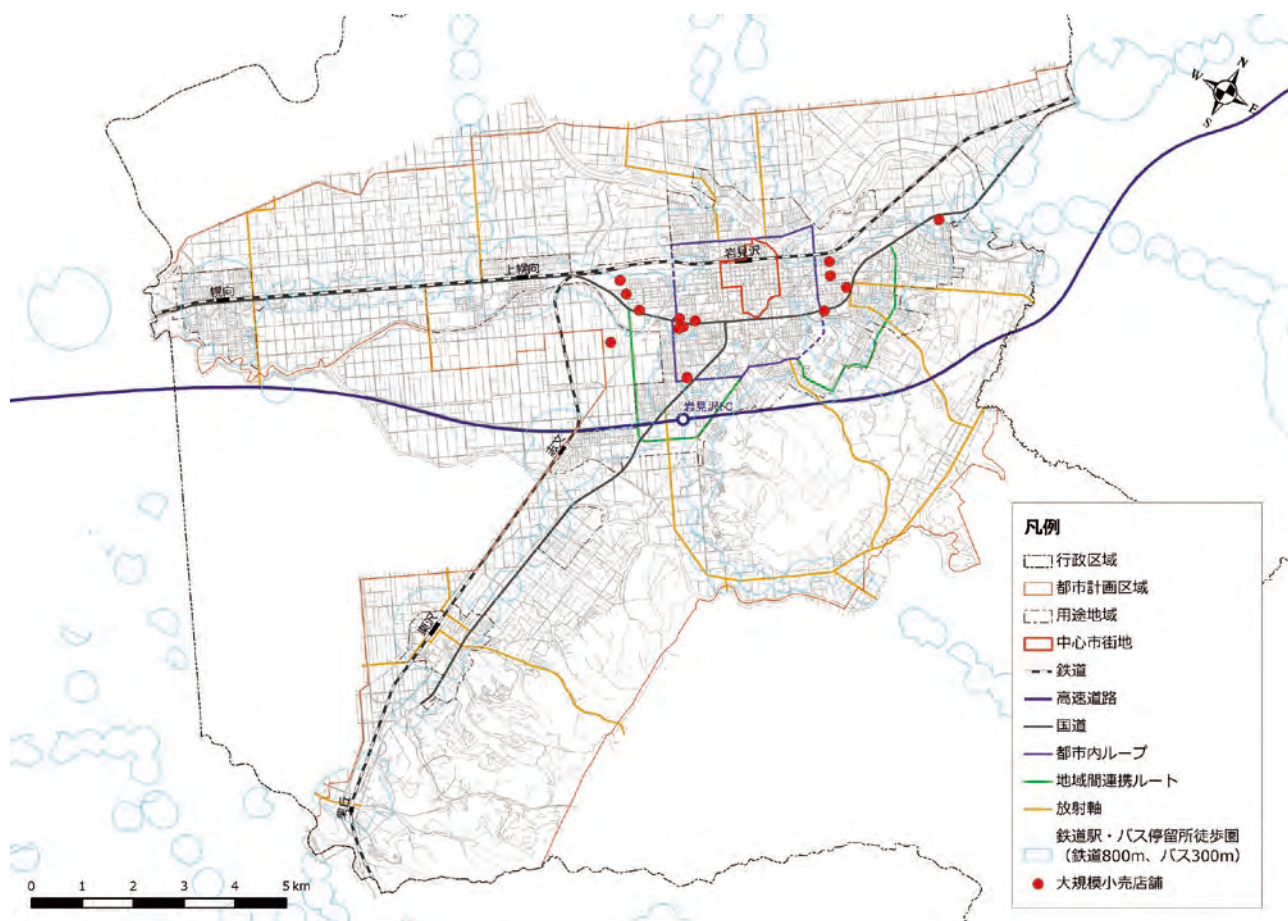


図 1-2-19 公共交通誘致圏と商業施設（大型小売店舗）の立地



(7) 中心市街地の活性化

中心市街地の活性化については、平成27年3月に新たな岩見沢市中心市街地活性化基本計画の大臣認定を受け、同計画に基づく取組等を進めているところです。

同計画では中心市街地の課題として、①中心市街地における居住人口の確保・増加、②商業機能や交流拠点機能の整備・充実とアクセスの確保による回遊の促進、③雇用の創出の3つを掲げています。

中心市街地については、都市機能と居住の誘導、公共交通によるアクセスの向上を図る必要があると考えられます。

(8) 地域公共交通、道路の整備

平成27年4月に策定した岩見沢市生活交通ビジョン*1では地域公共交通の取り組むべき課題として、①コンパクトで移動しやすいまちづくりの推進、②市民ニーズに即したバス交通のシームレス化、③利用実態に即したバス交通体系の構築、④交通弱者の増加を見据えた郊外部における持続可能な「生活の足」の確保、⑤市民ニーズに即した生活交通サービスの改善、⑥バス利用機会・交流機会の増加に寄与する取り組みの実施、⑦過度な自動車依存からの脱却を掲げています。

また、岩見沢市生活交通ビジョンを踏まえて策定した岩見沢市地域公共交通網形成計画*2では、バス等の地域公共交通の利用促進（利便性の向上や交通需要の創出）、バス路線がない交通空白地域におけるデマンド交通の導入などを施策方針として位置づけています（図1-2-20は現在のバス路線網）。

今後は、バス事業者等と協議の上で、バス路線網の見直し、再編に取り組むとともに、地域公共交通の再編と連動して、都市機能や居住の誘導を図る必要があります。

平成17年度策定の岩見沢市都市計画マスタープランでは、国道、主要道道のほか、都市内ループ道路、地域間連絡道路を骨格となる道路として位置づけ、整備を推進しています。（図1-2-21）

都市内ループ道路については西20丁目通を、地域間連絡道路については東17丁目通を、それぞれ整備しているところであり、引き続き整備を進めます。

*1 岩見沢市生活交通ビジョン：将来を見据えた持続可能な公共交通の構築に向けた取組を進めるための指針として平成27年4月に策定しました。

*2 岩見沢市地域公共交通網形成計画：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）に基づき策定する計画であり、公共交通のマスタープランとなるものです。

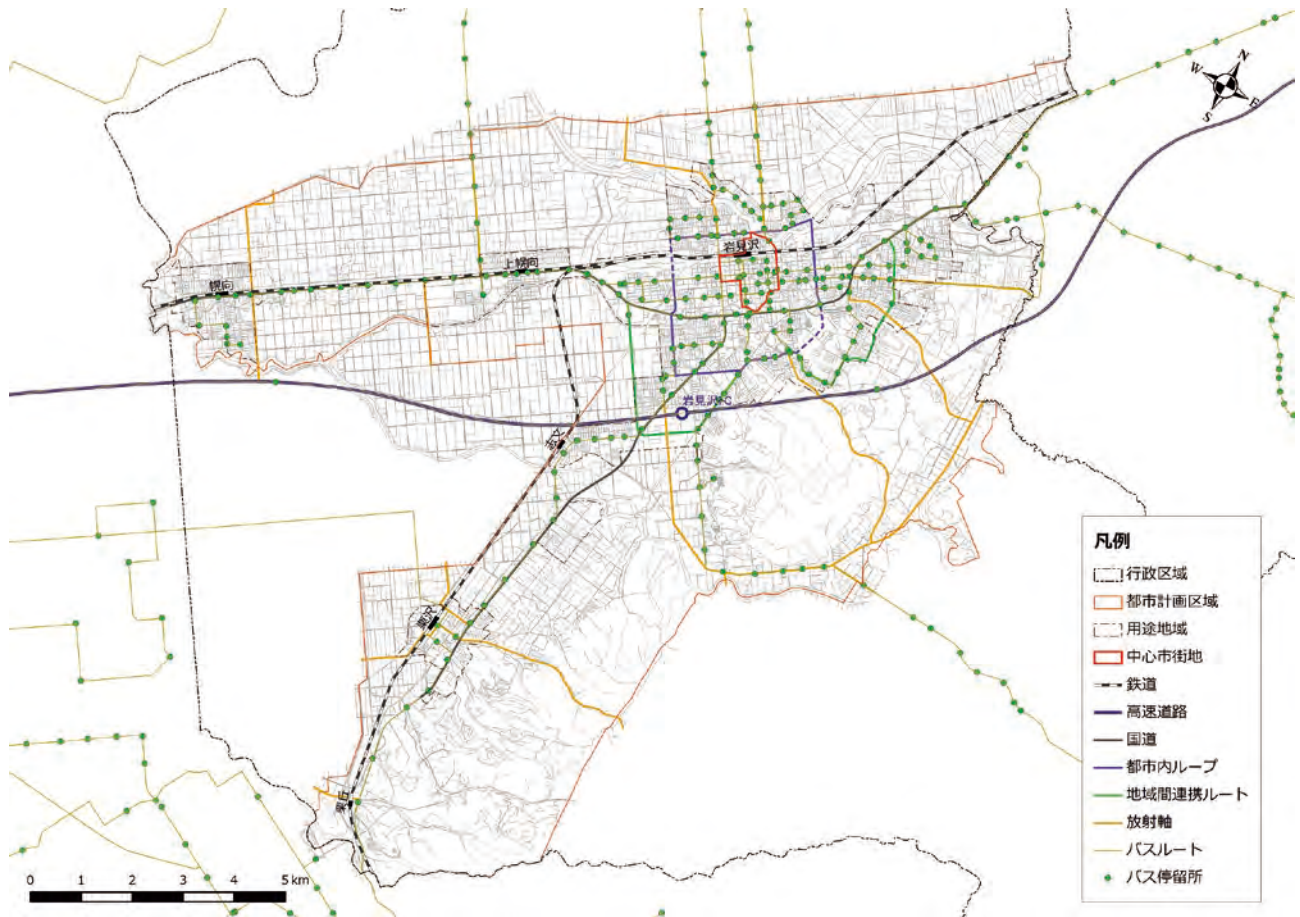


図 1-2-20 バス路線網

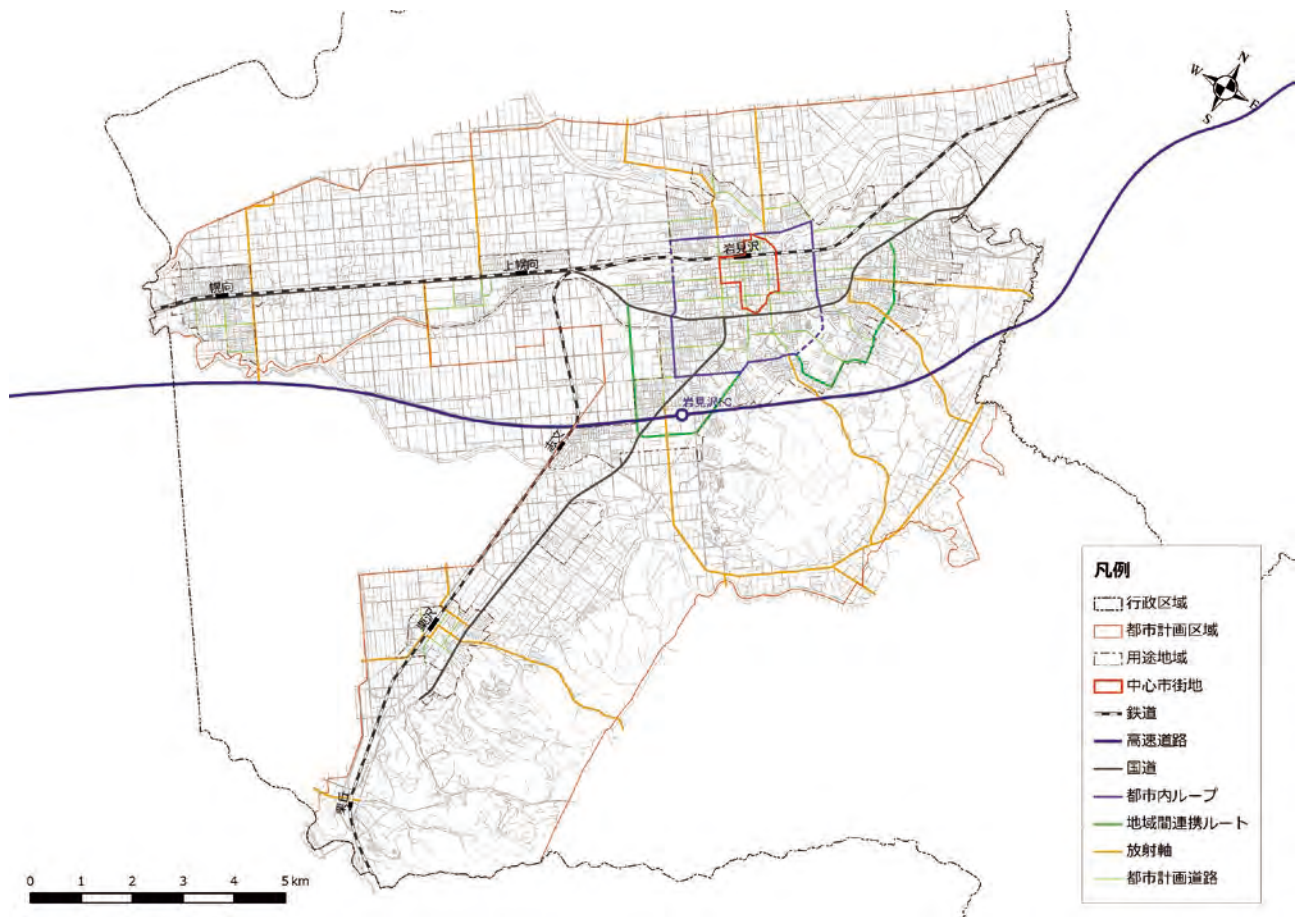


図 1-2-21 都市計画道路網（骨格となる道路の配置）

(9) 緑、公園・緑地

都市計画区域における市民一人当たりの都市公園の面積は平成 27 年 3 月末現在で、 $41.83\text{m}^2/\text{人}$ を確保しており、全道の都市計画市町の平均 $22.19\text{m}^2/\text{人}$ を上回っています。

公園・緑地は、市街地に偏りなく配置していますが、人口の減少や高齢化の進行に伴い、地区ごとに公園・緑地に求められる機能は変わりつつあると考えられます（図 1-2-22）。

住宅地にある公園については、周辺住宅からの雪入れが行われている実態があり、遊具の破損等が問題となっていることから、実態調査等に基づき対応方策を検討する必要があります。

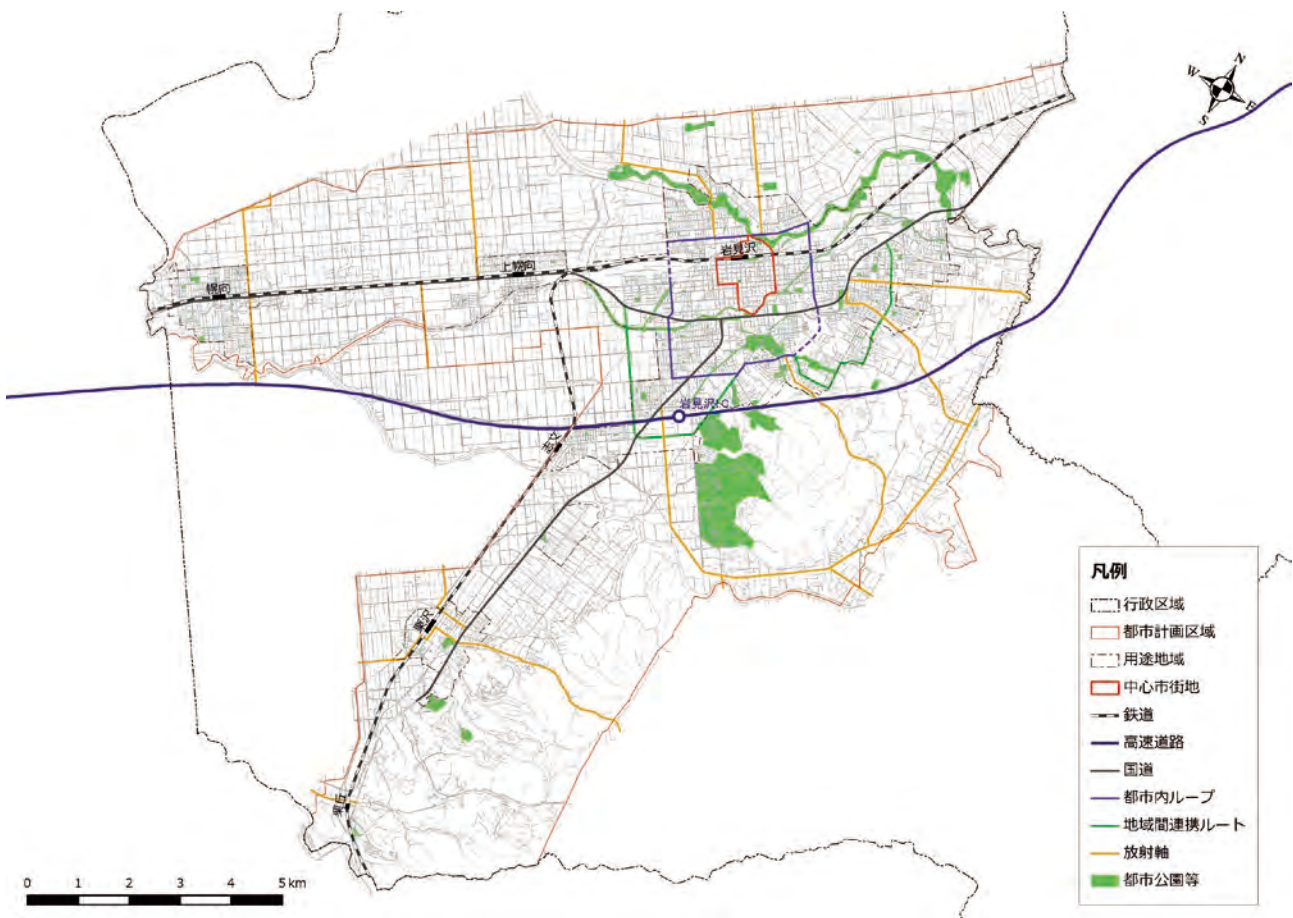


図 1-2-22 都市公園の分布状況

市街地に近接する利根別原生林については、平成 26 年度に整備と保全、利活用に関する基本構想、平成 27 年度に基本計画を策定したところであり、今後は平成 22 年に陥没した大正池の堤体復旧・整備などに取り組むこととしています（図 1-2-23）。

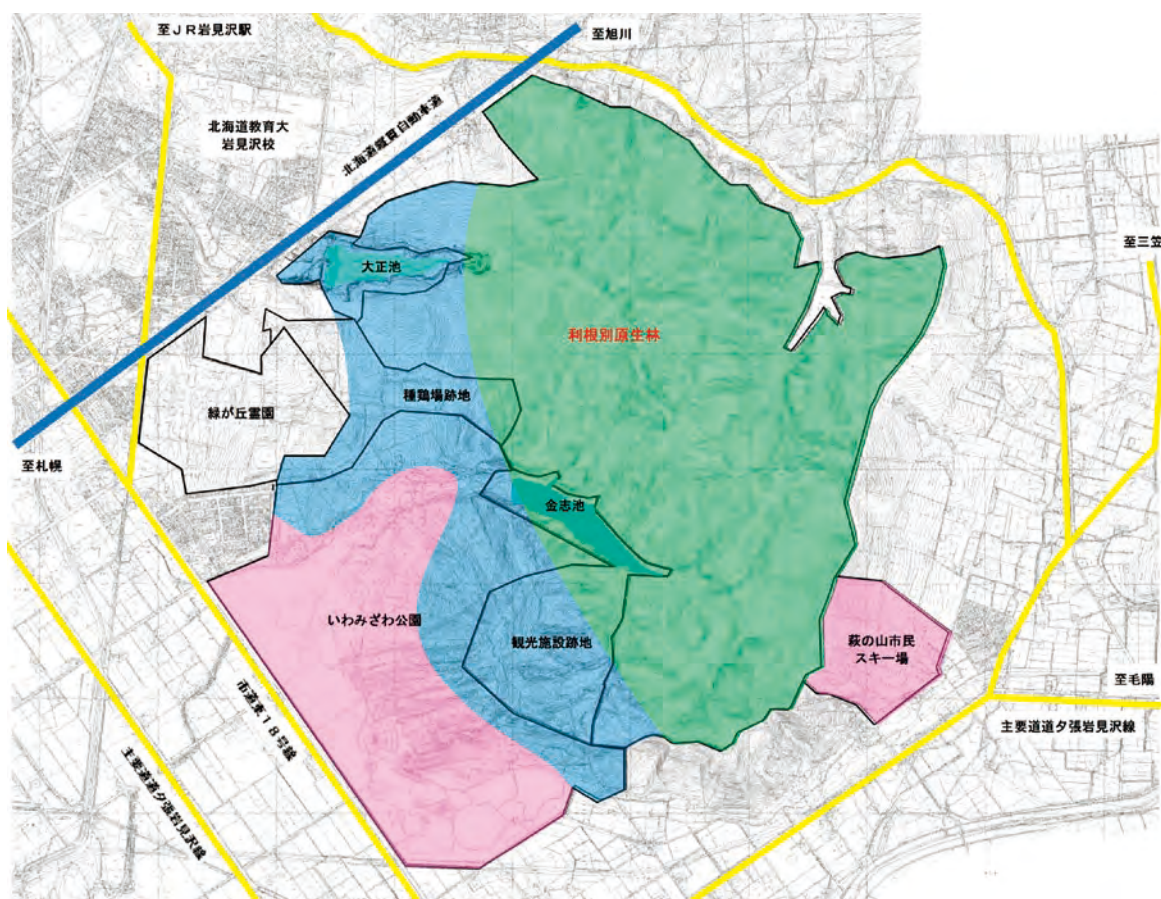


図 1-2-23 利根別原生林基本計画の対象範囲

街路樹については、道路改良などに伴い、コブシなどの郷土樹種への更新を行っていますが、プラタナスなど老朽化が進んでいるものもみられます。

また、街路樹の更新にあたっては、落ち葉の処理など維持管理負担が少ない樹種が望まれます。

(10) 雪害、浸水、地震等の災害

気象庁によると、岩見沢市の平均年間降雪量は7.53m、同じく平均最深積雪深は約1.23mとなっています。冬期間には道路の除排雪により生活環境や交通環境を確保する必要があり、また高齢化の進行などに伴い、高齢者や障がい者などの弱者世帯の除排雪の支援も不可欠となっています（図1-2-24）。

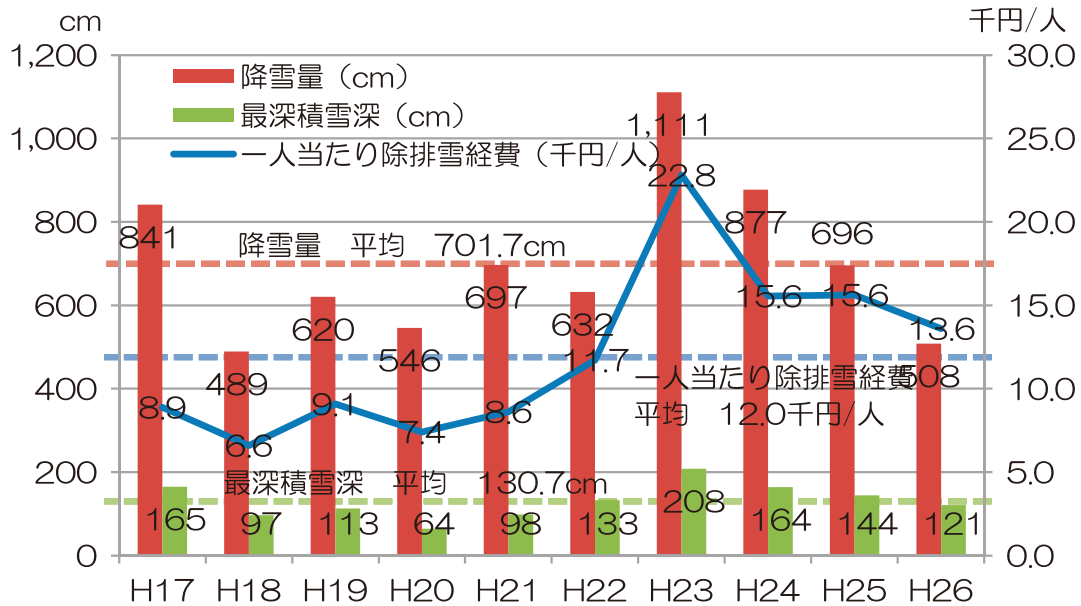


図1-2-24 降雪量、最深積雪深と一人当たり除排雪経費の推移

岩見沢市には、幾春別川、幌向川などの河川、利根別川などの中小河川が流れており、過去には豪雨により河川が氾濫し、市街地が浸水したことがあります。洪水ハザードマップにより浸水のおそれがある地域について、地域住民に周知を図っているところですが、都市機能や居住の誘導を図るにあたっては、浸水に対するリスクについても確認することが必要です（図 1-2-25）。

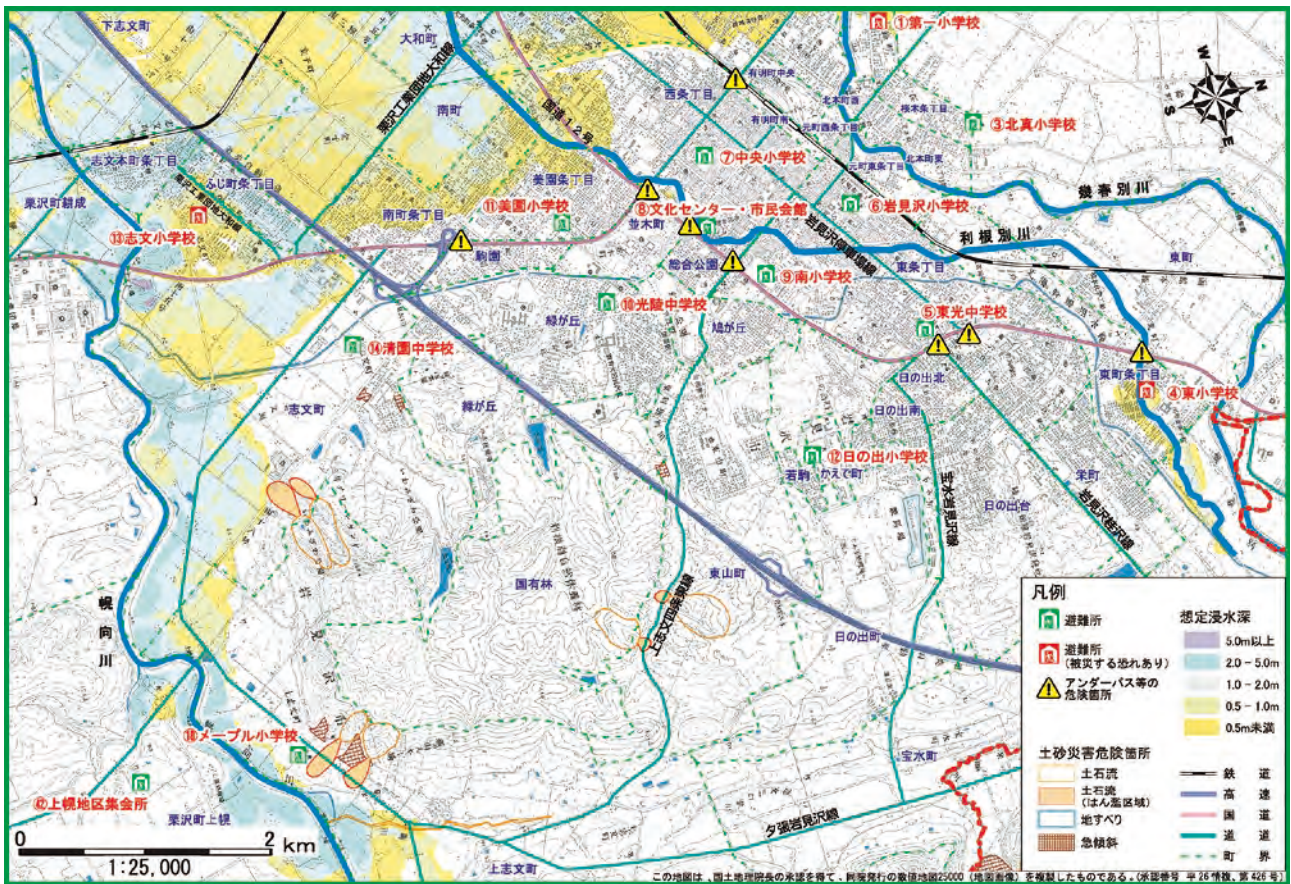


図 1-2-25 洪水ハザードマップ（平成 26 年 11 月、岩見沢市街地のみ抜粋）

岩見沢市の市街地近郊には「石狩低地東縁断層帯主部」という内陸活断層が存在していることが明らかになっており、この活断層による地震では市街地の大部分が震度6強の揺れになると推定されています（図1-2-26、図1-2-27）。

このため、地震等の災害が発生した際に、緊急車両の通行、避難者、救援物資などの輸送に使用できる道路の整備や避難施設の耐震化、住宅の耐震化に取り組む必要があります。

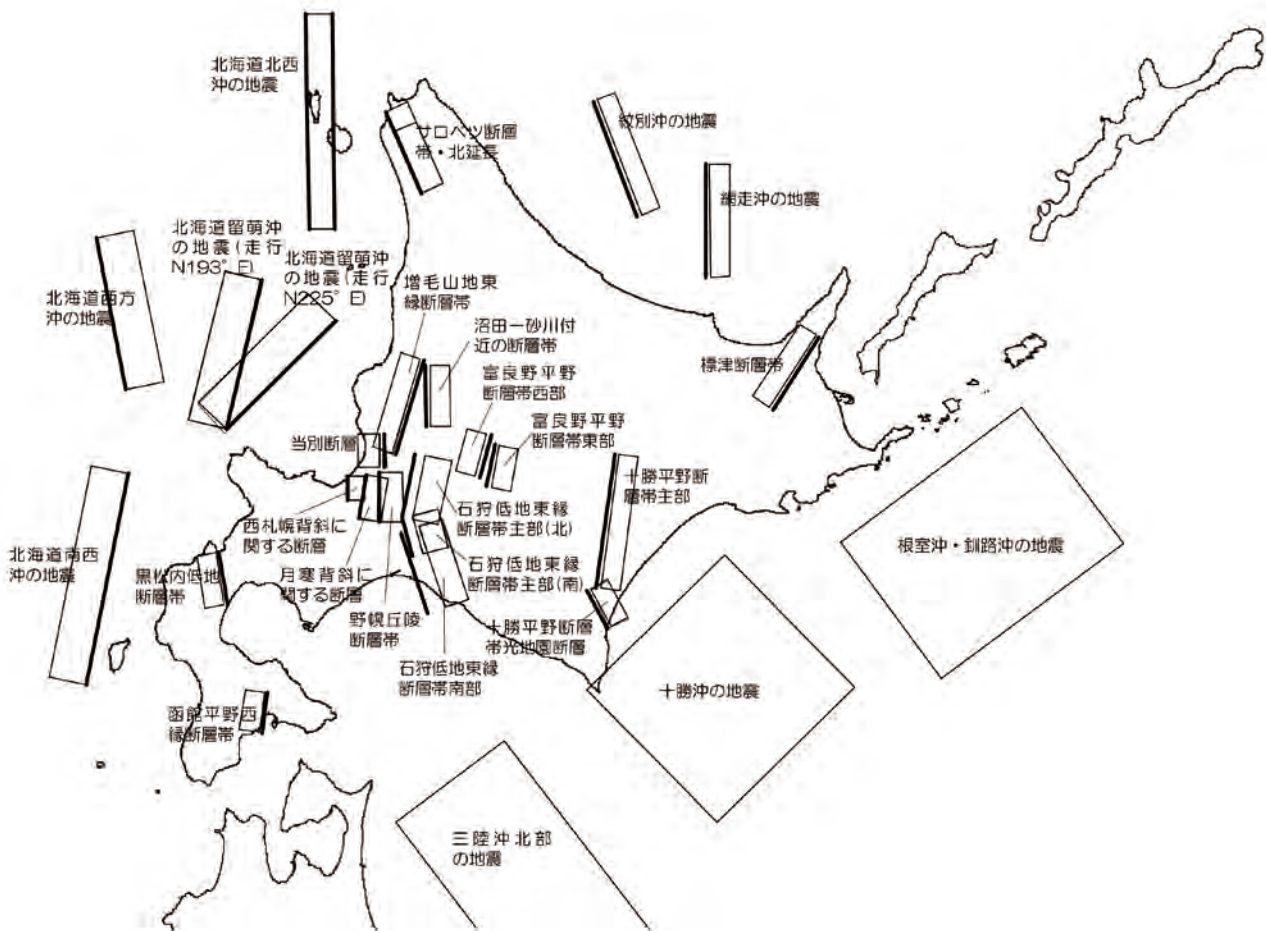


図 1-2-26 北海道地震被害想定調査の対象検討地震

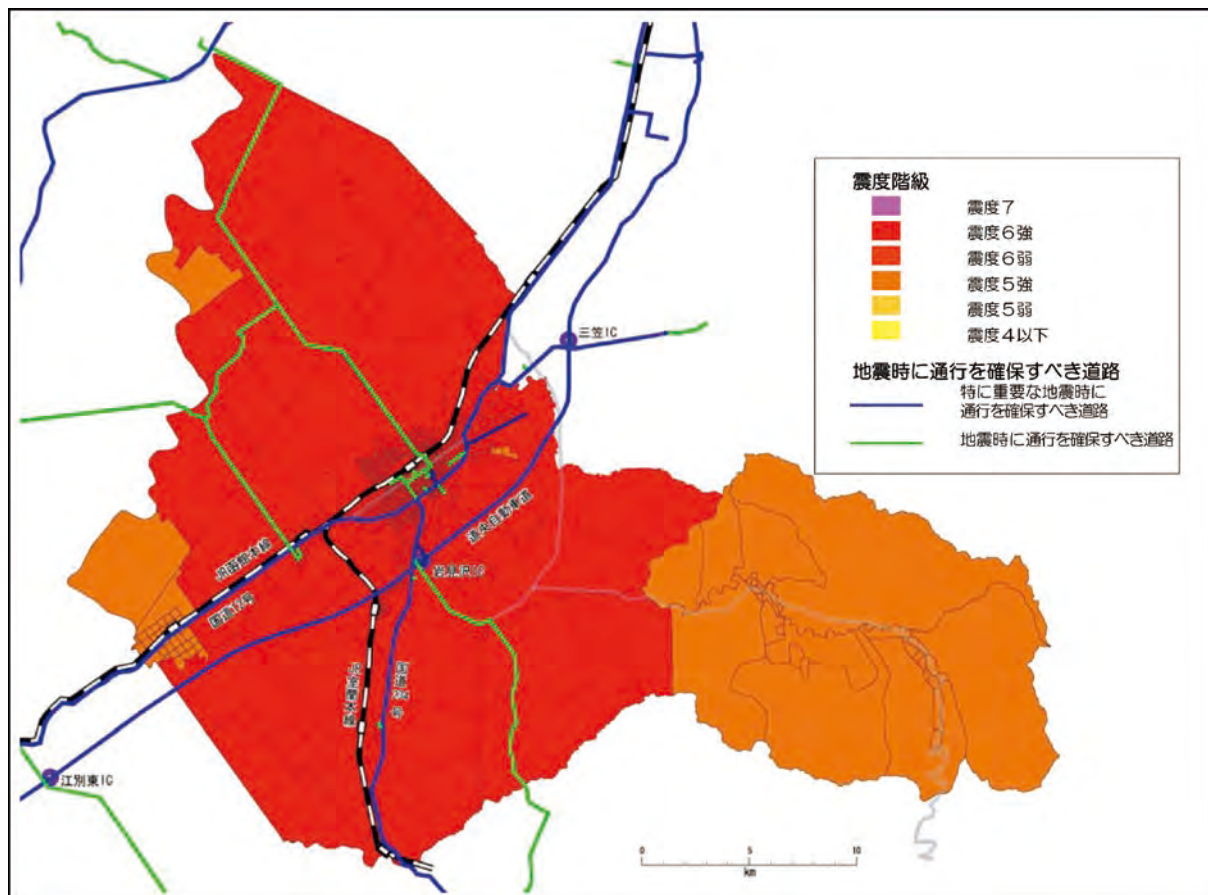


図 1-2-27 石狩低地東縁断層帯主部を震源とする地震によるゆれやすさマップ

(11) 歴史的資源、街並み景観

岩見沢は、明治初期に幌内炭鉱からの石炭輸送のため、全国で3番目の鉄道が開通した地であり、山口県・鳥取県の旧士族開拓団が入植・開拓し、市街地の基盤を整備したことにより、交通の要衝として発展した歴史を有しています。

市街地には、これらの歴史を伝える明治から大正、昭和初期にかけての建築物、建造物が数多くありますが、南空知食糧㈱（旧北海道銀行岩見沢支店、大正14年建築）、岩見沢農業倉庫群（大正10年・15年建築）など、老朽化により既に除却された建築物、建造物もあります。

今後も老朽化により歴史的な建築物や建造物の除却される可能性があることから、交通の要衝や農業地帯としての市街地発展の歴史を伝える建築物、建造物の価値を再評価し、保存・利活用などにより特色のある街並み景観の形成を図るなどの取組が求められます。

平成28年1月策定の総合戦略では、人口の社会減の抑制に向けて取り組む方針を位置づけており、まちづくりにおいてもまちの魅力の向上に向けた取組として、豊かな緑や歴史的資産など岩見沢の特性を生かした街並み景観の形成などに取り組むことが考えられます。

【現存する歴史的建築物・建造物】

- JR北海道岩見沢レールセンター（旧北海道炭礦鉄道㈱岩見沢工場材修場）（写真1-2-1）
- 岩見沢市絵画ホール・松島正幸記念館（旧岩見沢警察署）
- 旧国兼家住宅（重要文化財）
- 旧辻村邸と志文学術自然保護地区 など



写真1-2-1 JR北海道 岩見沢レールセンター（旧北海道炭礦鉄道㈱岩見沢工場材修場）

(12) 市民協働等

岩見沢市では、市民主体の自主自立のまちづくりを基本理念とする「岩見沢市まちづくり基本条例」を平成26年12月に制定しました。

この基本理念の実現に向けて、地域の安全安心やコミュニティの活性化に資する取組の支援や高齢者をはじめとする地域住民の交流促進の取組を支援しており、今後も引き続き、各取組の促進を図る必要があります。

(13) 地域づくり・エリアマネジメント

中心市街地においては、まちなか活性化計画・中心市街地活性化基本計画に基づき、居住人口の増加や回遊促進による活性化に向けて、商業環境や居住環境の整備が求められます。

住宅地においては、住民の高齢化の進行による高齢者世帯等の増加に伴い、日常生活において不安や支障を抱えている世帯が増加していることが考えられ、見守りなどの生活支援をきめ細やかに対応する必要があります。

また、東部丘陵地などの郊外集落においては、市外、道外からの移住者が増加しており、さらに地域のブランディングや情報の発信、移住者の受け入れ対応などが求められます。

これら各地域の課題に対しては、各地域の実情に応じてきめ細やかに対応することが日常的に求められており、地域住民や市民が主体となって課題に対応すること＝エリアマネジメントの取組が望ましいと考えられます。



3 これまでの都市づくりの具体的な取組（実現化の方策）の進捗

平成17年度に策定した岩見沢市都市計画マスタープランには、都市づくりの目指すべき方向性として「『まち歩き文化』を育む」、「『緑住文化』を育む」、「『ネオ・コミュニティ文化』を育む」の3つを掲げ、それぞれに実現化の方策（具体的施策）を定め、都市づくりを進めることとしています。

岩見沢市都市計画マスタープランの見直しにあたっては、目指すべき方向性ごとの実現化の方策について、これまでの取組状況と今後に向けての課題を整理しました。

(1) 「まち歩き文化」を育む

目指すべき方向性の1つ目である「『まち歩き文化』を育む」は、子どもから高齢者まで誰もが気軽に外出できて、まちなかを回遊しながら楽しめるような豊かな生活の実現を目指す方針です。

1) コンパクトなまちをつくる

① 土地利用コントロール

【実現化の方策】

社会資本を効率的に整備・維持管理していくために市街地の規模や密度、使われ方を適切にコントロールすること、農地や農村、森林の持つ多様な機能を見直し、本来あるべき土地利用を導いていくことなどを方策として位置づけています。

【これまでの取組状況と今後の課題】

市街地の規模については、住宅地の開発を予定していた土地の区域について、農地としての利用を継続するよう、用途地域を見直し（縮小）するなどの取組を行っています。

また、農地については、担い手農家への集積を図るなどの取組が進んでおり、市街地に隣接する利根別原生林については、保全と利活用を基本とする利根別原生林基本計画を策定するなど、本来あるべき土地利用を導く取組が進んでいます。

今後は、用途地域の見直し（縮小）や特定用途制限地域*1の指定など、農業土地利用との調整を図りながら、市街地の規模の調整や市街地周辺の農地の保全に引き続き取り組むとともに、利根別原生林をはじめとする自然環境の保全に取り組むこととします。

*1 特定用途制限地域：用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成等を行うために、地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制を行う地域です。

②公共施設の使い勝手の向上

【実現化の方策】

市内のさまざまな文化系・スポーツ系施設について、市民がより使いやすいように、配置のあり方、施設の内容を見直すこと、郊外にある多くの公共施設や公営住宅は、利用者が高齢化していることなどから、利便性が低下するおそれがあるので、まちなかに移転集約を図ることなどを方策として位置づけています。

【これまでの取組状況と今後の課題】

公共施設については、施設管理の効率化や市民がより使いやすいように指定管理者制度の導入が進められています。また、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うための「岩見沢市公共施設等総合管理計画」を策定しています。

このほか、市営住宅のまちなかへの移転建替を行っています。(写真 1-3-1)

今後は、公共施設の再編とバスなどの地域公共交通の再編が連動し、公共施設の移転集約や公共交通により公共施設が利用しやすくなるような取組を進める必要があります。



写真 1-3-1 市営住宅北 1 条団地

2) 市民のためのまちなかをつくる

①まちなか居住の推進

[実現化の方策]

まちなかの居住環境を改善していく一方で、高齢者などを対象とした新たな住宅を供給していくための条件を整えるため、土地の流動化や利活用を促進していくこと、用途地域の変更などを方策として位置づけています。

[これまでの取組状況と今後の課題]

土地の流動化を促進するため、空き地の登録や情報提供、相談窓口の設置を行っているほか、共同住宅の建設に対する補助などを行っています。

今後、市街地の整備を推進するにあたっては、民間事業者等が輻輳する土地や建物の権利関係を調整、整理することが課題の一つになると考えられます。

②まちなか回遊の促進

[実現化の方策]

まちなかでは、買い物や飲食ができる魅力的な店舗、ぶらぶら歩きができるような通りやスポットを生かし、住む人、訪れる人が飽きないまちづくりを展開すること、歴史的資源の活用や地域の農業と連携した地産地消の拠点など、来街者の回遊や交流の拠点を整備することを方策として位置づけています。

[これまでの取組状況と今後の課題]

中心市街地活性化協議会を通じて、中心市街地の魅力向上の取組を支援しているほか、民間団体によるパンフレット等の作成が行われています。また、駅前通については、道路の拡幅整備に向けた取組や街並みに配慮した沿道建物の整備などが進んでいます。

今後は、中心市街地での来街者の回遊を促進するための空間整備などについて検討するほか、歴史や鉄道をキーワードとして駅周辺で岩見沢をPRする取組について検討することが必要です。



図 1-3-1 駅前通完成イメージ

3) まちなかと郊外をつなぐ（快適なアクセスの確保）

①交通軸の設定と公共交通の連携

【実現化の方策】

限られた資源や予算を集中的に投資すべき都市軸として「駅前通」を、交通軸として「都市内ループ道路」をそれぞれ設定し、軸線上に様々な拠点を配置すること、歩行者や自転車が利用しやすい道路ネットワークをつくり、来訪者などが気軽に岩見沢のまちを散策できるように乗り捨て型のレンタサイクルなどの導入を検討することを方策として位置づけています。

【これまでの取組状況と今後の課題】

駅前通や都市内ループ道路の都市計画決定及び整備を順次進めているところであり、公共交通システムの改善については、岩見沢市生活交通ビジョンや岩見沢市地域公共交通網形成計画を策定しています。なお、大和地区の操車場跡地の土地利用については、都市内ループ道路の整備後の沿道土地利用の状況等を踏まえて検討することとし、当面は雪堆積場として利用することとしています。

今後は、バス事業者等と協議の上、地域公共交通再編実施計画*1を策定し、バス路線の再編や交通空白地域での交通アクセスの確保に取り組むとともに、安全な自転車交通の実現のため、自転車通行空間の整備について検討する必要があると考えられます。

4) 歴史的な資源を活用する

①産業施設の活用及び高校、大学等との連携

【実現化の方策】

鉄道のまち、教育のまちとして発展してきた資源の利用を考えるとともに、駅北のレールセンターやまちなかに残る倉庫などの産業施設を市民活動の場などとして再生することを方策として位置づけています。

また、高校、大学等とは、芸術、スポーツ、レクリエーション活動などを通して市民の生涯学習や交流が図れるよう連携することを位置づけています。

【これまでの取組状況と今後の課題】

歴史的資源の活用やこれらを生かしたまちづくりについては、取組が進んでいませんが、今後も引き続き、鉄道や歴史をキーワードとして岩見沢をPRする取組については課題として検討する必要があると考えられます。

また、北海道教育大学岩見沢校と相互協力協定を締結し、地域連携事業や市民大学講座の開設などに取り組むとともに、学生インターンシップの受け入れなどを行っています。

今後も、「であえーる岩見沢」などを活用し、大学等と市民が交流する取組を進めることとします。

*1 地域公共交通再編実施計画：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、公共交通の路線網の再編、デマンド交通への転換等を組み合わせつつ、地域公共交通ネットワークの再構築を図るための事業（地域公共交通再編事業）を具体的に実施する計画です。



(2) 「緑住文化」を育む

目指すべき方向性の2つ目である「『緑住文化』を育む」は、緑を介して人と生き物が共存できる優しい自然のある岩見沢で、市民自ら緑の育成に携わり、基幹産業である農業とのふれあいを身近に楽しみながら、生涯暮らし続けたいとなる緑に包まれた都市の創造を目指す方針です。

「緑住」とは、「緑」と「住」（住まい）の機能が融合したまちづくりを指す言葉（造語）として用いています。

1) 現在の緑をつなぐ

① 現況の緑の保全、活用

【実現化の方策】

利根別自然休養林（利根別原生林）の緑をはじめ、街路樹、鉄道林、市内の拠点的な公園の緑、中小河川の緑、志文学術自然保護地区*1などは岩見沢の貴重な緑の財産であり、これらを結び付けることで緑住文化の礎を形成するとともに、景観法に基づく景観計画*2の策定や景観重要樹木の指定のほか、未利用地については地域の同意が得られた場合、レクリエーションの場や公園等として都市計画上の位置づけを検討することを方策として位置づけています。

【これまでの取組状況と今後の課題】

利根別原生林については基本計画を策定し、整備と保全、利活用の方針を定め、整備に取り組んでいるところです。また、公園・緑地については十分な面積を確保しているところですが、今後は、人口の減少や高齢化の進行を踏まえ、公園・緑地に対する需要に応じて質を高めるための改修等を検討する必要があると考えます。

景観計画の策定の見通しについては未定ですが、街並み景観の形成については取組を進める必要があると考えます。

2) 緑のリサイクル

① 協働、役割分担の「しくみ」づくり

【実現化の方策】

落ち葉や剪定枝、刈り草などを市民との協働により、新たな資源（腐葉土）へと変換し、健全な緑の育成に役立てることや、このような「緑のリサイクル」の工程が、地域の身近な場所でも行われるように、落ち葉を回収する拠点となる「落ち葉ステーション」や落ち葉から腐葉土をつくる堆肥化施設である「落ち葉工房」などを市内各所に確保し、腐葉土を市民に還元することを方策として位置づけています。

【これまでの取組状況と今後の課題】

北3条通に「落ち葉ステーション」、いわみざわ公園に「落ち葉工房」をそれぞれ設置し、落ち葉から腐葉土をつくり活用する緑のリサイクルに取り組んでいます。

堆肥化施設については二オイなど周辺への影響が懸念されるため、設置できる場所は限られますが、今後も引き続き、緑のリサイクルに取り組む上で、既存の堆肥化施設の拡充が必要であると考えます。

*1 志文学術自然保護地区：学術自然保護地区は、北海道自然環境等保全条例に基づき、動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要として指定される地区です。志文地区については、石狩川沖積平野の原生林の面影を残す天然林として指定されています。

*2 景観計画：景観法（平成16年法律第110号）に基づき、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観計画区域等の指定と行為の制限、景観形成の推進方策等を定める計画です。

3) 『農』とのふれあい

①まちの中での「農」とのふれあい

【実現化の方策】

身近なところ（できれば市街地）で農業に気軽にふれあえる機会と場所づくりの推進を方策として位置づけています。

【これまでの取組状況と今後の課題】

市民農園の開設やまちなか朝市の開催、学校給食での地元産素材の使用など、農業の体験や理解を深めたり、地産地消を推進したりする取組を行っているところであり、今後も継続して取組を進めます。

4) 緑のスタンダードづくり（公園・街路樹）

①市民とのパートナーシップによる公園管理・運営と市民に親しまれる街路樹の整備

【実現化の方策】

（公園のあり方）

地域にある公園は、芝生で覆われた場所をつくるなど気持ちよくくつろげる空間をしつらえ、地域の集まりが気軽にできる場の提供など、もっと身近な公園になるよう、利用から管理まで地域で取り組むことを方策として位置づけています。また、市内の拠点的な公園は大切に維持管理し保全していくこととしています。

このほか、公園の再整備にあたっては、シンボルツリーや芝生、花壇、落ち葉のリサイクル施設などの設置を検討することとしています。

（街路樹のあり方）

成長した街路樹は、樹種の更新も視野に入れ、骨格となる並木道とそれ以外を分け、メリハリのある育成、整備を行うこととしています。また、郊外部など土地に余裕があるところでは、道路整備に合わせて街路樹を積極的に植栽し、骨格となる緑を形成することとしています。

一方、市街地では、電線類の地中化や土地利用の転換などに合わせてスペースを確保し、うるおいが感じられる安全で安心な緑をつくることを方策として位置づけています。

（公園緑地の多面的利用）

地域の公園は、自主的な管理を前提として、冬期間は堆雪スペースに活用するなど多面的な利用を検討することとしています。

【これまでの取組状況と今後の課題】

（公園のあり方）

公園の再整備にあたっては、地域住民の意見等を踏まえて行っています。落ち葉のリサイクル施設については二オイなど周辺への影響が懸念されるため、新たな公園での整備は行っていません。

（街路樹のあり方）

街路樹については、道路改良に併せてコブシなどの郷土樹種への更新を行っていますが、樹種の選定にあたっては落ち葉の処理や剪定などの維持管理の負担が少ないものを選定することが必要であると考えます。

また、岩見沢の街路樹景観を代表するプラタナスについては、老朽化により転倒のおそれがあるものも生じてきており、今後の維持管理や更新の是非が課題になると考えます。

（公園の多面的利用）

公園には周辺の住宅地から除雪した雪の搬入（雪入れ）が行われているところがあり、遊具等が破損するなど問題が生じているところです。これについては実態調査を行い、問題点等を洗い出した上でルールづくりなどの対応策を検討する必要があると考えます。



(3) 「ネオ・コミュニティ文化」を育む

目指すべき方向性の3つ目である「『ネオ・コミュニティ文化』を育む」は、市民がそれぞれ得意なこと、できることを生かし、お互いをサポートしあう仕組みや活動の拠点を広げていく方針です。

「ネオ・コミュニティ」とは、新しいコミュニティをつくるということではなく、子育てや健康、福祉など、日常生活における問題の解決やよりきめ細やかなサービスの要求に、市民の相互扶助などにより応えることができるコミュニティを指す用語（造語）です。

1) 市民活動を推進する

①安全安心なコミュニティづくりと活動の支援

【実現化の方策】

市民と行政、企業がそれぞれの役割を果たしながら協働することによって、すべての市民が安心して暮らせる安全なコミュニティづくり、防災活動などを通じた町会など世代を超えた地域住民の「共助」による防災コミュニティの形成、ボランティアセンターの機能強化、コミュニティ活動の表彰、披露会や市民活動を支える新しい仕組み・制度（市民まちづくり条例等）の創設・充実、高校・大学など教育機関との連携など、様々な観点から市民活動の活性化を図る方策を位置づけています。

【これまでの取組状況と今後の課題】

高齢者や障がい者など、災害時の避難において支援が必要な人に関する情報の共有や自主防災組織の設立・育成など、主に町会を単位とした防災活動について取り組んでできているところであり、今後も引き続き取り組むこととしています。

また、平成26年12月に市民主体の自主自立のまちづくりを基本理念とする「岩見沢市まちづくり基本条例」を制定しており、今後は条例の基本理念の実現に向けて、全庁的に様々な施策等に取り組む必要があると考えます。

②活動拠点の確保

【実現化の方策】

市民活動を活性化するための活動支援の拠点となる市民活動支援センターの設置や、担い手になるリーダーの育成、優れたコーディネーターの確保などを方策として位置づけています。

また、小学校区や中学校区程度の徒歩圏内に、空き家、空き店舗、空き教室などの現在使われていない、あるいは使用頻度の少ないスペースを活用して、様々な活動拠点を確保することを目指しています。

【これまでの取組状況と今後の課題】

市民活動の拠点として、生涯学習センター「いわなび」を整備しました。また、既存施設を利用した市民活動や空き施設を利用したふれあいサロンの開設などもみられます。

今後もこれらの施設の利活用を促進するほか、民間事業者との連携により地域住民も利用できる認知症カフェの開設など、地域住民の交流や活動の場を広げていく必要があると考えます。



写真 1-3-2 生涯学習センター「いわなび」

2) まちづくりに展開する

①安心して生活できる住宅地をつくる

【実現化の方策】

(安全・安心な歩行者動線の確保)

地域内の小中学校とアイランド*1、公園緑地を遊歩道でつなぎ、歩道幅員の確保や、バリアフリー化、冬期間の安全歩行、休憩できる場所（ベンチ等）、トイレなどの確保、公共施設や公園・緑地・広場の一部をフットパス*2、歩行者通路として確保することなど、きめ細やかな歩行環境の改善を方策として位置づけています。

(街並み景観の向上と防犯効果の向上)

道路沿いにガーデニングや樹木を植えることで、街並みにゆとりと潤いをもたらすことや、塀は生垣などにし、屋根の形や外壁の色についてもルールを設けることなどを方策として位置づけています。

ルールづくりは、街区単位など一定のまとまりで緑化協定、建築協定、景観協定あるいは地区計画の適用を想定しています。

(緑の保全と空地の活用)

地域にあるシンボルツリーや貴重な緑については極力保全すること、地域内の空き地・未利用地については、夏はガーデニング広場やイベント会場、冬は堆雪スペースに活用するなどの検討をすることを方策として位置づけています。

*1 アイランド：市民活動の拠点であり、「あの島に行けば助かる、癒される、楽しい」という意味の島=アイランド（Island）と「愛ランド」の意味が込められています。人と人がふれ愛を通して、みんなが拠り所とする場を意味します。

*2 フットパス：畑などの私有地や公共施設を通り抜ける歩行者用の小径のことで、自然の中を歩くことを楽しむ散歩道的一种として普及しています。



(克雪に展開する)

身近な除排雪について、地域で検討するとともに、除排雪活動への参加を促すことを位置づけています。

(良好な街区形成)

住宅地において、排雪広場の確保、除雪帯に相当するセットバック（壁面線の指定）、自分の敷地で雪処理をまかなう敷地規模の確保（新規住宅地における最低敷地規模の指定）を方策として位置づけています。

また、下水道整備（分流式）の推進、融雪機の貸し出しや地域密着型融雪槽の整備も位置づけています。

小規模な開発行為によって出来た行き止まり道路や裏宅地が多い不整形街区については、望ましい区画道路の予定線を検討し、適切な宅地化の誘導を図ること、そのために行政指導や地区計画などによって道路位置を担保することを方策として位置づけています。

(楽雪に展開する)

雪景色を楽しむビューポイントの修景、公園などを利用して雪で遊ぶ工夫、農業などに雪を活用することなどを方策として位置づけています。

[これまでの取組状況と今後の課題]

(安全・安心な歩行者動線の確保)

歩道については、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号、通称：交通バリアフリー法）制定以降、バリアフリーによる整備としています。

(街並み景観の向上と防犯効果の向上)

街並み景観の向上については、今後取り組む必要があると考えます。

(緑の保全と空地の活用)

民有地の空き地やオープンスペースを活用する仕組みについては、人口の減少や高齢化の進行を踏まえ、活用方策を検討する必要があると考えます。

(克雪に展開する)

高齢者宅などの除排雪をボランティアで行う地域除排雪活動支援事業や、地域と共同で道路の排雪を行う地域自主排雪支援制度などに取り組んできているところですが、特に地域の高齢者世帯については、除排雪だけでなく見守りなど、地域の実情に応じて通年での生活支援の方策を検討する必要があります。

(良好な街区形成)

住宅地開発が進んでいないことや住宅需要の低迷などもあり、取組は進んでいません。また、下水道を利用した融雪（流雪）については、下水の流量が少なく、勾配が小さいことなどから技術的に難しいと考えられます。

(楽雪に展開する)

雪冷房などの冷熱利用は一部の施設で取り組んでいるところです。また、今後は利根別原生林でのスノーシュー（かんじき）ツアーなど冬のアクティビティの創出についても検討が必要であると考えます。



第Ⅱ章 都市づくりの基本目標

- 1 将来都市像
- 2 都市づくりの基本目標
- 3 目指すべき方向性

1 将来都市像

平成 17 年度に策定した岩見沢市都市計画マスタープランでは、将来都市像を次のように定めてきました。

みどりと人のつながりをつくる安全・健康・文化都市いわみざわ

岩見沢市は、雄大な石狩平野を西にのぞみ、利根別原生林をはじめ丘陵地の自然に恩恵を受け、先人が築きあげてきた多くの資産を背景に、南空知の中心のまちとして発展し、これからも着実な歩みを進めます。

わたしたちは、幾春別川の流域を開拓してきたたくましい精神と利根別原生林がもたらす豊かな自然に恩恵を受け、地域の生活文化を築いてきました。

わたしたちは、このまちに誇りをもって住み続けるため、豊かな自然を身近に感じながら、人と人との温かいきずなを結び、安全に健康で魅力ある都市生活が送れるまちづくり文化を育んでいきます。

今回の見直しは計画期間の中間での見直しであることから、この将来都市像は、計画期間にわたる将来像として引き続き位置づけることとします。

2 都市づくりの基本目標

平成17年度に策定した岩見沢市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本目標として、次の10の目標を定めています。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 将来に向けて都市構造を再構築する | 6 まちなかの魅力をたかめる |
| 2 自然・緑のつながりを実感する | 7 身近な生活環境の質をたかめる |
| 3 「農」との結びつきを大切にす | 8 都市の記憶を重ね、再生する |
| 4 優れた景観を形成する | 9 雪に強く、雪を楽しむ |
| 5 安全・安心して住み続ける | 10 協働のまちづくりを推進する |

今回の見直しは計画期間の間での見直しであるため、これらの基本目標の項目については据え置くこととしますが、社会経済情勢の変化や都市づくりの課題を踏まえて、それぞれの基本目標の内容について、次のとおり見直しました。

(1) 将来に向けて都市構造を再構築する

この目標は、基本目標全体を代表するものとして定めます。

【これまでの目標】

人口減少の進行を踏まえ、市街地の拡大の抑制、既成市街地の充実、環境負荷の軽減、都市の維持管理コストの抑制などを図る都市経営を可能とする都市の構造に再編することを目指しています。

【見直しの理由】

都市づくりの課題を踏まえ、人口の減少と高齢化の進行に対応するこれまでのコンパクトなまちづくりに加えて、地域公共交通の再編との連携を図るとともに、人口減少の抑制に向けた移住・定住の促進とまちの魅力（住みよさ）の向上、岩見沢市まちづくり基本条例の基本理念を踏まえた市民との協働や民間事業者などとの連携を目標の柱として加えます。

【基本目標の内容】

人口の減少や高齢化の進行を踏まえ、市街地における利便性の向上を図るため、都市機能を集積した拠点や安全安心で良好な住環境が保全された住宅地の形成、公共交通ネットワークの形成を目指すとともに、市街地の外側については、農地や営農環境の保全による農業の振興、大規模緑地や自然環境の保全を目指します。

また、移住、定住の促進に向けて、岩見沢の特徴である豊かな緑や自然環境、歴史的資源などを生かし、市街地近郊の大規模緑地の利活用や街並み景観の形成などにより、まちの魅力、住みよさの向上を目指します。

さらに、市民主体の自主自立のまちづくりの実現に向けて、市民協働、公民連携によるまちづくり、都市づくりを目指します。

(ひと・もの・ことをつなぐを強化する)

(2) 自然・緑のつながりを実感する

【これまでの目標】

利根別自然休養林や河川をはじめとした身近な里山的な自然＝貴重な岩見沢の自然や緑を公園・広場・街路樹・散策路などによってつなげていくことにより、生活の中で自然とのつながりを強く実感して都市環境の実現を目指しています。

【見直しの理由】

利根別原生林（利根別自然休養林）の整備と保全をはじめとした大規模緑地の保全と利活用を位置づけるとともに、自然や緑をつなぐ方策として、市民協働による緑の街並み景観の形成を位置づけます。

【基本目標の内容】

市街地に隣接する利根別原生林などの大規模緑地の保全と利活用を図ることにより、緑を身近に感じることができる市街地環境の実現を目指します。

また、市街地を取り巻く農地や幾春別川から、利根別原生林、東部丘陵地域に至る緑や自然環境の連なりを市街地においても感じることができるよう、公園・緑地や街路樹などの緑を保全するとともに、市民協働の下で緑の街並み景観の形成を目指します。

(3) 「農」との結びつきを大切にする

【これまでの目標】

農地の保全を図るとともに、「農」とのつながりやふれあいの機会や場を増やし、「農」や「食」に対する理解と共感を育むことを目指しています。市街地内に残る農地の活用や地産地消の場・交流の場を創っていくことを意図しています。

【見直しの理由】

基幹産業である農業の振興、営農環境の保全により、「農」との結びつきを高めることを目指します。

【基本目標の内容】

岩見沢市の基幹産業である農業のさらなる振興を図るため、市街地の外側に広がる農地や市街地縁辺部の農地について営農環境を保全することにより、「農」との結びつきを身近に感じることができる市街地環境を目指します。

(4) 優れた景観を形成する

【これまでの目標】

夕日や緑豊かな街路景観、水辺空間、地形の変化に富んだ街並み、鉄道のまちの歴史的資源など、岩見沢の多様な景観資源をつなぐとともに、駅前通などの都市軸の整備に併せてすぐれた景観の形成を目指しています。

【見直しの理由】

岩見沢市総合戦略を踏まえ、移住・定住を促進するためまちの魅力の向上を図ることを目的とするとともに、市民協働による街並み景観の形成を位置づけます。

【基本目標の内容】

人口の社会減の抑制に向けて移住・定住を促進するため、岩見沢の特性を生かし、住む人が心地よいと感じる緑の街並み景観の形成に市民協働の下で取り組むことにより、まちの魅力の向上を目指します。

(5) 安全・安心して住み続ける

【これまでの目標】

時代に合った新しい地域コミュニティのあり方、市民一人ひとりが地域とのつながりを持ちながら、自立した暮らしをおくることができるとともに、災害時にも安全安心なネットワークの形成を都市づくりのプロセスにおいて実現していくことを目指しています。

【見直しの理由】

安全で安心な住環境の形成に関わる具体的な課題として、道路除排雪など総合的な雪対策、災害時における対応、高齢者世帯等の生活支援、健康コミュニティの推進などを位置づけます。

【基本目標の内容】

積雪期における快適な生活環境を確保するため、道路除排雪をはじめとする総合的な雪対策に引き続き取り組むとともに、地震や浸水などの災害に対応したまちづくりや、高齢者や障がい者の生活支援、健康コミュニティの推進を図ることにより、安全で安心な都市環境、住環境の実現を目指します。

(都市の魅力を高め、向上する)

(6) まちなかの魅力をたかめる

【これまでの目標】

中心市街地について、市民の祭りの伝統や文化活動の中心地として、南空知圏の都市サービス・交流等の拠点として、また、岩見沢市のまちの顔として、賑わいを取り戻すことを目指しています。

【見直しの理由】

中心市街地活性化基本計画を踏まえ、同計画における中心市街地活性化の方針を位置づけます。

【基本目標の内容】

居住の誘導による人口の確保・増加、商業機能や交流拠点機能などの都市機能の整備・充実と回遊の促進、雇用の創出により、にぎわいと活力のある生活拠点としての中心市街地の形成を目指します。

(7) 身近な生活環境の質をたかめる

【これまでの目標】

ユニバーサルデザインの導入に加えて、腰をかけて休める木陰のあるベンチや、オープンスペースの夏・冬での多面的利用など、地域にうるおいを与えるような生活環境の質の向上を目指しています。

【見直しの理由】

人口の減少や高齢化の進行に伴う空き地・空き家の増加などの課題に対応して、身近な環境の質を高めることを位置づけます。

【基本目標の内容】

高齢化の進行を踏まえ、高齢者や障がい者の生活支援に取り組むとともに、人口の減少に伴い懸念される空き地や空き家の増加に対応し、市街地環境、住環境の質の維持、向上を目指します。

(8) 都市の記憶を重ね、再生する

【これまでの目標】

レールセンターや下見板張りの店舗、石造倉庫など歴史的な建造物、地域や農業施設などの歴史的資源の価値を再評価し、保存再生を図ることにより、都市の歴史を日々の生活の中で感じられる都市づくりを目指しています。

【見直しの理由】

引き続き、歴史的資源を街並み景観の形成に生かすことを位置づけます。

【基本目標の内容】

岩見沢の特性を生かし、魅力の向上を図るため、鉄道のまちの歴史を伝える建築物や建造物などの歴史的資源の価値を再評価するとともに、これらの保全と利活用、歴史的資源を生かした街並み景観の形成を目指します。

(9) 雪に強く、雪を楽しむ

【これまでの目標】

除排雪のあり方について地域で解決していく仕組みづくりとともに、雪を楽しむ生活を地域で考えていくことを目指しています。

【見直しの理由】

除排雪の取組など具体的な雪対策と、利根別原生林などにおいて雪を楽しむための環境整備を位置づけます。

【基本目標の内容】

道路除排雪の水準を将来的にも確保できるよう、官民の連携、さらには地域と協働した除排雪の推進を図るとともに、豪雪地域の冬ならではのアクティビティを楽しめる環境づくりを目指します。

(実現に向けて)

(10) 協働のまちづくりを推進する

【これまでの目標】

都市づくりは、市民や関係する多様な団体などの協働による都市づくりを目指しています。また、地域の小さな活動（問題の共有と身近な取組）を積み重ねることを重視します。

【見直しの理由】

公民連携によるまちづくりの取組事例などを踏まえ、市民協働や公民連携について位置づける。

【基本目標の内容】

市民主体の自主自立のまちづくりの実現に向けて、まちづくりへの市民の共感や参加を促すとともに、民間事業者等が有する技術力やノウハウを活用した公民連携によるまちづくり、市街地整備を目指します。

3 目指すべき方向性

平成17年度に策定した岩見沢市都市計画マスタープランには、都市づくりの目指すべき方向性として「『まち歩き文化』を育む」、「『緑住文化』を育む」、「『ネオ・コミュニティ文化』を育む」の3つを掲げ、それぞれに具体的施策を定め、都市づくりを進めてきました。

第I章でまとめた、都市づくりの課題と具体的な取組（実現化の方策）の進捗、今後に向けての課題を踏まえ、今後の都市づくりの目指すべき方向性を次のとおり定めます。

(1) コンパクト+ネットワークのまちづくり—「まち歩き文化」を育む

これまで目指すべき方向性の1つ目としてきた「『まち歩き文化』を育む」は、子どもから高齢者まで誰もが気軽に外出できて、まちなかを回遊しながら楽しめるような豊かな生活の実現を目指す方向性です。

1) 都市づくりの課題

中心市街地をはじめとする都市空間や都市構造に関しては、次のような課題が挙げられます。

①市街地の規模と農地の保全

市街地の外側（用途白地地域）にある農地のうち、農業振興地域農用地区の指定がない、いわゆる農振白地地域では、比較的規模の大きな農地の転用が行われており、開発により住宅や高齢者福祉施設などの土地利用と周辺の農地が混在する場合、営農環境への影響や農地の保全に支障が生じることが懸念されます。

また、用途地域の縁辺部の第一低層住居専用地域など低密度の住宅地の形成を予定していた地区の中には、現在も農地が残存し営農されている区域があります。こうした土地についても、引き続き営農される見込みがある場合には、用途地域の見直し（廃止）と農地の流動化による保全が考えられます。

いずれについても、岩見沢市の基幹産業である農業の振興に向けた取組が求められます。

②人口の減少、高齢化の進行と都市機能施設の集約、公共交通の再編

地区別高齢化率（平成42年推計値）の分布状況を見ると、JR幌向駅周辺、JR上幌向駅周辺及びJR岩見沢駅南側の中心市街地で、高齢化率が高くなると推計される地区が分布しています。これらの地区は、人口減少率の推計値が高い地区と一致しており、若年層の地区外への転出により高齢化が進むことが考えられます。

一方、官公庁、交流・文化施設、教育関連施設、医療・福祉施設等の都市機能施設の立地状況を見ると、中心市街地には病院・診療所等の医療施設、官公庁等の行政機関が集中して立地しており、交流・文化施設、教育関連施設等は、市街地内に幅広く立地しています。多くの施設がJR駅から800mの範囲またはバス停から300mの範囲の公共交通誘致圏に立地しており、公共交通によるアクセスは確保されていると言えます。

自動車を運転することが困難な高齢者や障がい者にとって公共交通は生活に欠かせない要素であり、今後の高齢化の進行に伴い、重要性はますます高まるものと考えられますが、バス等の公共交通の利用率は低迷しており、路線の存続が難しい状況が生じてきています。

高齢化の進行を踏まえ、公共交通で利用しやすい地区に医療・福祉施設や商業業務施設などの都市機能施設を誘導、集約するとともに、バス路線網などの見直しにより、公共交通の利便性や使いやすさを高める必要があります。

③空き地、空き家の保全と利活用

平成 26 年の都市計画基礎調査によれば、用途地域内には 1 割弱の未利用地や青空駐車場があります。市街地の外縁部や上幌向地区などには比較的規模の大きい未利用地がみられるほか、市街地中心部には青空駐車場が細かく分布しています。このほか、中心市街地やその周辺には、比較的規模が大きい市有遊休施設（土地）があります。

また、倒壊や落雪、火災などの問題がある管理不全の空き家は、平成 23 年以降 180 ～ 200 戸で推移している状況です。建築年度別の建物の分布状況を見ると、JR 岩見沢駅周辺の中心市街地には建築年度が古い建物が多く分布しており、老朽化が進んでいると考えられます。

今後、高齢化に伴い空き地や空き家の増加が懸念され、住宅地や市街地における景観上、防犯上の問題を生じるおそれがあることから、空き地の利活用の推進や空き家化の防止、空き地や空き家の適正管理に取り組む必要があります。

また、中心市街地などでは、老朽化した建築物の建替や都市機能施設の誘導、集積を図るため、空き地集約化による共同建替や空き施設のリノベーション*¹による活用に取り組むことが考えられます。

2) これまでの都市づくりの具体的な取組（実現化の方策）における課題

第 I 章でまとめた、これまでの都市づくりの具体的な取組（実現化の方策）の進捗では、今後に向けた都市づくりの課題として次のような課題を挙げています。

①土地利用コントロール

用途地域の見直しや特定用途制限地域の指定など、農業土地利用との調整を図りながら、市街地の規模の調整や市街地周辺の農地の保全に引き続き取り組むとともに、利根別原生林をはじめとする自然環境の保全に取り組みます。

②まちなか居住の推進

市街地の整備を推進するにあたっては、民間事業者等が輻輳する土地や建物の権利関係を調整、整理することが課題の一つになると考えられます。

③まちなか回遊の促進

中心市街地での来街者の回遊を促進するための空間整備などについて検討するほか、歴史や鉄道をキーワードとして駅周辺で岩見沢を PR する取組について検討することが必要です。

④産業施設の活用及び高校、大学等との連携

鉄道や歴史をキーワードとして岩見沢を PR する取組については課題として検討する必要があると考えます。

大学等との連携については、「であえーる岩見沢」などを活用し、大学等と市民が交流する取組を進めることとします。

⑤公共施設の使い勝手の向上

公共施設の再編とバスなどの地域公共交通の再編が連動し、公共施設の移転集約や公共交通により公共施設が利用しやすくなるような取組を進める必要があります。

* 1 リノベーション：既存建築物を改修し、機能を強化・付加したり、用途を変更して引き続き使用したりすることをいいます。



⑥交通軸の設定と公共交通の連携

バス事業者等と協議の上、地域公共交通再編実施計画を策定し、バス路線の再編や交通空白地域での交通アクセスの確保に取り組むとともに、安全な自転車交通の実現のため、自転車通行空間の整備について検討する必要があると考えます。

3) 目指すべき方向性 コンパクト+ネットワークのまちづくり

以上の課題を踏まえ、都市構造や都市空間に関わる都市づくりの方向性として、「コンパクト+ネットワークのまちづくり」を掲げます。

①市街地の外側と縁辺部の土地利用

市街地外縁部の農地について農業振興地域農用地区域への編入や特定用途制限地域の指定により、農地の流動化や営農環境の保全を図るとともに、市街地縁辺部の用途地域で農業が営まれている地区については用途地域の見直し（廃止）後に、農地の流動化などにより営農環境を保全し、基幹産業である農業の振興を図ります。

また、大正池の復旧など利根別原生林の整備や保全、利活用をはじめとして、市街地近郊の自然環境の保全に取り組みます。

②都市機能などの誘導

一方、市街地については、中心市街地や JR 駅周辺などの日常生活拠点に公共公益サービス施設や医療・福祉施設、商業業務施設などの都市機能施設の誘導、集積や住宅の誘導を図ります。また、老朽化した建築物の共同建替や都市機能施設の誘導、集約など市街地の整備にあたっては公的不動産（PRE）*1 や民有地の空き地、空き施設などを活用します。

今後、人口の減少や高齢化の進行に伴い増加することが懸念される空き家については、住み替え・転貸の仕組みや住宅リフォームの推進、中古住宅流通の促進など、増加を防ぐ方策を講じます。

③ネットワークの形成

高齢化の進行に対応するため、バス路線網や運行便数の見直し、JR とバスの乗り継ぎ改善などの地域公共交通の利用促進を図るとともに、公共交通がない空白地域において乗り合いバスや乗り合いタクシーなどデマンド交通*2 の運行について検討します。

また、市街地の環状道路となる都市内ループ道路や住宅地と広域幹線道路を結ぶ地域間連絡道路など骨格となる道路の整備に引き続き取り組みます。

*1 公的不動産（PRE）：市有施設などの公有財産で活用可能な遊休施設や遊休地を指します。PREはPublic Real Estateの略です。
*2 デマンド交通：電話予約など利用者のニーズに合わせて柔軟な運行を行う公共交通の形態で、乗り合いによるバスやタクシーなどが運行されています。

(2) 地域ブランディングの推進—「緑住文化」を育む

これまで目指すべき方向性の2つ目としてきた『「緑住文化」を育む』は、緑を介して人と生き物が共存できる優しい自然のある岩見沢で、市民自ら緑の育成に携わり、基幹産業である農業とのふれあいを身近に楽しみながら、生涯暮らし続けたいとなる緑に包まれた都市の創造を目指す方向性です。

1) 都市づくりの課題

緑の保全や街並み、安全で安心な都市環境の形成などに関しては、次のような課題が挙げられます。

① 街区公園等の機能の見直しと改修

岩見沢市の一人当たり公園・緑地面積は全道平均を上回っており、街区公園は、市街地、住宅地にかたよりに配置されています。

今後は人口の減少や高齢化の進行に伴い、公園や緑地に対する需要が変化することが考えられます。例えば、これまでの街区公園は遊具中心の子どもの遊び場として整備されたものがほとんどでしたが、今後は高齢者が気軽に集い休息できる憩いの場としての機能や多世代が多目的に使える広場などの機能が求められることが考えられます。

このような需要の変化を踏まえ、公園・緑地の機能（遊具や施設、設備）の見直しや改修が必要になると考えられます。

② 利根別原生林の整備、保全と利活用

岩見沢市の緑のシンボルである利根別原生林について、「豊かな自然を心と体で感じ・楽しむ！次世代に引き継ぐ利根別原生林」を基本理念とし、「豊かな水辺で誰もが楽しめる空間づくり」「体系的かつ持続可能な利活用により次世代へ継承する」「市民参加型のフレキシブルな運営管理の推進」に取り組むこととする利根別原生林基本計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき利根別原生林の整備と保全、利活用に取り組みます。

③ 除排雪対策の推進と高齢者世帯等の生活支援

道路除排雪については、除排雪対策本部を設置し対応してきました。また、町内会が行う道路の自主排雪について支援を行ってきました。岩見沢市においては、冬期間でも安全で安心な住環境を維持するため、今後も引き続き、除排雪対策の確保が求められます。

一方、高齢者世帯等については、ボランティア等による除排雪の支援を行っているところですが、今後は除排雪だけでなく、見守りや声掛け、買い物支援など通年での生活支援が必要になると考えられます。

④ 地震等の災害への備え

岩見沢市の市街地近郊には、石狩低地東縁断層帯主部という内陸型活断層が存在することが明らかになっており、この活断層を震源とする地震が発生した場合、市街地の大部分が震度6強の揺れとなることが推定されています。

このため、地震等の災害が発生した際に、緊急車両の通行、避難者、救援物資などの輸送に使用できる道路の整備や避難施設の耐震化、住宅の耐震化に取り組む必要があります。



2) これまでの都市づくりの具体的な施策における課題

第I章でまとめた、これまでの都市づくりの具体的な取組（実現化の方策）の進捗では、今後に向けた都市づくりの課題として次のような課題を挙げています。

① 現況の緑の保全、活用

人口の減少や高齢化の進行を踏まえ、公園・緑地に対する需要に応じて質を高めるための改修等を検討する必要があると考えます。

また、街並み景観の形成についても取組を進める必要があると考えます。

② 協働、役割分担の「しくみ」づくり

緑のリサイクルに取り組む上で、既存の堆肥化施設の拡充が必要であると考えます。

③ まちなかでの「農」とのふれあい

農業の体験や理解を深めたり、地産地消を推進したりする取組について今後も継続して取組を進めます。

④ 市民とのパートナーシップによる公園管理・運営と市民に親しまれる街路樹の整備

樹種の選定にあたっては落ち葉の処理や剪定などの維持管理の負担が少ないものを選定することが必要であると考えます。

公園については、雪入れの実態調査を行い、問題点等を洗い出した上でルールづくりなどの対応策を検討する必要があると考えます。

3) 目指すべき方向性 地域ブランディングの推進

以上の課題を踏まえ、緑の保全や街並みの形成、安全で安心な住環境、都市環境の形成に関わる都市づくりの方向性として、「地域ブランディングの推進」を掲げます。

① 緑の保全や景観の形成など

公園・緑地や街路樹などの緑の保全や、庭先・玄関先・店先など市民協働の下での身近な緑の創出により、緑豊かな街並み景観の形成を図ることや、鉄道のまちの歴史を生かした街並み景観の形成、歩きながら気軽に緑に親しむことができるフットパスの共有など、岩見沢の特性を生かし、その魅力のさらなる向上を図ります。

また、人口の減少や高齢化の進行を踏まえ、公園に対する需要の変化に対応した公園の機能の見直しや改修の基本的な考え方、公園の利活用や維持管理に関わるルールなどをとりまとめます。

② 雪に強いまちづくり

岩見沢の冬の暮らしに欠かせない、雪への対応について、安全で安心な住環境、市街地環境を確保するための道路除雪体制の確保を図るとともに、町内会など地域と連携した地域自主排雪の支援に引き続き取り組みます。

③ 災害に強いまちづくり

緊急車両の通行、避難者、救援物資などの輸送に使用できる道路の整備や避難施設の耐震化、住宅の耐震化、避難時に支援が必要な高齢者や障がい者の把握、自主防災組織の設立と育成など、地震や水害などの災害に強いまちづくりを進めます。

都市機能等の誘導にあたっては、災害時における防災機能の冗長性*1を確保するため、避難施設や防災施設の分散、機能分担にも配慮します。

④ 高齢者や障がい者の安全安心の確保

高齢者や障がい者の生活環境については、除排雪だけでなく、地域の実情に応じたきめ細やかな生活支援を行う仕組みづくりに取り組むことにより、いつまでも安全に安心して暮らすことができる住環境を実現します。

*1 冗長性：万が一の支障に備えて、予備の機能やバックアップの確保、機能の重複などが確保されているような性質のことです。



(3) 市民協働、公民連携によるまちづくり—「ネオ・コミュニティ文化」を育む

これまで目指すべき方向性の3つ目としてきた『「ネオ・コミュニティ文化」を育む』は、市民がそれぞれ得意なこと、できることを生かし、お互いをサポートしあう仕組みや活動の拠点を広げていくことを目指す方向性です。

1) 都市づくりの課題

市民の共助や民間事業者等との連携に関しては、次のような課題が挙げられます。

① 市民協働による都市づくり

住宅地の中には空き地や空き家が散見されますが、人口の減少に伴い、空き地や空き家の増加が懸念されます。このような空き地等を地権者などの理解と協力、町内会などの地域住民との協働により、ガーデニングなどの地域コミュニティの交流の場として利用したり、冬の一時堆雪スペースとして活用したりすることにより、安全で安心な住環境の保全と地域コミュニティの形成を図ることが考えられます。

また、高齢化の進行に伴い、冬の除排雪だけでなく通年での見守りなどの生活支援が必要な世帯は増加するものと考えられます。災害発生時の避難の支援など、地域の実情に応じた生活支援に地域との連携の下で取り組む必要があります。

② 岩見沢市まちづくり基本条例

岩見沢市では、市民主体の自主自立のまちづくりを基本理念とする「岩見沢市まちづくり基本条例」を平成26年12月に制定しました。

この基本理念の実現に向けて、地域の安全安心やコミュニティの活性化に資する取組の支援や高齢者をはじめとする地域住民の交流促進の取組を支援しており、今後も引き続き、各取組の促進を図る必要があります。

③ 公民連携による都市づくり

公民連携（PPP*1）による施設整備や市街地整備は、全国的に取組事例が増加しており、今後も取組が進むと考えられます。

岩見沢市においても、不動産証券化手法*2により整備したアーバンビレッジやPFIにより整備した生涯学習センター「いわなび」など、公民連携による施設整備事例はあり、今後も都市機能の誘導など市街地整備を進めるにあたり、民間事業者の有する技術力や資金力、金融機関が有する資金調達手法などのノウハウや知見を活用することが考えられます。

*1 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ Public-Private Partnership 公共と民間が連携して公共サービスの提供を行うことの総称であり、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の建設や維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法）、指定管理者制度などが含まれます。

*2 不動産証券化手法：特定の不動産に関し、その所有権や賃貸債権などを細分化して株式や社債など証券の形にし、不特定多数の個人や投資家から資金を調達する手法です。

2) これまでの都市づくりの具体的な施策における課題

第Ⅰ章でまとめた、これまでの都市づくりの具体的な取組（実現化の方策）の進捗では、今後に向けた都市づくりの課題として次のような課題を挙げています。

①安全安心なコミュニティづくりと活動の支援

市民主体の自主自立のまちづくりについて、全庁的に取り組む必要があります。

②活動拠点の確保

市民活動において、生涯学習センター「いわなび」など既存施設の活用を図るとともに、民間事業者等との連携により、地域住民も利用できる交流や活動の場（認知症カフェなど）を広げていくことが考えられます。

③安心して生活できる住宅地をつくる

除排雪に限らない、高齢者世帯等の通年での生活支援（見守り、声かけなど）を地域で行うことを検討することや、民有地の空き地やオープンスペースを活用する仕組みづくりを検討することが考えられます。

3) 目指すべき方向性

以上の課題を踏まえ、担い手・主体に着目した都市づくりの方向性として、「市民協働、公民連携によるまちづくり」を掲げます。

①市民との協働、大学等との連携

公園・緑地の維持管理や緑のリサイクルなど、都市づくりの各施策、事業において、市民の理解と協力を得られるような仕組みづくりを促進します。

芸術、スポーツなどに特化した北海道教育大学岩見沢校の特性を生かし、市民との交流や生涯学習などでの連携、街並み景観の形成などでの連携について検討します。

また、高齢化の進行に対応し、見守りなどの生活支援や住環境の保全、地域の活性化など地域が抱える課題に対して、地域住民等が主体となり解決に向けた取組を進めることやその支援の仕組みについて検討します。

②民間事業者などとの連携

民間事業者が有する技術力や資金力、金融機関が有する資金調達手法や事業計画に関する情報や知見などを活用し、民有地の空き地や公的不動産（PRE）を活用した市街地整備を進めます。

第Ⅲ章 都市づくりの基本方針

- 1 都市構造・都市空間
- 2 土地利用
- 3 地域交通
- 4 道路
- 5 公園・緑地
- 6 下水道
- 7 その他の都市施設
- 8 防災性の向上
- 9 景観の形成

本章では、岩見沢都市計画区域における都市計画の基本的な方針を定めるとともに、都市構造や都市空間の形成に関わる方針をはじめ、災害に強いまちづくり、景観の形成など幅の広い都市づくりに関わる基本方針と実現に向けた具体的施策を定めます。

1 都市構造・都市空間

都市構造、都市空間に関わる基本方針は、都市づくりの基本方針全体を総括する方針です。

農地、田園地域の土地利用と市街地の形成、交通・道路によるネットワーク、緑や歴史を生かした街並みの形成や安全で安心なまちづくりの推進、市民や民間事業者などとの連携によるまちづくりについて総括的な方針を定めます。

(1) 都市構造・都市空間の課題

人口の減少や高齢化の進行に対応した都市構造を形成するとともに、基幹産業である農業の振興に向けた農地の保全、岩見沢を特徴づける豊かな緑や自然環境の保全、人口の社会減の抑制に向けたまちの魅力の向上、ニーズの多様化やきめ細やかな対応の必要性、財政状況の悪化などを踏まえたまちづくりが求められます。

(2) 都市構造・都市空間の基本的な考え方

都市づくりの課題を踏まえ、人口の減少と高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢の変化や今後の見通しに対応し、都市機能施設の集積、誘導とバス等の公共交通等によるネットワークを形成するとともに、緑の心地よさや安全安心などまちの魅力の向上、市民や民間事業者などと協働、連携したまちづくりや地域運営に取り組みます。

一方、都市機能等の誘導にあたっては、災害時における防災機能の冗長性を確保するため、避難施設や防災施設の分散、機能分担にも配慮します。

(3) 都市づくりの基本方針と都市計画の決定等の方針

都市機能施設や住宅の集積、誘導とバスなどの地域公共交通、骨格となる道路によるネットワークの形成を進めます。

都市の利便性の向上、街並みなどの魅力の増進、住環境における安全安心の向上、健康コミュニティの推進に取り組みます。

駅前通については、岩見沢市の玄関口にふさわしい良好な景観を備え、商業、業務施設と居住機能との調和がとれた、賑わいがありながらも落ち着いた地区として整備に取り組みます。

市民や民間事業者等、大学と連携したまちづくり、地域が主体となった地域運営の推進に取り組みます。

また、都市づくりにあたっては、都市の低炭素化や資源循環に資する取組について推進します。

(4) 都市づくりの基本方針に基づく具体的施策

都市づくりの基本方針に基づく具体的施策を目指すべき方向性ごとに次のとおり定めます。

なお、それぞれの具体的施策の内容については、第IV章でまとめます。

また、それぞれの具体的施策は、2つまたは3つの目指すべき方向性に位置づけ、取り組むものがあるため、重複（再掲）するものがあります。

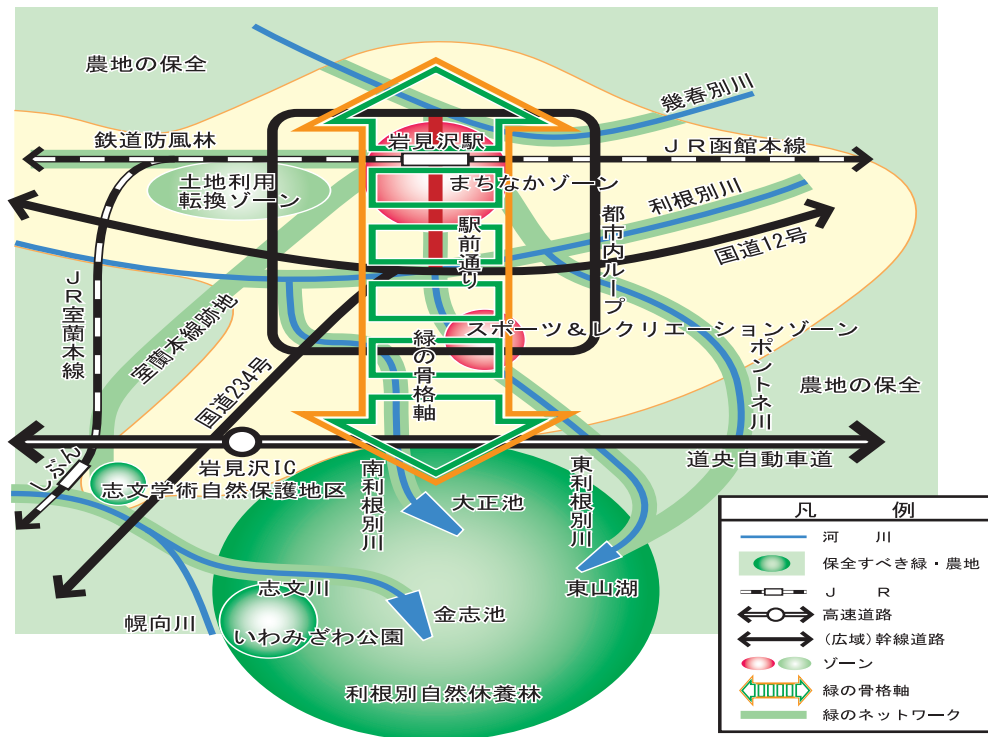


図 3-1-1 都市構造の形成方針

1) コンパクト+ネットワークのまちづくり

①市街地の外側での土地利用（農地、森林など）の保全

市街地の外側の農地は、農業振興地域整備計画農用地区域に編入するなど流動化、担い手農家等への集約を図り保全することにより、基幹産業である農業の振興を図ります。

また、利根別原生林をはじめとする大規模緑地や自然環境を保全するとともに、木材等生産林などの人工針葉樹林は木材利用の促進等により、伐採と再植樹による森林資源の循環を図ります。

[具体的施策]

番号	具体的施策	概要	備考
1	農地の流動化による保全	農業振興地域農用地区域への編入などによる農地の流動化と保全	
4	大規模緑地の整備、自然環境の保全	市街地に近接する大規模緑地の整備、自然環境の保全と利活用	

※番号は、第IV章で定める具体的施策の番号を示します（以下同）。

②都市の拠点の形成

中心市街地や JR 駅などを中心とする日常生活拠点（図 3-1-2）には、公共公益サービス施設、医療・福祉施設、商業業務施設などの都市機能施設や住宅を誘導し、集積を図ります。

また、誘導、集積にあたり、公的不動産（PRE）や民有空き地の利用を促進します。

[具体的施策]

番号	具体的施策	概要	備考
5	都市機能の集積、居住の誘導	公共交通によるアクセス性が確保された地区（中心市街地、日常生活拠点）への都市機能の集積、居住の誘導	
6	空き地の利活用促進（土地利用の促進）	都市機能の集積等を図るための空き地（公有、民有）の利活用の促進	

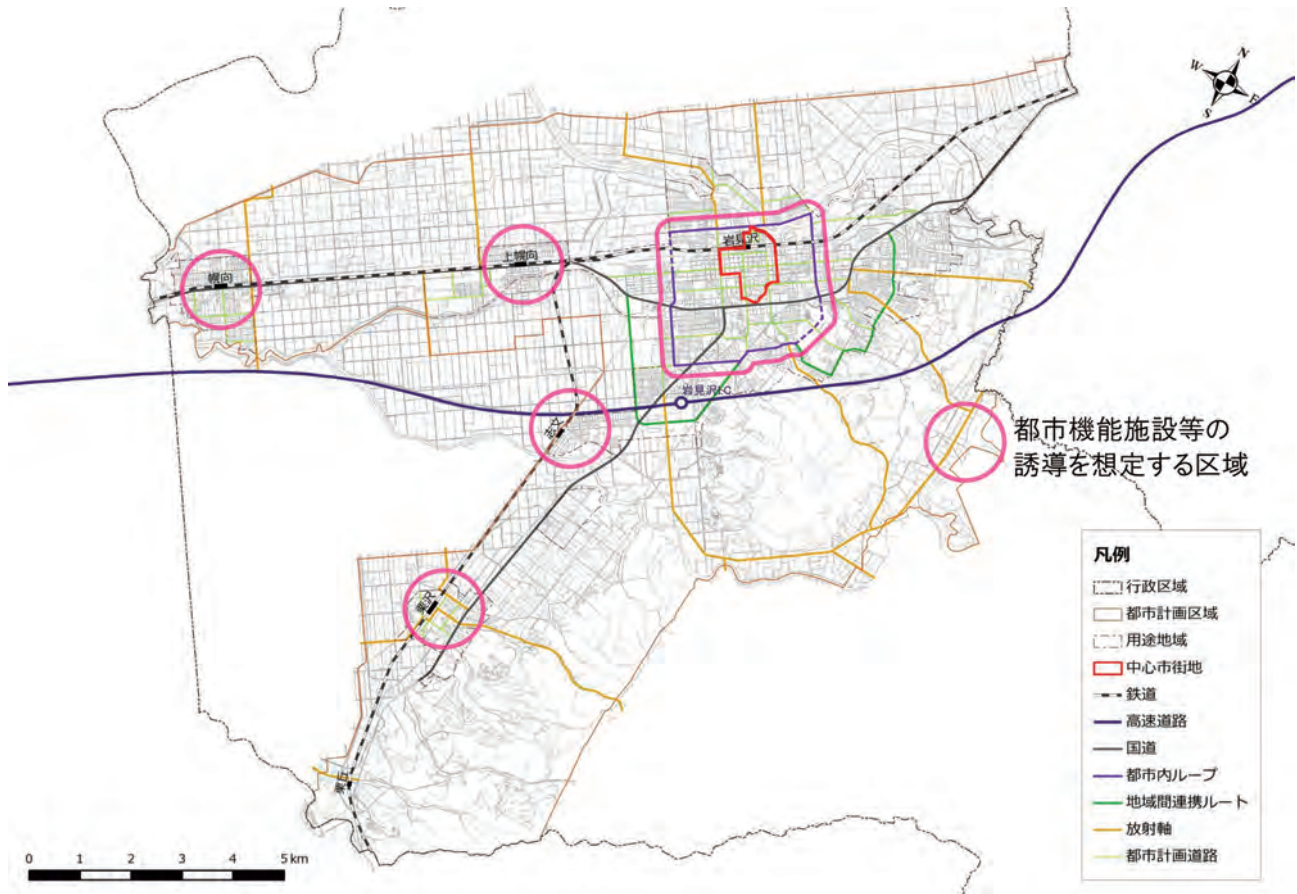


図 3-1-2 都市機能施設等の誘導を想定する区域

③交通・道路のネットワークの形成

高齢化の進行を踏まえ、都市機能施設へのアクセスなど日常生活の交通手段として、バスなどの地域公共交通の利用促進と存続を図るため、バス路線網や運行便数などの見直しに取り組みます。

また、中心市街地や日常生活拠点と住宅地、市街地同士を連絡する都市内ループ道路や地域間連絡道路の整備に引き続き取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
9	地域公共交通の再編	高齢化の進行に対応し、都市機能の集積等と連携した地域公共交通の再編	
11	都市内ループ道路の整備	国道 12 号と住宅市街地を結ぶ都市内ループ道路（市街地内環状道路）の整備	
12	地域間連絡道路の整備	住宅地などの地域間や幹線道路を連絡する地域間連絡道路の整備	



④公園の機能の見直し

市街地の公園・緑地については、人口の減少や高齢化の進行に伴う需要の変化を踏まえ、質・機能の見直しと機能の集約、改修に取り組みます。また、公園・緑地の利活用や維持管理について、市民協働のルールづくりに取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
14	公園・緑地の利活用による住環境の保全	人口の減少等に対応した公園の機能の見直しと利活用による住環境の保全	

⑥地権者等からの提案に基づくまちづくり

都市計画における市民参加の手法の一つである都市計画提案制度について、制度の周知、普及と実際の手法適用を進めます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
19	都市計画提案制度の普及	都市計画提案制度の土地所有者等への周知等、制度運用の検討	

⑥災害に強いまちづくり

地震や水害などの災害発生時に、緊急車両の通行や避難、物資輸送に使用できる道路の整備、避難施設や住宅、建築物の耐震化、自主防災組織の設立や避難時に支援が必要な住民の把握と対応など、災害に強いまちづくり、都市づくりを進めます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
25	まちづくりにおける防災・減災の推進	地震をはじめとする災害に対応した防災・減災まちづくりの推進	

2) 地域ブランディングの推進

①緑豊かなまちの魅力の向上

市街地に近接、隣接する緑である利根別原生林の整備と保全、利活用を推進することにより、緑豊かなまちの魅力を向上させます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
4	大規模緑地の整備、自然環境の保全	市街地に近接する大規模緑地の整備、自然環境の保全と利活用	*再掲

②市街地の利便性、安全安心の向上

中心市街地や日常生活拠点に公共サービス施設や医療・福祉施設、商業業務施設などの都市機能施設や住宅などを誘導することにより、日常生活の利便性の向上を図るとともに、安全で安心な住環境、都市環境を形成します。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
5	都市機能の集積、居住の誘導	公共交通によるアクセス性が確保された地区（中心市街地、日常生活拠点）への都市機能の集積、居住の誘導	*再掲

③利便性や安全安心を向上させる交通・道路ネットワークの形成

バスなどの地域公共交通の利便性を高めることや、市街地内を結ぶ道路の整備により、便利で安心な都市環境を形成します。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
9	地域公共交通の再編	高齢化の進行に対応し、都市機能の集積等と連携した地域公共交通の再編	*再掲
11	都市内ループ道路の整備	国道12号と住宅市街地を結ぶ都市内ループ道路（市街地内環状道路）の整備	*再掲
12	地域間連絡道路の整備	住宅地などの地域間や幹線道路を連絡する地域間連絡道路の整備	*再掲

④緑や歴史を生かした街並みの形成、まちづくり

市街地や住宅地で気軽に緑に親しめる環境の保全や形成、歴史を生かした街並みの形成などに取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
14	公園・緑地の利活用による住環境の保全	人口の減少等に対応した公園の機能の見直しと利活用による住環境の保全	*再掲
20	空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）	空き地の利活用による緑の街並みづくりや住環境の保全、地域の庭（コミュニティガーデン）の設置	
21	街路樹の維持管理	維持管理の負担などを考慮した街路樹の整備	
26	緑の街並み景観の形成	市民等との協働による緑の街並み景観の形成	
27	緑に親しむフットパスの設定	市民が緑に親しむフットパスの設定、共有	
28	歴史的資源などを生かしたまちづくり	鉄道や炭鉱などの歴史的資源を生かした景観形成やまちづくり	



⑤災害に強いまちづくり

地震や水害など、災害を想定した土地利用や道路の整備、施設整備などに取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
25	まちづくりにおける防災・減災の推進	地震をはじめとする災害に対応した防災・減災まちづくりの推進	*再掲

3) 市民協働、公民連携によるまちづくり

①地域が主体となった地域運営の推進

高齢化の進行や空き地の増加など、地域が抱える課題に地域が主体となりきめ細やかに対応するための支援の仕組みを整えます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
29	地域が主体となった地域運営の推進	地域住民等が主体となり地域課題に対応する地域運営の推進	

②地域公共交通の維持

今後の高齢化に対応したバスなどの地域公共交通を維持するため、公共交通の利用促進に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
9	地域公共交通の再編	高齢化の進行に対応し、都市機能の集積等と連携した地域公共交通の再編	*再掲

③市民協働による緑や歴史の街並みづくり

民有地の空き地や庭先などを利用した緑の街並みの形成や、公園・緑地、街路樹などの維持管理、気軽に緑に親しめる環境づくりなどにおいて、市民との協働による取組を進めます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
14	公園・緑地の利活用による住環境の保全	人口の減少等に対応した公園の機能の見直しと利活用による住環境の保全	*再掲
20	空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）	空き地の利活用による緑の街並みづくりや住環境の保全、地域の庭（コミュニティガーデン）の設置	*再掲
21	街路樹の維持管理	維持管理の負担などを考慮した街路樹の整備	*再掲
26	緑の街並み景観の形成	市民等との協働による緑の街並み景観の形成	*再掲
27	緑に親しむフットパスの設定	市民が緑に親しむフットパスの設定、共有	*再掲
28	歴史的資源などを生かしたまちづくり	鉄道や炭鉱などの歴史的資源を生かした景観形成やまちづくり	*再掲

④都市計画への市民の参加

都市計画における市民参加の手法の一つである都市計画提案制度について、制度の周知、普及と実際の手法適用を進めます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概 要	備考
19	都市計画提案制度の普及	都市計画提案制度の土地所有者等への周知等、制度運用の検討	*再掲

⑤地域の防災対応力の向上

自主防災組織の設立や地域で避難時の支援や配慮が必要な高齢者などの把握など、地域の災害対応力の向上を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概 要	備考
25	まちづくりにおける防災・減災の推進	地震をはじめとする災害に対応した防災・減災まちづくりの推進	*再掲



2 土地利用

土地利用に関わる基本方針では、都市計画法に基づく用途地域の見直しや特定用途制限地域などの地域地区の指定に関わる方針のほか、農地の保全など市街地の外側の土地利用や都市機能の誘導など市街地の整備に関わる方針を定めます。

(1) 土地利用の課題

都市機能や居住の誘導を図るにあたり、土地利用の見直しや低未利用地の利用促進を図ることが求められます。また、市街地の外側については、基幹産業である農業振興に向けて農地の流動化による保全を図る必要があります。

人口の減少や高齢化の進行に伴い増加が懸念される空き地や空き家について、利活用を促進し、市街地や住宅地における防犯性や住環境の向上を図る必要があります。

民有地の空き地などの利活用を図るためには、地権者や周辺住民など市民の理解と協力を得る必要があります。また、地域においては、地域が抱える要望や問題、課題の多様化などに対応して、地域が主体となった地域運営、いわゆるエリアマネジメントに取り組むことが考えられます。

(2) 土地利用の基本的な考え方

市街地の外側は農地や自然環境を保全し、市街地の内部は都市機能の集積により利便性の向上を図ります。また、市民との協働、民間事業者等との連携により、空き地、空き家の利活用による都市機能の集積や市街地の整備を促進します。

(3) 都市づくりの基本方針と都市計画の決定等の方針

農地の流動化による保全を図ります。

市街地においては、都市機能の誘導と土地利用の見直し、利便性の向上を図るとともに、市民協働や公民連携による空き地や空き家の利活用を促進します。

また、コンパクト+ネットワークのまちづくりに向けて、関連する施策の連携と推進方策を位置づけるため、「立地適正化計画」*1の策定について、その必要性を含めて検討します。

このほか、市街地の整備や土地利用の見直しなどの実情に合わせて、用途地域等を見直しを検討します。

【市街地・用途ごと】

住宅地については、大規模未利用地の用途地域の見直し（廃止）や住環境を保全しながら住宅地における利便性の向上を図るような土地利用、用途地域の見直しを検討します。

商業業務地については、都市機能等の誘導を図るほか、専ら住宅地として利用されている土地の区域について、用途地域の見直しを進めます。

工業地については、6次産業関連施設や物流関連施設の誘導などの必要に応じて、土地利用の促進や用途地域の見直し、広域交通のアクセス性が高い地域への配置などを検討します。

用途地域の指定がない用途白地地域のうち農地として利用されている土地の区域については、農業振興地域内農用区域への編入による農地の流動化や特定用途制限地域の指定による農業以外の土地利用の混在の防止を図ります。

*1 立地適正化計画：都市再生特別措置法に基づき市町村が策定する計画であり、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクト+ネットワークのまちづくりを進めることを目的として策定します。

(4) 都市づくりの基本方針に基づく具体的施策

都市づくりの基本方針に基づく具体的施策を目指すべき方向性ごとに次のとおり定めます。

なお、それぞれの具体的施策の内容については、第IV章でまとめます。

また、それぞれの具体的施策は、2つまたは3つの目指すべき方向性に位置づけ、取り組むものがあるため、重複（再掲）するものがあります。

1) コンパクト+ネットワークのまちづくり

①市街地の外側の土地利用（農地）の保全

岩見沢市の基幹産業である農業の振興を図るため、農業振興地域農用地区域への編入などにより農地の流動化、担い手農家への集約を図り農地を保全することや、特定用途制限地域の指定により農地と高齢者福祉施設や倉庫などの都市的土地利用の混在を 방지し営農環境を保全することに取り組めます。

また、用途地域内で住宅地としての開発が進まず農地として営農されている土地の区域について、用途地域を見直し（廃止）し、農地として流動化し保全を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
1	農地の流動化による保全	農業振興地域農用地区域への編入などによる農地の流動化と保全	
2	特定用途制限地域の指定	農地と都市的土地利用の混在を防ぐため必要に応じて特定用途制限地域を指定（指定の考え方を取りまとめ）	
3	住居系用途地域の見直し	用途地域縁辺部で開発が進んでいない低層住居専用系用途地域の見直し（廃止）	

②都市機能拠点の形成

中心市街地や JR 駅などを中心とした日常生活拠点など、公共交通でアクセスできる地区に公共公益サービス施設、医療・福祉施設、商業業務施設などの都市機能施設や住宅を誘導し、集積を図ることにより、コンパクトなまちづくりに向けた都市機能拠点を形成します。

また、都市機能施設や住宅の誘導、集積にあたっては、公的不動産（PRE）や民有空き地の利用を促進します。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
5	都市機能の集積、居住の誘導	公共交通によるアクセス性が確保された地区（中心市街地、日常生活拠点）への都市機能の集積、居住の誘導	
6	空き地の利活用促進（土地利用の促進）	都市機能の集積等を図るための空き地（公有、民有）の利活用の促進	



③空き家の利活用の促進

人口の減少や高齢化の進行に伴い増加が懸念される管理不全な空き家の発生を抑制するため、空き家や既存住宅の利活用を促進します。具体的には、中古住宅の流通促進や持ち家の高齢者世帯の住み替えと転貸の促進、住宅リフォームの推進などに取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
7	空き家の利活用促進	空き家の利活用を図り管理不全な空き家の発生を抑制するための取組の推進（住宅リフォームの推進、中古住宅の流通促進など）	

④住居系・商業系用途地域の見直し

第1種低層住居専用地域の住宅地において、空き地や空き家の活用など土地利用の促進や、住宅地の利便性の向上などを図ることを目的として、住環境を保全しつつ利便性の向上や雇用の創出などに資する土地利用、用途地域等の見直しを検討します。

また、中心市街地や市内の JR 駅周辺の商業系用途地域では、建物の用途など土地利用の実態が用途地域とかけ離れている区域がみられるため、用途地域等の見直しを進めます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
3	住居系用途地域の見直し	第1種低層住居専用地域において、住環境の保全しつつ利便性の向上等を図る土地利用、用途地域等の見直し	
8	商業系用途地域の見直し	専ら住宅地となっている商業系用途地域等の見直し	

2) 地域ブランディングの推進

①都市環境、住環境の利便性、安全安心の向上

中心市街地や日常生活拠点など公共交通でアクセスできる地区に都市機能拠点を形成し、高齢化の進行に対応した都市環境、住環境の利便性や安全安心の向上を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
5	都市機能の集積、居住の誘導	公共交通によるアクセス性が確保された地区（中心市街地、日常生活拠点）への都市機能の集積、居住の誘導	*再掲

②管理不全な空き家の発生抑制による安全安心な住環境の形成

空き家や既存住宅の利活用を促進することにより、管理不全な空き家の発生を抑制し、落雪や倒壊、火災などの防止や地域の防犯性の向上、コミュニティの維持を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
7	空き家の利活用促進	空き家の利活用を図り管理不全な空き家の発生を抑制するための取組の推進（住宅リフォームの推進、中古住宅の流通促進など）	*再掲

③空き地を活用した緑の街並みづくり、住環境の保全

人口の減少などに伴い増加が懸念される住宅地の空き地を活用し、地域の庭（コミュニティガーデン）を開設することや、一時的な堆雪スペースとして利用するための仕組み（地権者等と利用希望者のマッチングなど）を整えます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
20	空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）	空き地の利活用による緑の街並みづくりや住環境の保全、地域の庭（コミュニティガーデン）の設置	



3) 市民協働、公民連携によるまちづくり

① 市民協働、公民連携による空き地や空き家の利活用の促進

増加が懸念される空き地や空き家について、地権者や所有者に利活用の必要性について理解を求めます。また、空き地の利活用において地域住民等の協力を求めることや、空き家の利活用において民間事業者等との連携を図ります。

[具体的施策]

番号	具体的施策	概要	備考
7	空き家の利活用促進	空き家の利活用を図り管理不全な空き家の発生を抑制するための取組の推進（住宅リフォームの推進、中古住宅の流通促進など）	*再掲
20	空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）	空き地の利活用による緑の街並みづくりや住環境の保全、地域の庭（コミュニティガーデン）の設置	*再掲

3 地域交通

地域交通に関わる基本方針では、バスなどの地域公共交通の再編や自転車の交通環境に関わる方針を定めます。

(1) 地域交通の課題

高齢化の進行を踏まえた都市構造の実現に向けて、都市機能施設や住宅の集積、誘導を図る中心市街地や日常生活拠点、その他の市街地をバスなどの地域公共交通で結ぶ交通ネットワークの形成が必要です。

また、高齢者のバス等の利用を促進するため、バス路線網の見直しや運行便数・時間などの見直しにより、地域公共交通の利便性の向上や利用しやすい環境を整備する必要があります。

これらの地域公共交通の再編にあたっては、バスなどの交通事業者との連携が求められるとともに、市民の地域公共交通の利用に対する意識啓発などが求められます。

このほか、市街地内では通学などの自転車利用者が多いため、安全な自転車交通環境の整備が必要です。

(2) 地域交通の基本的な考え方

バスなどの交通事業者等との連携の下で、都市機能施設へのアクセシビリティ、利便性の向上を図るための地域公共交通の再編に取り組みます。また、安全な自転車交通環境の確保を図ります。

(3) 都市づくりの基本方針と都市計画の決定等の方針

都市機能施設や住宅地を結ぶ公共交通ネットワークの形成と、安全な自転車交通環境の確保や自転車ネットワークの整備を図ります。

都市機能へのアクセシビリティや日常生活の利便性を高める地域公共交通の再編を図ります。

交通事業者との連携による公共交通の利便性の向上や市民理解による公共交通の利用促進に取り組むとともに、自転車交通に関するルールやマナーの周知、市民意識の向上を図ります。

また、安全な自転車交通環境の確保に向けては、「自転車ネットワーク計画」*1の策定について、その必要性を含めて検討します。

*1 自転車ネットワーク計画：安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画です。



(4) 都市づくりの基本方針に基づく具体的施策

都市づくりの基本方針に基づく具体的施策を目指すべき方向性ごとに次のとおり定めます。

なお、それぞれの具体的施策の内容については、第Ⅳ章でまとめます。

また、それぞれの具体的施策は、2つまたは3つの目指すべき方向性に位置づけ、取り組むものがあるため、重複（再掲）するものがあります。

1) コンパクト+ネットワークのまちづくり

①公共交通ネットワークの形成

中心市街地や日常生活拠点など都市機能施設等の集積がある地区と各市街地を結ぶバス路線網など公共交通ネットワークを形成します。

[具体的施策]

番号	具体的施策	概要	備考
9	地域公共交通の再編	高齢化に対応し都市機能施設へのアクセス改善に配慮した地域公共交通の再編	

②自転車ネットワークの整備

安全な自転車交通環境の整備や自転車交通環境のネットワークの整備に取り組みます。

[具体的施策]

番号	具体的施策	概要	備考
10	自転車ネットワークの整備	自転車通行帯の整備、自転車ネットワークの形成推進	

2) 地域ブランディングの推進

①地域公共交通の利便性の向上

公共公益サービス施設や医療・福祉施設、商業業務施設など都市機能施設等へのアクセスを確保するとともに利用のしやすさを向上させるためバス路線網や運行便数、時間帯を見直すなど、地域公共交通の利便性を向上させます。

[具体的施策]

番号	具体的施策	概要	備考
9	地域公共交通の再編	高齢化に対応し都市機能施設へのアクセス改善に配慮した地域公共交通の再編	*再掲

②安全な自転車交通環境の整備

自転車通行帯の整備など安全な自転車交通環境の整備に取り組みます。

[具体的施策]

番号	具体的施策	概要	備考
10	自転車ネットワークの整備	自転車通行帯の整備、自転車ネットワークの形成推進	*再掲

3) 市民協働、公民連携によるまちづくり

①市民と交通事業者との連携による公共交通ネットワークの確保

バス事業者等交通事業者との連携による公共交通の維持や利便性の向上に取り組むとともに、公共交通の利用に関する市民意識の向上に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概 要	備考
9	地域公共交通の再編	高齢化に対応し都市機能施設へのアクセス改善に配慮した地域公共交通の再編	*再掲

②安全な自転車交通とルールに関する意識の向上

市街地における自転車交通について安全性やルール、マナーに関する意識啓発等に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概 要	備考
10	自転車ネットワークの整備	自転車通行帯の整備、自転車ネットワークの形成推進	*再掲



4 道路

道路に関わる基本方針では、道路の整備に関わる方針のほか、広域アクセスの確保、安全な自転車交通環境の整備などに関わる方針を定めます。

(1) 道路の課題

コンパクトなまちづくりと交通ネットワークの形成に向けては、市街地の形成、土地利用の基本となる道路を整備する必要があります。道路の整備により、防災性の向上など安全安心の確保、観光客等の誘引、物流等の効率化など都市の魅力や競争力の向上を図ることが考えられます。

また、道路除排雪については、市民の理解、協力により、確実に効率的な道路除排雪を進める必要があります。このほか、自転車交通について、安全で安心な自転車交通環境を整備する必要があります。

(2) 道路の基本的な考え方

都市の防災性や魅力、競争力の向上を図る骨格となる道路を整備するとともに、安全で安心な自転車交通環境を整備します。また、市民協働の下で確実に効率的な道路除排雪に取り組みます。

(3) 都市づくりの基本方針と都市計画の決定等の方針

都市の骨格となる道路の整備とネットワークの形成、自転車ネットワークの整備に取り組みます。

都市内道路ネットワークの形成による防災性（災害対応力）の向上と道央自動車道岩見沢サービスエリアの活用による地域情報の発信、広域連絡道路アクセス道路の整備による物流等の効率化と広域アクセスの向上に取り組みます。

道路除排雪における市民の理解の向上、市民協働の推進に取り組みます。

また、必要に応じて都市計画道路の決定、変更等を進めるほか、都市計画道路の全体見直しについては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、検討します。

このほか、安全な自転車交通環境の確保に関連して、「自転車ネットワーク計画」の策定についても、その必要性を含めて検討します。

(4) 都市づくりの基本方針に基づく具体的施策

都市づくりの基本方針に基づく具体的施策を目指すべき方向性ごとに次のとおり定めます。

なお、それぞれの具体的施策の内容については、第IV章でまとめます。

また、それぞれの具体的施策は、2つまたは3つの目指すべき方向性に位置づけ、取り組むものがあるため、重複（再掲）するものがあります。

1) コンパクト+ネットワークのまちづくり

①骨格となる道路の整備と都市内道路ネットワークの形成

都市の骨格となる都市内ループ道路と地域間連絡道路の整備に引き続き取り組むとともに、市街地内の渋滞の緩和や防災性の向上を図るため、都市内道路ネットワークの整備に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
11	都市内ループ道路の整備	市街地内環状道路である都市内ループ道路の整備（西20丁目通の整備）	
12	地域間連絡道路の整備	住宅地と骨格となる幹線道路を結ぶ地域間連絡道路の整備（東17丁目通の整備）	
13	都市内道路ネットワークの整備	市街地内での円滑な移動と交通渋滞の緩和を図るための都市内道路ネットワークの整備（東19号線の整備）	

②道路除排雪の推進

道路除排雪の体制を確保するとともに、町内会と連携した道路排雪の実施に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
22	道路除排雪体制の確保、地域自主排雪の支援	除雪対策本部の設置など道路除雪体制を確保するとともに、地域自主排雪支援制度により町内会と連携した道路排雪を実施	

③自転車ネットワークの整備

駅前通に自転車通行帯を整備するとともに、自転車ネットワーク計画の策定など市街地内の自転車ネットワークの形成を推進します。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
10	自転車ネットワークの整備	自転車通行帯の整備、自転車ネットワークの形成推進	



2) 地域ブランディングの推進

① 骨格となる道路の整備による利便性、防災性の向上

都市内ループ道路や地域間連絡道路、その他の都市内道路ネットワークの整備により、市街地内の渋滞の緩和や日常生活の利便性の向上を図るとともに、災害時の緊急輸送道路を確保します。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
11	都市内ループ道路の整備	市街地内環状道路である都市内ループ道路の整備（西 20 丁目通の整備）	* 再掲
12	地域間連絡道路の整備	住宅地と骨格となる幹線道路を結ぶ地域間連絡道路の整備（東 17 丁目通の整備）	* 再掲
13	都市内道路ネットワークの整備	市街地内での円滑な移動と交通渋滞の緩和を図るための都市内道路ネットワークの整備（東 19 号線の整備）	* 再掲

② 道路除排雪による安全安心の確保

道路除排雪の体制確保や地域と連携した道路排雪の実施により、冬期間の生活環境の確保を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
22	道路除雪体制の確保、地域自主排雪の支援	除排雪対策本部の設置など道路除雪体制を確保するとともに、地域自主排雪支援制度により町内会と連携した道路排雪を実施	* 再掲

③ 広域アクセスの向上による地域情報の発信、都市の競争力の向上

道央自動車道岩見沢サービスエリアを活用し、スマートインターチェンジの整備や地域の情報を発信する施設と出入口の設置などにより、観光客などの誘引や地域の魅力の磨き上げや発信に取り組みます。

また、新千歳空港と石狩湾新港を結ぶ道央圏連絡道路（国道 337 号）へのアクセス道路の整備により、広域物流の効率化や広域アクセスの向上など、都市の競争力の向上を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
23	道央自動車道岩見沢サービスエリアの活用	スマート IC の整備、地域ブランディング施設の整備と歩行者出入口等の設置による地域情報の発信等	
24	広域連絡道路アクセス道路の整備	道央圏連絡道路（国道 337 号）アクセス道路の整備要望	

④安全な自転車交通環境の確保

駅前通における自転車通行帯の整備をはじめとする自転車ネットワークの形成により、安全な自転車交通環境の確保に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
10	自転車ネットワークの整備	自転車通行帯の整備、自転車ネットワークの形成 推進	*再掲

3) 市民協働、公民連携によるまちづくり

①市民と連携した道路除排雪の実施

道路除排雪の支障となる路上駐車防止や町内会と連携した地域自主排雪支援制度の実施など、市民の理解、協力、連携の下で道路除排雪に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
22	道路除排雪体制の確保、地域自主排雪の支援	除雪対策本部の設置など道路除雪体制を確保するとともに、地域自主排雪支援制度により町内会と連携した道路排雪を実施	*再掲

②自転車通行に関わるルールやマナーの遵守

自転車通行に関わるルールやマナーの遵守について、市民等への理解を求め、安全な自転車交通環境を確保します。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
10	自転車ネットワークの整備	自転車通行帯の整備、自転車ネットワークの形成 推進	*再掲



5 公園・緑地

公園・緑地に関わる基本方針では、利根別原生林をはじめとする市街地に隣接する丘陵地の緑の保全や公園の機能の見直し、公園や街路樹の維持管理に関わる方針を定めます。

(1) 公園・緑地の課題

コンパクトなまちづくりに向けて、岩見沢市の特徴である市街地に隣接する丘陵地の大規模緑地や自然環境を保全する必要があります。また、人口の減少や高齢化の進行を踏まえ、公園や街路樹のあり方を見直すとともに、公園や緑地を活用し、住環境の保全を図る必要があります。

また、公園や街路樹の維持管理について、市民協働の下での取組を進める必要があります。

(2) 公園・緑地の基本的な考え方

市街地に隣接する丘陵地の大規模緑地や森林などの自然環境の保全と利活用を図ります。また、人口の減少や高齢化の進行に対応した公園の機能の見直しや、街路樹の適切な維持管理に取り組みます。

(3) 都市づくりの基本方針と都市計画の決定等の方針

大規模緑地の整備や森林など自然環境の保全と利活用を図ります。

人口の減少や高齢化の進行を踏まえた公園の機能の見直し（集約化）と公園・緑地の利活用による住環境の保全、街路樹の維持管理に取り組みます。

市民協働による公園・緑地の維持管理と緑のリサイクルの推進に取り組みます。

また、整備、開設の見通しが無い都市計画公園の見直しについて検討します。検討にあたっては、都市計画公園の見直しのガイドラインの策定について、その必要性を含めて検討します。

(4) 都市づくりの基本方針に基づく具体的施策

都市づくりの基本方針に基づく具体的施策を目指すべき方向性ごとに次のとおり定めます。

なお、それぞれの具体的施策の内容については、第Ⅳ章でまとめます。

また、それぞれの具体的施策は、2つまたは3つの目指すべき方向性に位置づけ、取り組むものがあるため、重複（再掲）するものがあります。

1) コンパクト+ネットワークのまちづくり

①市街地の外側の大規模緑地や自然環境の保全

コンパクトなまちづくりに向けて、利根別原生林をはじめとする、市街地に隣接する丘陵地の大規模緑地の整備や森林などの自然環境の保全に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
4	大規模緑地の整備、自然環境の保全	利根別原生林等の整備と保全、利活用、丘陵地の森林などの自然環境の保全	

②公園・緑地の機能の見直しと住環境の保全

人口の減少や高齢化の進行を踏まえ、遊具等の施設の集約化や機能分担を図るなど、公園の需要と維持管理の負担を踏まえた機能の見直し（改修）に取り組むとともに、公園を活用した住環境の保全に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
14	公園・緑地の利活用による住環境の保全	人口の減少などを踏まえた公園の機能の見直しと公園の利活用による住環境の保全	



2) 地域ブランディングの推進

①市街地に隣接する丘陵地の緑の保全

岩見沢市を特徴づける緑の骨格の一つとして、利根別原生林をはじめとする市街地に隣接する丘陵地の大規模緑地や自然環境の保全とレクリエーションなどの利活用に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
4	大規模緑地の整備、自然環境の保全	利根別原生林等の整備と保全、利活用、丘陵地の森林などの自然環境の保全	*再掲

②公園の利活用による住環境の保全

公園の機能の見直しにより、道路除雪の一時堆雪スペースとして活用するなど、公園を活用した冬期間の住環境の保全に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
14	公園・緑地の利活用による住環境の保全	人口の減少などを踏まえた公園の機能の見直しと公園の利活用による住環境の保全	*再掲

③街路樹の保全

市街地の緑の骨格の一つである街路樹について、維持管理の負担などを考慮したあり方（整備・更新する路線、樹種の選定など）を取りまとめ、整備や保全に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
21	街路樹の維持管理	維持管理の負担を考慮した、街路樹の整備・更新や樹種の選定、適切な維持管理	

3) 市民協働、公民連携によるまちづくり

①市民協働による公園や街路樹の維持管理

町内会等との連携により、公園の草刈りや落ち葉などを集めて堆肥化する緑のリサイクルに取り組みます。また、街路樹の維持管理について、住民等との連携により取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
14	公園・緑地の利活用による住環境の保全	人口の減少などを踏まえた公園の機能の見直しと公園の利活用による住環境の保全	*再掲

6 下水道

下水道に関わる基本方針では、下水道施設の長寿命化や下水道資源の有効活用に関わる方針を定めます。

(1) 下水道の課題

都市における衛生環境の確保を図るため、下水道施設の長寿命化や効率的な処理に取り組む必要があります。また、下水汚泥や消化ガスなどの下水資源を活用し、環境負荷の低減を図る必要があります。

(2) 下水道の基本的な考え方

下水道施設の長寿命化や下水等の処理の効率化により衛生環境の確保に取り組みます。また、下水汚泥*¹ や消化ガス*² などの下水道資源の有効活用に取り組みます。

(3) 都市づくりの基本方針と都市計画の決定等の方針

下水道施設の長寿命化、MICS 事業*³ の推進による下水等の処理の効率化を図ります。

下水道資源の有効活用を図ります。

また、用途地域の見直しに併せて、都市計画に定める下水道の排水区域についても見直します。

* 1 下水汚泥：下水から窒素やリンを取り除く際に発生する泥状の堆積物。有機物を多く含んでいるため、堆肥などに適しています。

* 2 消化ガス：下水汚泥の発酵処理に伴い発生するガスでメタンなどを含んでいます。

* 3 MICS 事業：下水やし尿は、国土交通省や農林水産省、環境省など処理をする区域や処理の方法により所管する省庁が異なりますが、MICS（Ministry Intelligence Comprehensive System）事業とは、所管する省庁が異なる下水とし尿を共同で処理するための処理施設などを整備する事業であり、汚水等の処理の効率化が図られます。



(4) 都市づくりの基本方針に基づく具体的施策

都市づくりの基本方針に基づく具体的施策を目指すべき方向性ごとに次のとおり定めます。
 なお、それぞれの具体的施策の内容については、第Ⅳ章でまとめます。

1) コンパクト+ネットワークのまちづくり

① 下水道施設の長寿命化

都市における衛生環境を確保するため、下水処理施設や管路など下水道施設の長寿命化に取り組みます。また、し尿処理施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、下水処理施設を改修しし尿と下水を一緒に処理するMICS事業に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
15	下水道施設の長寿命化	下水道施設の長寿命化、住環境の保全	
16	MICS事業の推進	し尿処理施設の老朽化に伴うMICS事業の推進	

2) 地域ブランディングの推進

① 下水道資源の有効活用

下水処理に伴い発生する下水汚泥については、窒素やリンなど有機物を多く含むため、堆肥として農地に還元する取組を引き続き進めます。また、下水汚泥の処理に伴い発生する消化ガスについても、汚泥に必要な加温のための熱源として有効活用を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
17	下水道資源の有効活用	下水道資源（下水汚泥や消化ガス）の利活用	

7 その他の都市施設

その他の都市施設に関わる基本方針では、都市施設の適切な管理運営と長寿命化に関わる方針を定めます。

(1) その他の都市施設の課題

各都市施設の適切な管理運営と長寿命化により、都市における利便性等を確保する必要があります。

(2) その他の都市施設の基本的な考え方

人口の減少や高齢化に伴う需要等の変化に対応した各都市施設の適切な管理運営と長寿命化を図ります。

(3) 都市づくりの基本方針と都市計画の決定等の方針

人口の減少や高齢化に伴う需要等の変化に対応した各都市施設の適切な管理運営と長寿命化を図ります。

(4) 都市づくりの基本方針に基づく具体的施策

都市づくりの基本方針に基づく具体的施策を目指すべき方向性ごとに次のとおり定めます。

なお、それぞれの具体的施策の内容については、第Ⅳ章でまとめます。

1) コンパクト+ネットワークのまちづくり

①適切な維持管理と長寿命化

人口の減少や高齢化の進行に伴う各都市施設の需要等の変化を踏まえ、都市環境を保全するため、適切な維持管理による長寿命化に取り組みます。

[具体的施策]

番号	具体的施策	概要	備考
18	各施設の適切な維持管理と長寿命化	各施設の需要等を踏まえた、適切な管理運営と長寿命化	

8 防災性の向上

防災性の向上に関わる基本方針では、地震などの災害に対する対応力の向上、高齢者や障がい者が安心して地域で暮らせる環境づくりなどに関わる方針を定めます。

(1) 防災性の向上に関わる課題

近年の国内の地震による被害や、市街地近郊に内陸型活断層が存在すること、河川の氾濫により浸水のおそれがある市街地があることなどを踏まえ、地震などの災害に備えた都市構造や適応できる体制づくりに取り組む必要があります。

また、高齢者や障がい者の生活支援など誰もが安全に安心して生活できる都市環境、住環境の形成、市民協働の下での地域の実情に応じた安全安心の確保に取り組む必要があります。

(2) 防災性の向上に関わる基本的な考え方

道路ネットワークの整備や道路除排雪体制の確保、市民協働の下での高齢者や障がい者の生活支援などによる安全安心の確保など、災害に強く安全で安心なまちづくりに取り組みます。

(3) 都市づくりの基本方針と都市計画の決定等の方針

都市内道路ネットワークの整備などによる災害に強いまちづくりや道路除排雪体制の確保による雪に強いまちづくりに取り組みます。

高齢者や障がい者などの生活支援や安全安心が確保された住環境の形成に取り組みます。

市民協働による雪への対応や安全安心の確保に取り組みます。

(4) 都市づくりの基本方針に基づく具体的施策

都市づくりの基本方針に基づく具体的施策を目指すべき方向性ごとに次のとおり定めます。

なお、それぞれの具体的施策の内容については、第Ⅳ章でまとめます。

また、それぞれの具体的施策は、2つまたは3つの目指すべき方向性に位置づけ、取り組むものがあるため、重複（再掲）するものがあります。

1) コンパクト+ネットワークのまちづくり

① 空き家の利活用の促進

人口の減少や高齢化の進行に伴い増加が懸念される管理不全な空き家の発生を抑制するため、空き家や既存住宅の利活用を促進します。具体的には、中古住宅の流通促進や持ち家の高齢者世帯の住み替えと転賃の促進、住宅リフォームの推進などに取り組めます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
7	空き家の利活用促進	空き家の利活用を図り管理不全な空き家の発生を抑制するための取組の推進（住宅リフォームの推進、中古住宅の流通促進など）	

②骨格となる道路の整備と都市内道路ネットワークの形成

都市の骨格となる都市内ループ道路と地域間連絡道路の整備に引き続き取り組むとともに、市街地内の渋滞の緩和や防災性の向上を図るため、都市内道路ネットワークの整備に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
11	都市内ループ道路の整備	市街地内環状道路である都市内ループ道路の整備（西 20 丁目通の整備）	
12	地域間連絡道路の整備	住宅地と骨格となる幹線道路を結ぶ地域間連絡道路の整備（東 17 丁目通の整備）	
13	都市内道路ネットワークの整備	市街地内での円滑な移動と交通渋滞の緩和を図るための都市内道路ネットワークの整備（東 19 号線の整備）	

③道路除排雪の推進

道路除排雪の体制を確保するとともに、町内会と連携した道路排雪の実施に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
22	道路除排雪体制の確保、地域自主排雪の支援	除雪対策本部の設置など道路除雪体制を確保するとともに、地域自主排雪支援制度により町内会と連携した道路排雪を実施	

④災害に強いまちづくり

地震や水害などの災害発生時に、緊急車両の通行や避難、物資輸送に使用できる道路の整備、避難施設や住宅、建築物の耐震化、自主防災組織の設立や避難時に支援が必要な住民の把握と対応など、災害に強いまちづくり、都市づくりを進めます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
25	まちづくりにおける防災・減災の推進	地震をはじめとする災害に対応した防災・減災まちづくりの推進	



2) 地域ブランディングの推進

①空家化の防止による安全安心な住環境の形成

空家や既存住宅の利活用を促進することにより、管理不全な空家の発生を抑制し、落雪や倒壊、火災などの防止や地域の防犯性の向上、コミュニティの維持を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
7	空家の利活用促進	空家の利活用を図り管理不全な空家の発生を抑制するための取組の推進（住宅リフォームの推進、中古住宅の流通促進など）	*再掲

②骨格となる道路の整備による利便性、防災性の向上

都市内ループ道路や地域間連絡道路、その他の都市内道路ネットワークの整備により、市街地内の渋滞の緩和や日常生活の利便性の向上を図るとともに、災害時の緊急輸送道路を確保します。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
11	都市内ループ道路の整備	市街地内環状道路である都市内ループ道路の整備（西20丁目通の整備）	*再掲
12	地域間連絡道路の整備	住宅地と骨格となる幹線道路を結ぶ地域間連絡道路の整備（東17丁目通の整備）	*再掲
13	都市内道路ネットワークの整備	市街地内での円滑な移動と交通渋滞の緩和を図るための都市内道路ネットワークの整備（東19号線の整備）	*再掲

③道路除排雪による安全安心の確保

道路除排雪の体制確保や地域と連携した道路排雪の実施により、冬期間の生活環境の確保を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
22	道路除排雪体制の確保、地域自主排雪の支援	除雪対策本部の設置など道路除雪体制を確保するとともに、地域自主排雪支援制度により町内会と連携した道路排雪を実施	*再掲

④災害に強いまちづくり

地震や水害など、災害を想定した土地利用や道路の整備、施設整備などに取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
25	まちづくりにおける防災・減災の推進	地震をはじめとする災害に対応した防災・減災まちづくりの推進	*再掲

3) 市民協働、公民連携によるまちづくり

①地域が主体となった地域運営の推進

高齢化の進行や空き地の増加など、地域が抱える課題に地域が主体となりきめ細やかに対応するための支援の仕組みを整えます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
29	地域が主体となった地域運営の推進	地域住民等が主体となり地域課題に対応する地域運営の推進	

②市民協働、公民連携による空き家の利活用の促進

増加が懸念される空き家について、所有者に利活用の必要性について理解を求めます。また、空き家の利活用において民間事業者等との連携を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
7	空き家の利活用促進	空き家の利活用を図り管理不全な空き家の発生を抑制するための取組の推進（住宅リフォームの推進、中古住宅の流通促進など）	*再掲

③市民と連携した道路除排雪の実施

道路除排雪の支障となる路上駐車防止や町内会と連携した地域自主排雪支援制度の実施など、市民の理解、協力、連携の下で道路除排雪に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
22	道路除排雪体制の確保、地域自主排雪の支援	除雪対策本部の設置など道路除雪体制を確保するとともに、地域自主排雪支援制度により町内会と連携した道路排雪を実施	*再掲

④地域の防災対応力の向上

自主防災組織の設立や地域で避難時の支援や配慮が必要な高齢者などの把握など、地域の災害対応力の向上を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
25	まちづくりにおける防災・減災の推進	地震をはじめとする災害に対応した防災・減災まちづくりの推進	*再掲



9 景観の形成

景観の形成に関わる基本方針では、緑や歴史的資源を生かした景観の形成や空き地、空き家の利活用による街並み景観の保全などに関わる方針を定めます。

(1) 景観の形成に関わる課題

市街地外縁部の農地や大規模緑地の保全により緑の景観を形成するとともに、市街地内の空き地や空き家の利活用を図ることにより街並みを保全する必要があります。

岩見沢の特性を生かし魅力の向上を図る緑の街並み景観の形成を図るとともに、市民が身近な景観形成に取り組むような環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 景観の形成に関わる基本的な考え方

岩見沢の特性である豊かな緑と歴史的資源を生かした街並み景観の形成に市民協働の下で取り組みます。

(3) 都市づくりの基本方針と都市計画の決定等の方針

農地や大規模緑地などの保全、空き地や空き家の利活用による景観の保全に取り組みます。

緑の骨格形成、緑と歴史的資源を生かした景観形成、まちづくりに取り組みます。

市民等による身近な緑の創出と共有、緑の街並み景観の形成に取り組みます。

また、景観計画の策定について、その必要性を含めて検討します。

(4) 都市づくりの基本方針に基づく具体的施策

都市づくりの基本方針に基づく具体的施策を目指すべき方向性ごとに次のとおり定めます。

なお、それぞれの具体的施策の内容については、第IV章でまとめます。

また、それぞれの具体的施策は、2つまたは3つの目指すべき方向性に位置づけ、取り組むものがあるため、重複（再掲）するものがあります。

1) コンパクト+ネットワークのまちづくり

①市街地の外側の土地利用（農地）の保全

岩見沢市の基幹産業である農業の振興を図るため、農業振興地域農用地区域への編入などにより農地の流動化、担い手農家への集約を図り農地を保全します。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
1	農地の流動化による保全	農業振興地域農用地区域への編入などによる農地の流動化と保全	

②市街地の外側の大規模緑地や自然環境の保全

利根別原生林をはじめとする、市街地に隣接する丘陵地の大規模緑地の整備や森林などの自然環境の保全に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
4	大規模緑地の整備、自然環境の保全	利根別原生林等の整備と保全、利活用、丘陵地の森林などの自然環境の保全	

③空き地、空き家の利活用の促進

市街地における景観の向上を図るため、空き地や空き家の利活用を促進し、街並みを保全します。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
6	空き地の利活用促進（土地利用の促進）	都市機能の集積等を図るための空き地（公有、民有）の利活用の促進	
7	空き家の利活用促進	空き家の利活用を図り管理不全な空き家の発生を抑制するための取組の推進（住宅リフォームの推進、中古住宅の流通促進など）	

④公園・緑地の機能の見直しと住環境の保全

人口の減少や高齢化の進行を踏まえ、遊具等の施設の集約化や機能分担を図るなど、公園の需要と維持管理の負担を踏まえた機能の見直し（改修）に取り組みます。また、機能の見直しにより、公園を活用した住環境の保全に取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
14	公園・緑地の利活用による住環境の保全	人口の減少などを踏まえた公園の機能の見直しと公園の利活用による住環境の保全	

2) 地域ブランディングの推進

① 緑豊かなまちの魅力の向上

市街地に近接、隣接する緑である利根別原生林の整備と保全、利活用を推進することにより、緑豊かなまちの魅力を上させます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
4	大規模緑地の整備、自然環境の保全	市街地に近接する大規模緑地の整備、自然環境の保全と利活用	*再掲

② 管理不全な空き家の発生抑制による安全安心な住環境の形成

空き家や既存住宅の利活用を促進することにより、管理不全な空き家の発生を抑制し、落雪や倒壊、火災などの防止や地域の防犯性の向上、コミュニティの維持を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
7	空き家の利活用促進	空き家の利活用を図り管理不全な空き家の発生を抑制するための取組の推進（住宅リフォームの推進、中古住宅の流通促進など）	*再掲

③ 緑や歴史を生かした街並みの形成、まちづくり

市街地や住宅地で気軽に緑に親しめる環境の保全や形成、歴史を生かした街並みの形成などに取り組みます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
14	公園・緑地の利活用による住環境の保全	人口の減少等に対応した公園の機能の見直しと利活用による住環境の保全	*再掲
20	空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）	空き地の利活用による緑の街並みづくりや住環境の保全、地域の庭（コミュニティガーデン）の設置	
21	街路樹の維持管理	維持管理の負担などを考慮した街路樹の整備	
26	緑の街並み景観の形成	市民等との協働による緑の街並み景観の形成	
27	緑に親しむフットパスの設定	市民が緑に親しむフットパスの設定、共有	
28	歴史的資源などを生かしたまちづくり	鉄道や炭鉱などの歴史的資源を生かした景観形成やまちづくり	

3) 市民協働、公民連携によるまちづくり

①市民協働、公民連携による空き家の利活用の促進

増加が懸念される空き家について、所有者に利活用の必要性について理解を求めます。また、空き家の利活用において民間事業者等との連携を図ります。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
7	空き家の利活用促進	空き家の利活用を図り管理不全な空き家の発生を抑制するための取組の推進（住宅リフォームの推進、中古住宅の流通促進など）	*再掲

②市民協働による緑や歴史の街並みづくり

私有地の空き地や庭先などを利用した緑の街並みの形成や、公園・緑地、街路樹などの維持管理、気軽に緑に親しめる環境づくりなどにおいて、市民との協働による取組を進めます。

【具体的施策】

番号	具体的施策	概要	備考
14	公園・緑地の利活用による住環境の保全	人口の減少等に対応した公園の機能の見直しと利活用による住環境の保全	*再掲
20	空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）	空き地の利活用による緑の街並みづくりや住環境の保全、地域の庭（コミュニティガーデン）の設置	*再掲
21	街路樹の維持管理	維持管理の負担などを考慮した街路樹の整備	*再掲
26	緑の街並み景観の形成	市民等との協働による緑の街並み景観の形成	*再掲
27	緑に親しむフットパスの設定	市民が緑に親しむフットパスの設定、共有	*再掲
28	歴史的資源などを生かしたまちづくり	鉄道や炭鉱などの歴史的資源を生かした景観形成やまちづくり	*再掲